

# 堺市地域防災計画

平成24年6月

## 大 目 次

総則	1
災害予防対策	35
災害応急対策	148
地震編	148
風水害編	267
事故等編	375
災害復旧・復興対策	422
附属 東海地震の警戒宣言に伴う対応	436

## 総 則

第1節 目的等	1
第1 目的	2
第2 計画の性格	2
第3 基本方針	3
第4 計画の構成	4
第2節 市域の概況	5
第1 地理的条件	5
第2 社会的条件	6
第3節 災害の想定	7
第1 想定災害	7
第2 東南海・南海地震防災対策推進地域	15
第4節 防災関係機関の業務大綱	16
第1 堺市	17
第2 大阪府	25
第3 大阪府警察	25
第4 自衛隊	26

第5	指定地方行政機関	26
第6	指定公共機関	27
第7	指定地方公共機関	29
第8	公共的団体	29
第5節	市民、事業者の基本的責務	32
第1	市民	32
第2	事業者	33
第6節	計画の習熟	34
第7節	計画の広域的推進	34
第8節	計画の修正	34

# 災 害 予 防 対 策

<b>第1章</b>	<b>被害の発生抑止・軽減</b>	<b>35</b>
第1節	建築物の耐震化・不燃化	36
第1	既存建築物の防災対策の促進	37
第2	建築時点での建築物の安全性確保に関する指導	38
第3	宅地耐震化の促進	38
第4	建築物内での負傷防止対策の促進	38
第5	建築物の耐震化・不燃化における市民の役割	39
第6	埋立地等の液状化対策の啓発推進	39
第2節	都市基盤施設の被害防止	40
第1	土木構造物の耐震対策等の推進	41
第2	ライフライン・放送施設災害予防対策	41
第3	市の施設	45
第4	文化財	45
第3節	津波被害防止対策の推進	46
第1	津波対策	47
第2	津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備	47
第3	最大クラスの津波からの避難対策	48
第4	津波防災地域づくりの推進	50
第5	防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立	50
第6	臨海部における津波避難対策	51
第4節	水害予防対策の推進	52
第1	河川の改修	53
第2	高潮対策	54
第3	水害防止対策の推進	54
第4	下水道の整備	57
第5	ため池の整備	58
第6	雨水貯留浸透施設	58
第5節	土砂災害予防対策の推進	59
第1	土石流対策（砂防対策）	60
第2	地すべり対策	60
第3	急傾斜地崩壊対策	61
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	61
第5	土砂災害情報の相互通報体制の整備	62
第6	土砂災害警戒情報の作成・発表	62
第7	宅地防災対策	62

第 8	道路防災対策	62
第 6 節	危険物等災害予防対策の推進	63
第 1	危険物災害予防対策	64
第 2	高压ガス及び火薬類災害予防対策	65
第 3	毒物劇物等災害予防対策	65
第 4	放射線災害予防対策	65
第 5	危険物等の輸送災害の予防対策	66
第 6	危険物積載船舶等災害予防対策	66
<b>第 2 章</b>	<b>災害の拡大の抑止</b>	<b>68</b>
第 1 節	市民防災意識の高揚	69
第 1	防災知識の普及啓発	69
第 2	学校園における防災教育	71
第 3	文化財所有者等に対する普及啓発	71
第 2 節	自主防災体制の整備	72
第 1	自主防災組織の活動支援	73
第 2	事業所による自主防災体制の整備	74
第 3	救助活動の支援	75
第 4	堺市消防協力事業所制度の推進	75
第 3 節	都市の防災機能の強化	76
第 1	防災空間の整備	76
第 2	災害に強い市街地の形成	78
第 4 節	火災・延焼予防対策の推進	80
第 1	市街地の火災予防	80
第 2	林野火災の予防	81
第 5 節	消火・救助・救急体制の整備	82
第 1	消防力の強化	82
第 2	広域消防応援体制の整備	84
第 3	地域の力による救助活動体制の整備	84
第 6 節	災害時医療体制の整備	85
第 1	災害時医療の基本的考え方	86
第 2	医療情報の収集・伝達体制の整備	86
第 3	現地医療体制の整備	87
第 4	後方医療体制の整備	87
第 5	医薬品等の備蓄及び確保	88
第 6	患者等搬送体制の確立	88
第 7	個別疾病対策	89
第 8	関係機関協力体制の確立	89
第 9	医療関係者に対する訓練等の実施	89

第7節	避難地・避難路及び誘導體制の整備	90
第1	避難地、避難路の選定	91
第2	避難地、避難路等の安全性の向上	92
第3	避難所の選定、整備	92
第4	避難誘導體制の整備	94
<b>第3章</b>	<b>防災体制の整備</b>	<b>96</b>
第1節	総合的防災体制の整備	97
第1	中枢組織体制の整備	98
第2	防災中枢機能等の確保、充実	102
第3	防災拠点の整備	103
第4	装備資器材等の備蓄	104
第5	応援体制の整備	104
第6	防災訓練の実施	105
第7	人材の教育	108
第8	防災に関する調査研究の推進	109
第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	109
第10	行政機能の喪失又は著しい低下等への対応	109
第2節	情報収集伝達体制の整備	111
第1	災害情報収集伝達システムの整備	112
第2	情報収集伝達体制の強化	113
第3	災害広報体制の整備	113
第4	迅速な住民の安否確認の体制整備	114
第5	観測体制の整備	114
第3節	緊急輸送体制の整備	115
第1	陸上輸送体制の整備	116
第2	航空輸送体制の整備	116
第3	水上輸送体制の整備	117
第4	救援物資集積場所の指定	117
第5	避難所等への物資供給体制の構築	117
第6	支援物資等の集積・輸送体制における民間企業との連携体制の整備	117
第7	輸送手段の確保	118
第8	交通規制・管制の確保	118
<b>第4章</b>	<b>被災者支援の充実</b>	<b>120</b>
第1節	緊急物資の確保	121
第1	給水体制の整備	121
第2	食料・生活必需品の確保	122
第3	他自治体、事業所からの物資の調達	123

第2節	ライフライン機能の確保	124
第1	上水道	125
第2	下水道	125
第3	電力	126
第4	ガス	127
第5	電気通信	128
第6	住民への広報	129
第3節	交通機能の確保	130
第1	鉄軌道施設	130
第2	道路施設	130
第3	港湾施設、漁港施設	130
第4節	災害時要援護者支援対策	131
第1	災害時要援護者の定義	132
第2	災害時要援護者に対する支援体制の整備	132
第3	福祉避難所（二次的な避難施設）の指定	133
第4	外国人に対する支援体制整備	133
第5	その他の災害時要援護者に対する配慮	133
第5節	帰宅困難者対策	134
第1	帰宅困難者への支援	134
第2	帰宅困難者への啓発	134
第3	事業者等の帰宅困難者対策の促進	135
第4	関西広域連合における支援体制の整備	135
第6節	保健衛生対策	136
第1	防疫体制の整備	137
第2	し尿処理	137
第3	ごみ処理	137
第4	がれき等災害廃棄物処理	138
第7節	遺体の収容及び火葬対策	139
第1	遺体安置場所の選定	139
第2	火葬のための施設・資器材の確保	139
第8節	応急住宅対策	140
第1	部局間の連携体制の整備	141
第2	応急危険度判定体制の整備	141
第3	応急仮設住宅等の事前準備	142
第4	斜面判定制度	142
第9節	ボランティアの活動環境の整備	144
<b>第5章</b>	<b>災害予防対策の推進</b>	<b>145</b>
第1節	災害予防対策の推進	146

第2節 防災上緊急に整備すべき施設等の整備 ..... 147



## 災害応急対策 地震編

<b>第1章</b>	<b>初動期の活動</b>	<b>148</b>
第1節	組織動員	149
第1	災害対策本部等の組織体制	149
第2	職員動員計画	152
第3	防災関係機関の動員配備体制	156
第2節	津波対策	157
第1	組織動員配備体制	158
第2	津波警報等の伝達	158
第3	避難対策等	162
第4	水防活動	163
第5	ライフライン・放送事業者の活動	164
第6	交通対策	165
第3節	災害情報の収集伝達	167
第1	情報収集伝達経路	167
第2	被害情報の収集・報告	169
第3	通信手段の確保	172
第4	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	172
第4節	災害広報	173
第1	災害広報	173
第2	広聴活動	176
第5節	広域応援等の要請・受入れ	178
第1	大阪府知事等に対する要請等	179
第2	広域応援等の受入れ	180
第6節	自衛隊の災害派遣	181
第1	派遣要請	182
第2	自衛隊の自発的出動基準	182
第3	派遣部隊の受入れ	183
第4	派遣部隊の活動	183
第5	撤収要請	185
第7節	消火・救助・救急活動	186
第1	市	187
第2	消防局	187
第3	府警察	190
第4	堺海上保安署	190
第5	各機関による連絡会議の設置	191

第6	自主防災組織	191
第8節	医療救護活動	192
第1	医療情報の収集・提供活動	194
第2	現地医療対策	194
第3	後方医療対策	195
第4	医薬品等の確保・供給活動	196
第5	個別疾病対策	196
第9節	避難誘導	197
第1	避難指示、避難勧告、避難準備情報	198
第2	避難者の誘導	201
第3	警戒区域の設定	201
第4	指定避難所の開設及び運営	202
第10節	二次災害の防止	203
第1	防災拠点施設等	204
第2	公共土木施設等	204
第3	建築物等	204
第4	危険物施設等	205
第5	放射性物質に係る施設等	205
第11節	交通規制・緊急輸送活動	206
第1	陸上輸送	206
第2	水上輸送	208
第3	航空輸送	208
第12節	ライフラインの緊急対応	209
第1	上水道施設	210
第2	公共下水道施設	211
第3	電力施設	211
第4	都市ガス施設	212
第5	電気通信施設	213
第13節	交通の安全確保	215
第1	被害状況の報告	215
第2	各施設管理者における対応	215
第14節	被災建築物対応	217
第1	防災拠点施設の応急危険度判定の実施	217
第2	民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備	217
第3	その他公共施設等の応急危険度判定実施準備	218
<b>第2章</b>	<b>応急復旧期の活動</b>	<b>219</b>
第1節	災害救助法の適用	220
第1	法の適用	220

第2	救助の内容	221
第2節	指定避難所の開設・運営	223
第1	指定避難所の開設	224
第2	指定避難所の管理、運営	225
第3	指定避難所外避難者の対応	226
第4	広域的避難収容	226
第5	指定避難所の早期解消のための取組み	227
第3節	緊急物資の供給	228
第1	給水活動	229
第2	食糧の供給	230
第3	生活必需品の供給	230
第4	その他の防災関係機関	231
第4節	保健衛生活動	232
第1	感染症予防活動	233
第2	食品衛生監視活動	233
第3	環境衛生活動	234
第4	被災者の健康維持活動	234
第5	応援要請	235
第6	動物保護等の実施	235
第5節	災害時要援護者支援	236
第1	災害時要援護者の被災状況の把握等	236
第2	被災した災害時要援護者への支援活動	236
第6節	社会秩序の維持	238
第1	住民への呼びかけ	238
第2	警戒活動	238
第3	物価の安定及び物資の安定供給	238
第7節	ライフラインの確保	240
第1	上水道施設	241
第2	公共下水道施設	242
第3	電力施設	243
第4	都市ガス施設	243
第5	電気通信施設	243
第8節	交通の機能確保	245
第1	障害物の除去	245
第2	各施設管理者における復旧	245
第9節	農水産関係応急対策	247
第1	農業用施設	248
第2	農作物	248

第3	畜産	248
第4	漁業	248
第10節	応急住宅対策	249
第1	被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施	250
第2	被災住宅応急復旧支援	250
第3	住宅確保対策	251
第4	住宅に関する相談窓口の設置等	251
第5	建築物被害調査への協力	251
第11節	応急教育等	252
第1	教育施設の応急整備	253
第2	応急教育体制の確立	253
第3	学校給食の応急措置	254
第4	教職員の確保	254
第5	就学援助等	254
第6	文化財の応急対策	255
第12節	廃棄物の処理	256
第1	し尿処理	256
第2	ごみ処理	257
第3	がれき等災害廃棄物処理	258
第4	倒壊家屋等の解体撤去	258
第13節	遺体の処理、火葬	260
第1	初期活動	261
第2	遺体の検視等	261
第3	遺体の収容・安置	261
第4	遺体の身元確認	261
第5	遺体の火葬	261
第6	応援要請	262
第14節	自発的支援の受入れ	263
第1	災害発生時におけるボランティアの活動	263
第2	義援金品の受付・配分	265
第3	海外からの支援の受入れ	266

## 災害応急対策 風水害編

<b>第1章</b>	<b>災害警戒期の活動</b>	<b>267</b>
第1節	気象予警報等の伝達	268
第1	気象予警報等	268
第2	住民への周知	273
第2節	組織動員	278
第1	災害対策本部の組織体制	278
第2	職員動員計画	280
第3	防災関係機関の組織動員配備体制	281
第3節	警戒活動	282
第1	気象観測情報の収集伝達	283
第2	水防警報及び洪水予報等	283
第3	水防活動	284
第4	土砂災害警戒活動	285
第5	異常現象発見時の通報	286
第6	ライフライン・交通等警戒活動	287
第7	在港船舶避難活動	288
第4節	避難誘導	289
第1	避難指示、避難勧告、避難準備情報	290
第2	避難者の誘導	293
第3	警戒区域の設定	293
第4	避難所の開設及び運営	294
<b>第2章</b>	<b>災害発生後の活動</b>	<b>295</b>
第1節	災害情報の収集伝達	297
第1	情報収集伝達経路	297
第2	被害情報の収集・報告	299
第3	通信手段の確保	301
第4	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	301
第2節	災害広報	302
第1	災害広報	302
第2	広聴活動	305
第3節	広域応援等の要請・受入れ	307
第1	大阪府知事等に対する要請等	308
第2	広域応援等の受入れ	309
第4節	自衛隊の災害派遣	310
第1	派遣要請	311

第 2	自衛隊の自発的出動基準	311
第 3	派遣部隊の受入れ	312
第 4	派遣部隊の活動	312
第 5	撤収要請	314
第 5 節	消火・救助・救急活動	315
第 1	市	316
第 2	消防局	316
第 3	府	318
第 4	府警察	318
第 5	堺海上保安署	318
第 6	各機関による連絡会議の設置	319
第 7	自主防災組織	319
第 6 節	医療救護活動	320
第 1	医療情報の収集・提供活動	322
第 2	現地医療対策	322
第 3	後方医療対策	323
第 4	医薬品等の確保・供給活動	324
第 5	個別疾病対策	324
第 7 節	交通規制・緊急輸送活動	325
第 1	陸上輸送	325
第 2	水上輸送	327
第 3	航空輸送	327
第 8 節	公共土木施設・建築物等応急対策	328
第 1	公共土木施設等	328
第 2	公共建築物等	329
第 3	応急工事	329
第 9 節	ライフライン・放送の確保	330
第 1	被害状況の報告	330
第 2	各事業者における対応	330
第 10 節	交通の安全確保	334
第 1	被害状況の報告	334
第 2	各施設管理者における対応	334
第 11 節	農水産関係応急対策	336
第 1	農業用施設	336
第 2	農作物	336
第 3	畜産	337
第 4	漁業	337
第 12 節	災害救助法の適用	338

第1 法の適用	338
第2 救助の内容	339
第1 3 節 指定避難所の開設・運営	341
第1 指定避難所の開設	342
第2 指定避難所の管理、運営	343
第3 指定避難所外避難者の対応	344
第4 広域的避難収容	344
第5 指定避難所の早期解消のための取組み	345
第1 4 節 緊急物資の供給	346
第1 給水活動	346
第2 食糧・生活必需品の給付	347
第1 5 節 保健衛生活動	348
第1 感染症予防活動	349
第2 食品衛生監視活動	349
第3 環境衛生活動	350
第4 被災者の健康維持活動	350
第5 応援要請	350
第6 動物保護等の実施	351
第1 6 節 災害時要援護者支援	352
第1 災害時要援護者の被災状況の把握等	352
第2 被災した災害時要援護者への支援活動	353
第1 7 節 社会秩序の維持	354
第1 住民への呼びかけ	354
第2 警戒活動	354
第3 物価の安定及び物資の安定供給	354
第1 8 節 住宅の応急確保	356
第1 被災住宅の応急修理	357
第2 住居障害物の除去	357
第3 応急仮設住宅の建設	357
第4 応急仮設住宅の運営管理	357
第5 公共住宅への一時入居	357
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	358
第7 建設用資機材等の調達	358
第1 9 節 応急教育等	359
第1 教育施設の応急整備	360
第2 応急教育体制の確立	360
第3 学校給食の応急措置	361
第4 教職員の確保	361

第5	就学援助等	361
第6	文化財の応急対策	362
第20節	廃棄物の処理	363
第1	し尿処理	363
第2	ごみ処理	364
第3	がれき等災害廃棄物処理	365
第4	倒壊家屋等の解体撤去	365
第21節	遺体の処理、火葬	367
第1	初期活動	368
第2	遺体の検視等	368
第3	遺体の収容・安置	368
第4	遺体の身元確認	368
第5	遺体の火葬	368
第6	応援要請	369
第22節	自発的支援の受入れ	370
第1	災害発生時におけるボランティアの活動	371
第2	義援金品の受付・配分	373
第3	海外からの支援の受入れ	373
第4	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等	374



## 災害応急対策 事故等編

第1節	海上災害応急対策	375
第1	市の組織動員	376
第2	府現地災害対策本部との連絡	377
第3	通報連絡体制	378
第4	事故発生時における応急措置	378
第5	事故対策連絡調整本部の設置	380
第2節	航空災害応急対策	382
第1	市の組織動員	383
第2	府現地災害対策本部との連絡	384
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	385
第4	その他の地域	385
第3節	鉄道災害応急対策	386
第1	市の組織動員	387
第2	府現地災害対策本部との連絡	388
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	389
第4	情報収集伝達体制	389
第5	鉄軌道事業者の災害応急対策	390
第4節	道路災害応急対策	391
第1	市の組織動員	392
第2	府現地災害対策本部との連絡	393
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	394
第4	情報収集伝達体制	394
第5	道路管理者の災害応急対策	394
第5節	危険物等災害応急対策	396
第1	市の組織動員	397
第2	府現地災害対策本部との連絡	398
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	399
第4	危険物災害応急対策	399
第5	高圧ガス災害応急対策	400
第6	火薬類災害応急対策	402
第7	毒物劇物災害応急対策	403
第6節	高層建築物、市街地災害応急対策	405
第1	市の組織動員	406
第2	府現地災害対策本部との連絡	407
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	408
第4	通報連絡体制	408

第5	火災の警戒	408
第6	市	409
第7	府警察	410
第8	大阪ガス株式会社	410
第9	高層建築物、地下街の管理者等	411
第7節	放射線災害応急対策	412
第1	市の組織動員	413
第2	府現地災害対策本部との連絡	414
第3	関係機関との連携のため現地調整所の設置	415
第4	放射性物質に係る災害応急対策	415
第8節	林野火災応急対策	416
第1	市（危機管理室・産業振興局）の組織動員	417
第2	市（消防局）の組織動員	419
第3	火災通報等	419
第4	火災の警戒	420

## 災害復旧・復興対策

<b>第1章</b>	<b>生活の安定</b>	<b>422</b>
第1節	復旧事業の推進	423
第1	被害の調査	424
第2	公共施設等の復旧	424
第3	激甚災害の指定	424
第4	激甚災害指定による財政援助	425
第2節	被災者の生活確保	426
第1	り災証明書の発行・交付	427
第2	災害弔慰金等の支給	427
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	427
第4	租税等の減免及び徴収猶予等	428
第5	住宅の確保	428
第6	被災者生活再建支援金	429
第3節	中小企業の復興支援	431
第1	市の措置	431
第2	融資の種類	431
第4節	農林漁業関係者の復興支援	432
第1	市の措置	432
第2	資金の融資	432
<b>第2章</b>	<b>復興の基本方針</b>	<b>433</b>
第1節	復興の基本方針	434
第1	基本方針の決定	434
第2	原状復旧	434
第3	復興計画の作成	434

## 附属 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節	総則	436
第1	目的	436
第2	基本方針	436
第2節	東海地震注意情報の措置	437
第1	東海地震注意情報の伝達	437
第2	警戒態勢の準備	437
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	438
第1	東海地震予知情報等の伝達	438
第2	警戒体制の確立	439
第3	住民、事業所に対する広報	440

総

則

## 第1節 目的等

【第1節の構成】

### 第1節 目的等

#### 第1 目的

P.2

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 計画の性格

P.2

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 基本方針

P.3

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 計画の構成

P.4

主担当：危機管理室、防災計画室

## 第1 目的

### 【危機管理室、防災計画室】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画であつて、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

また、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条に基づく堺市国民保護計画の定めるところによる。ただし、政府が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針等を定め、本市において国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置するまでの間における初動対応や原因が不明の災害が発生した場合については、本計画等に基づき実施することとなり、継続性・一貫性を確保しつつ本計画において実施する。

《資料 1-1 災害対策基本法（抜粋）》

《資料 1-2 石油コンビナート等災害防止法（抜粋）》

## 第2 計画の性格

### 【危機管理室、防災計画室】

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあつて、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を具現化するものである。
- 2 この計画は、堺市及び防災関係機関が、堺市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、堺市及び防災関係機関の堺市域に係る防災に関する責任を明確にするとともに、堺市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定するものである。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。

### 第3 基本方針

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 地域防災計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、可能な限り定量的な目標を掲げ、事務の進捗状況を把握する資料を作成する。これにより市域の防災対策の現状を把握し、効果的な施設の整備や体制の構築、これらに係る課題の抽出、予算の配分等の検討資料とする。なお、進捗の把握については、堺市総合計画や各種計画と整合を図る。

#### 2 実施計画の策定

##### (1) 局別実施計画の作成

各局は、本計画に定める分掌事務が的確に遂行できるよう体制整備やマニュアルの作成、研修等についての実施に関して局別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

##### (2) 区別実施計画の作成

各区役所は、各編に定める応急対策について、区役所区域の実情や地域性を踏まえて区別実施計画を定め、その積極的な推進を図る。

##### (3) 防災対応マニュアルの作成

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、職員ひとりひとりの災害対応能力の向上を図るため、災害に関する知識、資器材の操作要領、具体的な活動要領等について時系列的に分かりやすく記載したマニュアルを作成する。

#### 3 教育・訓練の実施

##### (1) 各局における教育・訓練

各局は、災害時に職員が自らの判断で行動できるようにするため、計画的に反復して教育・訓練を行う。

##### (2) 堺市危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）員等の教育・訓練

市は、災害時に災害対策本部組織を円滑に指揮・指導できる能力を体得するため、危機管理センター員等を、「人と防災未来センター」などの優れた防災体制を有する組織に研修派遣するなど、専門的知識や技術の習得を図る。

#### 4 施設・設備等の環境整備

##### (1) 指定避難所の整備

避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。

##### (2) 危機管理統合情報システム（防災情報システム）の整備

災害時の人的な対応能力の限界を補うため、危機管理統合情報システム（防災情報システム）を整備する。



## 第4 計画の構成

【危機管理室、防災計画室】

### 1 基本構成

「総則」

「災害予防対策」各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「災害応急対策」

地震編：地震に対する防災策の基本方針を示す。

風水害編：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

事故等編

①海上・・・海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

②航空・・・航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

③鉄道・・・鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

④道路・・・道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑤危険物等・・・危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑥高層建築物、市街地・・・高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

⑦放射線・・・放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

「災害復旧・復興対策」

「附属」東海地震の警戒宣言に伴う対応

「資料」

## 第2節 市域の概況

【第2節の構成】

### 第2節 市域の概況

#### 第1 地理的条件

P.5

主担当：建築都市局

#### 第2 社会的条件

P.6

主担当：建築都市局、財政局

### 第1 地理的条件

【建築都市局】

#### 1 位置及び面積

堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市に、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市に、西は高石市、南は和泉市、河内長野市に隣接している。市域は、東端（東経135°35'15"）西端（東経135°24'07"）南端（北緯34°25'48"）北端（北緯34°36'31"）で、面積149.99km<sup>2</sup>を有する。

#### 2 地勢

市域は、地域的には東南部の和泉丘陵に連なる丘陵地帯、中西部の平野部と臨海部に大別され、市域の地盤高は、最も高いところで268.9m、低いところで0.1mとなっている。また、市内を流れる一級河川は大和川、西除川、狭間川、東除川、平尾小川、二級河川は、石津川外9河川がある。

#### 3 地質

周辺を山に囲まれて大阪堆積盆地が地下に形成されている。この盆地内部の西側低地部は大阪湾、東側は大阪平野となっている。堺市は大阪平野の大和川及び上町台地の南部に位置する。

堺市の西部には上町断層帯が南北に通過している。同断層は最近の活断層調査より、地震活動期がほぼ満期であると推測されている。この他に堺市に影響を与えると考えられる活断層は、大阪堆積盆地周縁に位置する生駒断層帯、中央構造線等である。

上町断層帯を軸線として堺市域を見れば、以西には沖積層がやや厚く堆積し、沿岸域には大規模人工埋立地が造成されている。この海岸沿いの地域や埋立地は地震時に液状化の危険性が高い。

また、以東には高位・中位・低位段丘が分布し、南部の泉北丘陵は大阪層群下部・上部から

なる。この地域一体は大規模な宅地造成が行われ、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も存在している。旧ため池の内陸埋立地も数多く分布する。

以上のように、堺市域の地盤環境は海域から陸域にかけて遷移し、脆弱箇所も局所的に数多く点在していることが特徴である。

## 4 気候

堺市は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入る。

平年気温は16℃～17℃と温暖であり、降水量は年間1,000～1,500mm程度で全国的にみても少ない方である。

また、年間平均風速は2～3m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。（「2011堺の環境」より）

## 第2 社会的条件

【建築都市局、財政局】

### 1 土地利用

堺市の土地利用は、工場等が立地する臨海部、都心や地域生活拠点等を中心に市街地が形成されている内陸部、及び泉北ニュータウンがある南部の丘陵部に大別される。

臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場・太陽電池工場を核とする環境共生型コンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成するとともに、民間活力を活かして、商業・集客機能など各種都市機能の集積を促進している。

内陸部においては、堺東駅・堺駅を中心とする都心地域で、広域的な経済・生活圏での拠点性を高めるため、市民や地域の事業者等と連携しながら、商業・文化・行政・交流機能等を強化し、安全で賑わいと魅力のある都市の再生を図っている。

また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業関連機関や教育機関と連携した産業振興拠点として機能の充実を図っており、美原区域でも、新拠点の形成に向けて、各種都市基盤の整備を推進している。

その他の既成市街地においても、市街地再開発事業の推進や、密集市街地における課題の解消など、良好な住環境の形成や都市機能の更新等を進めている。

丘陵部には、計画的に整備された市街地の泉北ニュータウンがあり、都市のオープンスペースとしての豊かな自然も残されており、住環境の維持・向上に努めるとともに、自然環境や農空間の保全と活用を図ることとしている。

### 2 人口

平成24年4月1日現在堺市の人口（推計人口）は842,642人、世帯数は349,671世帯であり、人口密度は1km<sup>2</sup>あたり5,618人となっている。

昭和31年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17年2月1日の美原町との合併を経て、その後増加傾向が続いている。

## 第3節 災害の想定

【第3節の構成】

### 第3節 災害の想定

#### 第1 想定災害

P. 7

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 東南海・南海地震防災対策推進地域

P. 15

主担当：危機管理室、防災計画室

### 第1 想定災害

【危機管理室、防災計画室】

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

堺市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに発生が予想される災害は次のとおりである。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

#### 1 堺市地震災害想定総合調査の概要

本市は、堺市の地震防災検討に資することを目的として、平成20年度に堺市地震災害想定総合調査を実施した。これは、堺市域に甚大な影響を及ぼすことが懸念される内陸活断層や南海トラフの活動による大規模地震を対象として、その地震ハザード（地震動、液状化）を適正に評価するとともに、堺市域における各種被害の発生地域と発生規模を予測するなどの地震災害想定を行ったものである。

(1) 想定地震

堺市域への影響が大きいと考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、下記の4断層10ケースの地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震 (4ケース)
- ②生駒断層帯地震 (2ケース、松原断層)
- ③中央構造線断層帯地震 (2ケース)

海溝型地震

- ④東南海・南海地震 (1ケース)

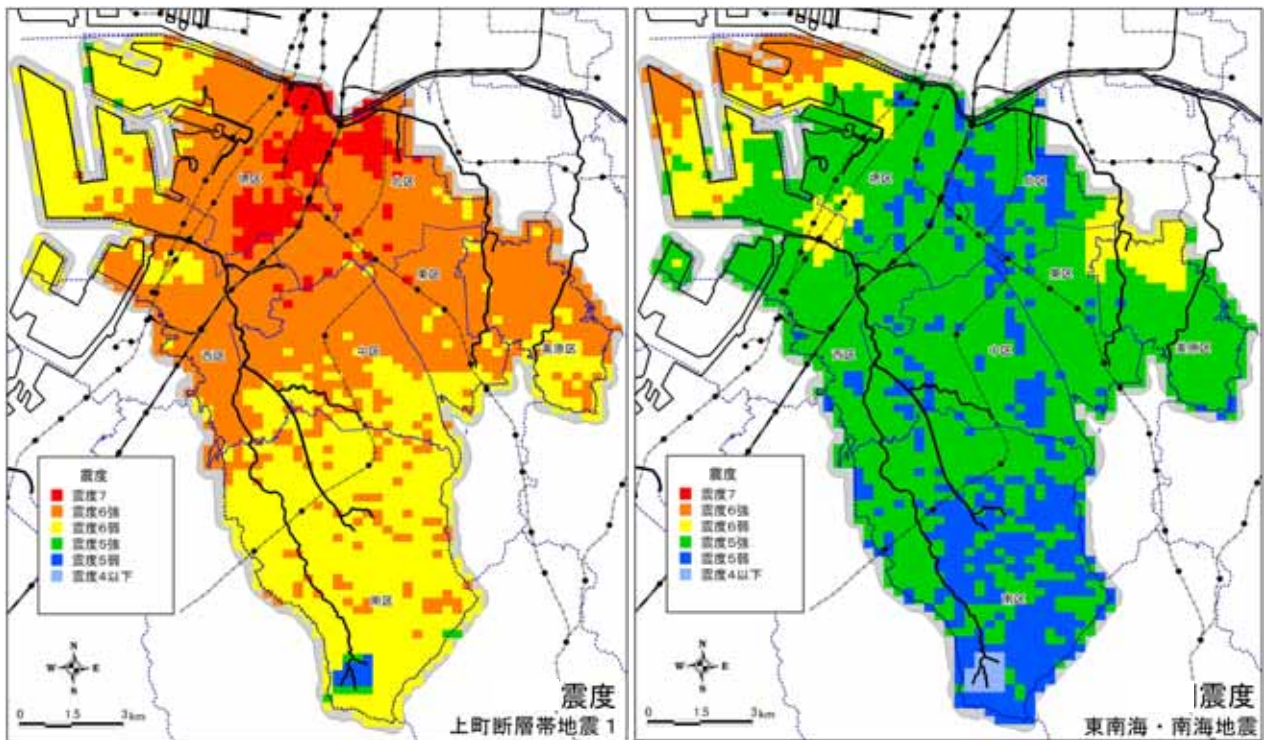
表1 主な被害想定結果 (想定地震は、地形・地質学的に蓋然性が高いケース)

			上町断層帯	生駒断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
マグニチュード			7.4~7.8	7.5~7.9	7.7~8.1	7.9~8.6
震度			5弱~7	5弱~7	5弱~7	4~6強
建物被害	全壊棟数	棟	70,929 (71,237)	18,943 (19,213)	6,726 (7,070)	6,004 (6,007)
	木造	棟	63,916	18,040	6,402	5,638
	非木造	棟	7,013	903	324	366
	半壊棟数	棟	41,415 (42,141)	26,393 (27,033)	11,390 (12,208)	11,022 (11,029)
	木造	棟	33,751	23,276	10,051	9,672
	非木造	棟	7,664	3,117	1,339	1,350
人的被害	死者	人	3,017	331	32	26
	負傷者	人	12,812	6,926	2,692	2,870
出火件数 (炎上1日)	早朝	件	68	9	2	2
	昼間	件	116	15	4	3
	夕刻	件	159	21	6	5
り災者		人	420,132	167,665	64,909	57,861
避難所生活者		人	138,643	55,329	21,420	19,094

※ ( ) の値は、盛土造成地における建物被害を加算

検討の結果、本計画の対象とする地震は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、今後30年以内の発生確率が60~70%と言われている東南海・南海地震の2地震とする。ただし、ケースによっては被害分布が大きく異なるものもあり、被害が小さい評価となっている地域についても注意が必要である。

2つの想定地震における推定震度分布を図1に示す。上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われる。一方で、東南海・南海地震の際は、臨海部で震度6が見られるが、多くの地域では震度5である。



(a) 上町断層帯地震

(b) 東南海・南海地震

図1 想定地震における震度分布

参考として、大阪府調査(2007)による上町断層帯地震と東南海・南海地震の震度予測図を資料編に示す。

《資料 6-3 震度予測図 (上町断層帯地震)》

《資料 6-4 震度予測図 (東南海・南海地震)》

(2) 被害想定結果

対象2地震における被害想定結果の詳細を表2に示す。

表2 対象地震における区別の被害想定結果

被害想定項目		上町断層帯地震	東南海・南海地震	
建物被害 (単位:棟)	全壊棟数	堺市(計)	70,929	6,004
		堺区	25,328	1,770
		中区	11,432	436
		東区	4,422	639
		西区	11,944	1,854
		南区	1,456	153
		北区	14,760	484
		美原区	1,587	668
	焼失棟数	堺市(計)	25,637	数棟
		堺区	6,132	数棟
		中区	6,001	数棟
		東区	2,199	数棟
		西区	5,635	数棟
		南区	32	数棟
		北区	5,629	数棟
美原区		9	数棟	
人的被害 (単位:人)	死者数	堺市(計)	3,017	26
		堺区	1,242	10
		中区	481	1
		東区	103	2
		西区	409	9
		南区	11	0
		北区	760	1
		美原区	11	3
	避難者数	堺市(計)	138,643	19,094
		堺区	36,269	6,082
		中区	24,246	1,514
		東区	10,444	1,835
		西区	24,263	5,159
		南区	5,705	828
		北区	34,219	2,137
美原区		3,497	1,538	
罹災者	堺市(計)	420,132	57,861	

火災による焼失棟数は、冬の18時頃、風速6.9m/s(超過確率1%:1年に3日程度)での推定結果。

死者数は、建物倒壊による死者と上記条件での火災延焼での死者の合計。

【建物被害】

上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となる。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となる。東南海・南海地震の際の被害は、それより小さいとはいえ、約3%の建物が全壊となり、やはり堺区・西区での被害が大きい。

【人的被害】

上町断層帯地震での死者は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となる。なお、早朝発災の場合は約2,800人（すべて建物倒壊）で、建物倒壊による死者数としては最悪のケースとなる。特に、堺区での被害が大きく、約4割を占める。住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人と見込まれる。なお、避難所生活者数は、1995年兵庫県南部地震時の神戸でのピーク時の避難所生活者率である33%を用いて、罹災者数から算出したものである。

【地盤災害】

液状化は、上町断層帯地震では堺区の阪神高速道路より海側のエリアの広域で発生すると予測される。東南海・南海地震の際も、同エリアで規模は小さくなるものの液状化の発生が予測される。

宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟である。特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中している。

【道路交通の被害】

堺市等が管理する約680橋の橋りょうの内、1980年以前（新耐震以前）に建設された橋りょうは約250橋あり、平成21年度時点において26橋（平成23年度時点では37橋）が耐震補強を終了している。上町断層帯地震では、機能障害度ランクがB以上（機能障害の可能性がやや高い）は約280橋と想定される。東南海・南海地震でも約40橋と想定される。

細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に30～50%と高い閉塞確率となっている。

【津波による被害】

「平成15～16年度東南海・南海地震津波対策検討調査（大阪府）」で検討された結果から、東南海・南海地震による津波浸水地域を想定する。津波の到達時間（地震発生直後の初期水位から20cm水位上昇）は、地震発生から約100分で堺に到達すると想定されている。浸水範囲は、阪堺線より西側の和川左岸から大浜あたりに至っており、津波による浸水深さは、深い範囲で2～3mである。これに基づいて評価した津波による建物被害は、床上浸水と床下浸水をあわせて約5千棟と想定される。



以下に、大阪府調査(2007)によるライフライン被害と経済被害について示す。なお、上町断層帯地震については、ライフライン被害では堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を、経済被害では大阪府全体で被害が大きいケースの値を示している。

【ライフラインの被害】

・電力

停電軒数と停電率は下記の通りである。

上町断層帯地震：69.8% 278,290 軒

東南海・南海地震：1.6% 6,515 軒

復旧に要する日数は、下記の通りである。これは、大阪府全域での評価であるが、堺市での被害が大きいケースであるので、堺市での復旧と大阪府全域での復旧はほぼ同時期と考えられる。

上町断層帯地震 B：約 5 日

東南海・南海地震：約 1 日

・都市ガス

供給停止戸数は下記の通りである。

上町断層帯地震：100% 344,000 戸

東南海・南海地震：0% 0 戸

上町断層帯地震のケースでの復旧には、約 1～2 ケ月を大阪府全域で要すると予測される。

・通信

固定電話の被害は以下の通りである。

上町断層帯地震：回線被災率 13.5%

東南海・南海地震：ほぼ 0%

輻輳回復には 3 日、被災回線のサービス復旧には約 2 週間を要すると予測される。

携帯電話については、震度 7 のエリアでは、建物に被害が生じ基地局へ影響が出る可能性がある。通話規制が行われることになると予想されているが、期間までの予測は行われていない。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定する。

・上水道

水道の被害は下記の通りである。

上町断層帯地震：断水率 73.1% 断水人口 60.5 万人

東南海・南海地震：断水率 6.9% 断水人口 5.7 万人

復旧日数は、大阪府全域で下記の通りである。

上町断層帯地震：26 日

東南海・南海地震：9 日

下水道の被害については、大阪府調査(2007)では推定されていない。

【経済被害】

表3に大阪府全体での経済被害額の想定結果を示す。

表3 大阪府の経済被害額集計（単位：億円）

	上町断層帯地震	東南海・南海地震
<b>【直接被害】</b>		
1. 住宅建物		
1) 建物資産喪失	72,768	6,384
2) 家財喪失	27,830	1,715
3) 解体撤去費	3,544	353
2. 交通施設		
1) 道路施設被害	1,718	0
2) 鉄道施設被害	1,610	0
3. ライフライン施設		
1) 電力施設被害	1,800	70
2) ガス施設被害	1,890	0
3) 通信施設被害	1,930	0
4) 水道施設被害	1,030	150
4. 公共土木施設等被害（津波）		5,487
直接被害額 計	114,120	14,159
<b>【間接被害】</b>		
1. 住宅建物被害による生活水準低下		
1) 住生活水準低下	2,721	208
2) 応急仮設住宅設置費	4,362	293
2. 交通被害によるユーザーコスト		
1) 道路のユーザーコスト	11,965	0
2) 鉄道のユーザーコスト	6,032	0
3. 産業被害		
1) ライフライン途絶による産業の生産低下	4,895	3
2) 資本・労働喪失による生産低下 （工業・商業）	51,809	110
間接被害額 計	81,784	614
合計（億円）	195,904	14,773

大阪府調査(2007)による。上町断層帯地震については大阪府全体で被害が大きいケースの値。

## 2 最大クラスの津波の発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する。

### (1) 暫定的に従来の想定の2倍の高さの津波が発生するとした津波被害想定に基づく対策

下記(2)に示す東海・東南海・南海地震（三連動）等に関する知見が得られるまでの間、堺市では、本市域における津波災害について、当面、最大で想定津波高が従来計画の2倍の6mになると仮定して、満潮時を考慮し、沿岸部の標高6.8m未満の地域を暫定的に津波浸水地域と定めて「避難」を中心とするソフト対策を講じる。

### (2) 国等が実施する三連動地震等による被害想定に基づく対策の検討

国等が実施する被害想定の結果に基づき、再度地域防災計画の見直しを行うとともに、「津波ハザードマップ」の改訂を行う。

また、必要に応じて「堺市地震災害想定総合調査」の改訂を行う。

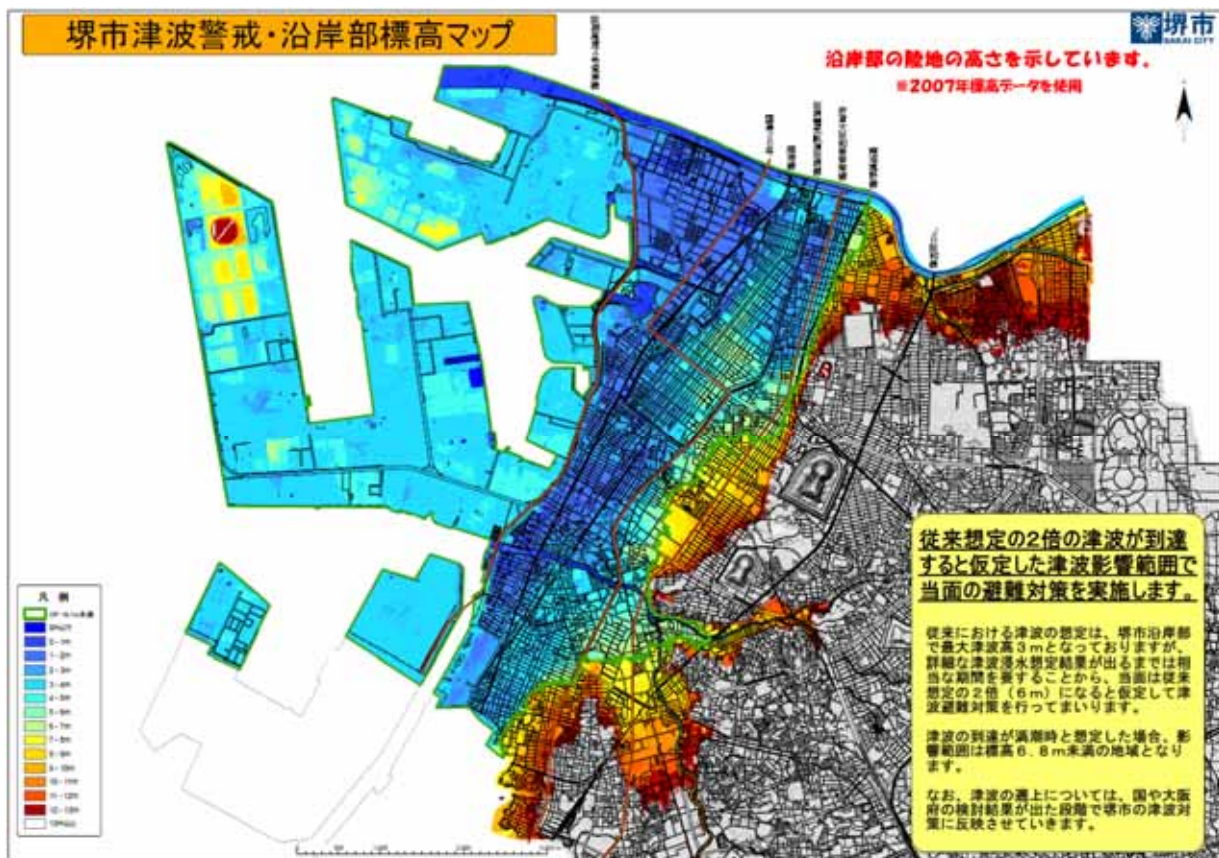


図2 堺市津波警戒・沿岸部標高マップ

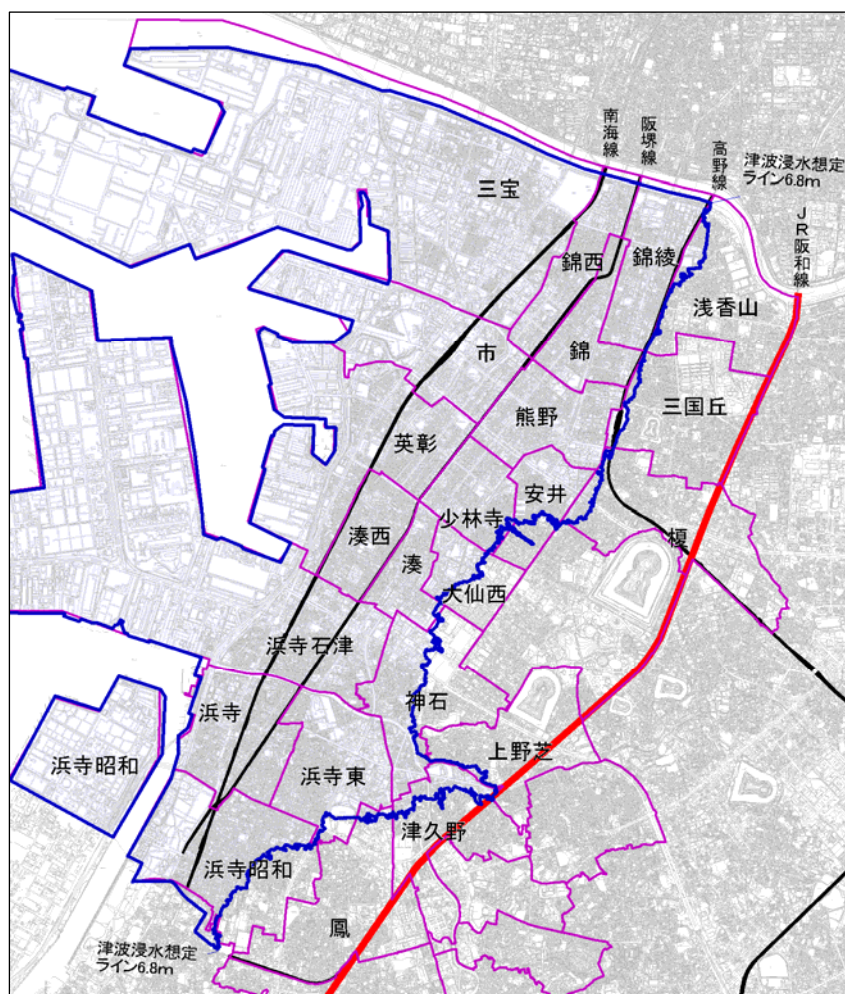


図3 津波高を2倍とした浸水想定区域

## 第2 東南海・南海地震防災対策推進地域

### 【危機管理室、防災計画室】

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定を受け、大阪府では、本市をはじめ30市7町1村（平成15年12月17日時点の行政区画）が推進地域に指定された。

本市においても、同法第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における防災対策の推進を図る。

**第4節 防災関係機関の業務大綱**

【第4節の構成】

第4節 防災関係機関の業務大綱		
第1	堺市	P. 17
主担当：各局共通		
第2	大阪府	P. 25
主担当：大阪府		
第3	大阪府警察	P. 25
主担当：大阪府警察		
第4	自衛隊	P. 26
主担当：自衛隊		
第5	指定地方行政機関	P. 26
主担当：各指定地方行政機関		
第6	指定公共機関	P. 27
主担当：各指定公共機関		
第7	指定地方公共機関	P. 29
主担当：各指定地方公共機関		
第8	公共的団体	P. 29
主担当：危機管理室、防災計画室		

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

## 第1 堺市

【各局共通】

### 1 市長公室

#### (1) 秘書課

- ア 室内の災害対策の調整に関する事。
- イ 災害対策本部長の諸事に関する事。
- ウ 来賓応対に関する事。

#### (2) 広報課

- ア 市民への災害情報提供等の広報に関する事。
- イ 災害時緊急ホームページに関する事。
- ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関する事。
- エ 災害映像記録に関する事。

#### (3) 市政情報課

- 市民からの広聴に関する事。

#### (4) 企画部

- ア 復興に係る市政の総合企画及び調整に関する事。
- イ 政策情報等の支援に関する事。
- ウ 各政令指定都市との応援等についての連絡調整に関する事。
- エ 災害後の状況の統計的とりまとめに関する事。

### 2 危機管理室・防災計画室

- (1) 市の防災対策の総合調整に関する事。
- (2) 防災会議に関する事。
- (3) 堺市地域防災計画に関する事。
- (4) 堺市災害対策本部事務局及び危機管理センターの庶務に関する事。
- (5) 堺市災害対策本部等防災対策組織整備の総括に関する事。
- (6) 堺市域全域を対象とする防災に係る教育、訓練の企画に関する事。
- (7) 局別実施計画及び区別実施計画の認定及び指導に関する事。
- (8) 防災行政無線の整備、運用統制等に関する事。
- (9) 防災拠点の整備の推進に関する事。
- (10) 気象予警報等気象情報の収集・伝達に関する事。
- (11) 被害情報の収集・伝達の総括に関する事。
- (12) 災害救助法関係事務の総括に関する事。
- (13) 被災者生活再建支援法関係事務の総括に関する事。
- (14) 災害用物資・資器材の備蓄調達に関する事。
- (15) 他府県等への緊急調査班の編成に関する事。

- (16) 国・府に対する緊急要望に関すること。
- (17) 他府県、他市町村等との相互応援に関すること。
- (18) 自衛隊との連絡、調整に関すること。
- (19) 危険物の防災対策に関すること。
- (20) 職員救急救命講習の実施等救急救命体制の充実に関すること。

### 3 総務局

- (1) 総務課
  - ア 局内の災害対策の調整に関すること。
  - イ 災害対策本部の施設面に関すること。
  - ウ 本庁舎等の防災に関すること。
- (2) 人事部
  - ア 職員の服務等に関すること。
  - イ 職員の動員体制及び参集状況の把握に関すること。
  - ウ 災害地区班員の体制確保に関すること。
  - エ 職員の給与、給食に関すること。
  - オ 職員の防災研修に関すること。

### 4 財政局

- (1) 資金課
  - ア 局内の災害対策の調整に関すること。
  - イ 資金措置に関すること。
- (2) 財政課
  - ア 行財政の指導に関すること。
  - イ 災害対策関係予算その他財務に関すること。
- (3) 財産活用課
  - ア 共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。
  - イ 市有建築物等の保険に関すること。
- (4) 契約課
  - ア 災害緊急工事の契約に関すること。
  - イ 業界団体等への応援依頼等に関すること。
- (5) 調達課
  - ア 災害応急対策時の緊急物資の調達に関すること。
  - イ 災害復旧時の復旧用資材の調達に関すること。
  - ウ 物資運搬にかかる運搬業者との調整に関すること。
- (6) 税政課
  - ア 災害に関する情報収集及び部内の連絡調整に関すること。
  - イ 市税の減免、納期限の延長の広報及び公告に関すること。
- (7) 市民税管理課
  - 市民税の減免にかかる市税事務所との連絡調整に関すること。

- (8) 資産税管理課
  - ア 土地・家屋のり災証明の発行のための建築物等被害調査の企画・調整に関する事。
  - イ 固定資産税等の減免にかかる企画・調整に関する事。
  - ウ 固定資産税（償却資産）の減免にかかる調査に関する事。
- (9) 収税課・債権回収対策室
  - ア 市税の徴収猶予にかかる市税事務所との連絡調整に関する事。
  - イ 担当事案の市税の徴収猶予に関する事。
- (10) 市税事務所（7箇所）
  - ア 市税の減免に関する事。
  - イ 市税の徴収猶予に関する事。
  - ウ 土地・家屋のり災証明の発行のための建築物等被害調査に関する事。

## 5 市民人権局

- (1) 市民人権総務課
  - ア 局内の災害対策の調整に関する事。
  - イ 区役所との連絡調整に関する事。
  - ウ 区役所間の連絡調整に関する事。
- (2) 消費生活センター
  - 物価の監視・安定にかかる対策など災害時における消費生活の安全・安心の確保に関する事。
- (3) 市民協働課
  - ア 堺市自治連合協議会等との連絡調整に関する事。
  - イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市各区地区との連絡調整に関する事。

## 6 文化観光局

- (1) 観光企画課
  - 局内の災害対策の調整に関する事。
- (2) 国際部
  - 外国人への支援に関する事。
- (3) 文化財課
  - 文化財の保護に関する事。

## 7 環境局

- (1) 環境総務課
  - ア 局内の災害対策の調整に関する事。
  - イ 自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関する事。
- (2) 環境指導課
  - 環境保全に係る情報収集に関する事。
- (3) 産業廃棄物対策課
  - 倒壊家屋等の災害廃棄物（がれき）の処理に関する事。



- (4) 廃棄物政策課  
災害時における一般廃棄物の処理計画等の策定に関すること。
- (5) 環境業務課  
災害時における一般廃棄物の収集計画等の策定に関すること。
- (6) クリーンセンター
  - ア 廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
  - イ 災害時における一般廃棄物の受入れ及び処理に関すること。

## 8 健康福祉局

- (1) 健康福祉総務課  
局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 長寿社会部  
福祉避難所に関すること。
- (3) 高齢施策推進課
  - ア 要援護高齢者等の避難に関すること。
  - イ 要援護高齢者等に対する福祉サービスに関すること。
  - ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。
  - エ 市が要請し、堺市社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターにかか  
る連絡・調整に関すること。
- (4) 障害施策推進課  
障害者等に対する福祉サービスに関すること。
- (5) 障害者支援課
  - ア 災害時要援護者（対象者は局所管分）避難支援のしくみづくりに関すること。
  - イ 障害者等の避難に関すること。
  - ウ 障害者等に対する福祉サービスに関すること。
- (6) 介護保険課  
要介護認定者等の避難に関すること。
- (7) 健康医療推進課
  - ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
  - イ 災害時における保健衛生に関すること。
  - ウ 医師会等との協定に関すること。
  - エ 健康危機管理体制の整備に関すること。
  - オ 保健師の派遣要請及び調整に関すること。
- (8) 斎場  
災害時における遺体の火葬処理に関すること。
- (9) 精神保健課・こころの健康センター  
災害時におけるこころのケアに関すること。
- (10) 保健所
  - ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
  - イ 災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。

- ウ 感染症予防に関すること。
- エ 毒物・劇物の災害予防に関すること。
- オ 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。
- カ 飲食物の安全確保に関すること。
- キ 被災したペットの一時収容などの対策に関すること。

## 9 子ども青少年局

- (1) 子ども企画課  
局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 子ども育成課  
妊産婦、乳幼児とその保護者への支援に関すること。
- (3) 保育運営課  
災害時における臨時保育に関すること。
- (4) 子ども相談所  
災害時における一時保護所及び児童養護施設等への入所児童に対する危機管理に関すること。

## 10 産業振興局

- (1) 産業政策課  
局内の災害対策の調整に関すること。
- (2) 港湾事務所  
港湾における船舶対策に関すること。
- (3) ものづくり支援課  
中小企業に対する災害特別融資に関すること。
- (4) 雇用推進課
  - ア 被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。
  - イ 災害による離職者に対する就職あっせんの要請に関すること。
- (5) 農水産課
  - ア 被災農水産業者に対する災害融資に関すること。
  - イ 農作物及び家畜の防疫に関すること。
  - ウ 漁港施設対策に関すること。
  - エ 堺市立青果地方卸売市場の活動把握に関すること。
- (6) 農業土木課
  - ア 農業施設の防災計画に関すること。
  - イ ため池防災に関すること。
  - ウ 土地改良事業に関すること。
  - エ 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。

## 11 建築都市局

- (1) 都市政策課

- ア 局内の災害対策の調整に関すること。
- イ 管下事業主体の対策調整に関すること。
- ウ 震災に強い市街地形成に関する企画・立案に関すること。
- エ 防火地域・準防火地域の指定に関すること。
- (2) 都市計画課
  - 防火地域・準防火地域の指定に関すること。
- (3) 公共交通課
  - 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 都市整備推進課
  - ア 市街地再開発事業等に係わる事業の促進に関すること。
  - イ 密集住宅市街地の整備推進に関すること。
  - ウ 土地区画整理事業に係わる事業の推進に関すること。
- (5) 臨海整備室
  - 基幹的広域防災拠点の整備促進に関すること。
- (6) 鳳地区整備室
  - 鳳駅南地域に係わる防災空間や市街地の整備推進に関すること。
- (7) 住宅まちづくり課
  - ア 公営住宅復旧計画に関すること。
  - イ 災害公営住宅整備に関すること。
  - ウ 応急仮設住宅建設用地の確保等事前準備に関すること。
  - エ 応急仮設住宅建設に関すること。
  - オ 住宅に関する相談窓口の設置に関すること。
  - カ り災都市借地借家臨時処理法に関すること。
  - キ 住宅復興計画の策定に関すること。
- (8) 住宅管理課・住宅改良課
  - ア 被災市営住宅の応急対策に関すること。
  - イ 既設市営住宅の復旧に関すること。
- (9) 建築監理課・建築課・設備課
  - ア 市有建築物（新築）の耐震化に関すること。
  - イ 市有建築物（既設）の耐震化促進に関すること。
  - ウ 応急仮設住宅の建設に関すること。
  - エ 市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。
- (10) 開発調整部
  - ア 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定実施本部に関すること。
  - イ 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び調整に関すること。
  - ウ 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定に関すること。
  - エ 被災宅地危険度判定制度の整備及び判定実施に関すること。
  - オ 建築物の防火、避難対策の促進に関すること。
  - カ 民間建築物の耐震化促進に関すること。

- キ 宅地防災パトロールの活動に関する事。
- ク 被災建築物応急危険度判定制度の整備及び判定実施に関する事。

## 1.2 建設局

- (1) 建設総務課
  - 局内の災害対策の調整に関する事。
- (2) 土木監理課
  - ア 水防に関する事。
  - イ 道路交通の確保に関する事。
- (3) 地域整備事務所（西部、北部、南部）
  - ア 道路の被害等の調査及び応急復旧に関する事。
  - イ 道路における障害物の排除に関する事。
- (4) 路政課
  - ア 道路交通情報盤等に関する事。
  - イ 道路区域の確認に関する事。
- (5) 河川水路課
  - ア 河川等の整備に関する事。
  - イ 土砂災害危険地等の把握及び調整に関する事。
- (6) 道路整備課
  - 緊急交通路等における橋りょうの耐震化等に関する事。
- (7) 道路計画課
  - 都市計画道路の整備に関する事
- (8) 公園監理課
  - 公園施設の適正管理に関する事。
- (9) 公園緑地整備課
  - ア 避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園の整備に関する事。
  - イ 防災に資する緑の保全と創出に係る基本計画及び施行に関する事。
- (10) 公園事務所（大浜、大仙、原池、泉ヶ丘）
  - ア 公園施設の適正管理に関する事。
  - イ 公園施設の被害等の調査及び応急復旧に関する事。

## 1.3 区役所

- (1) 企画総務課
  - ア 区内の災害対策の調整に関する事。
  - イ 区災害対策本部事務局の運営に関する事。
  - ウ 災害対策本部、現地災害対策本部との連絡調整に関する事。
  - エ 区役所庁舎等の防災に関する事。（堺区役所を除く。）
  - オ 被害情報の収集・伝達・記録に関する事。
  - カ 市民相談に関する事。
  - キ 災害用物資・資器材の備蓄管理に関する事。

- ク 避難収容に関すること。
- ケ 救助・救急活動に関すること。
- (2) 自治推進課
  - ア 自主防災組織に関すること。
  - イ 日本赤十字社大阪府支部及び日赤堺市地区本部との連絡調整に関すること。
  - ウ 区域を対象とする防災啓発や訓練の企画に関すること。
  - エ 災害救助法による給付に関すること。
  - オ 被災者生活再建支援法による給付に関すること。
  - カ 堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。
- (3) 市民課
  - リ 災証明書発行に関すること。
- (4) 保健福祉総合センター
  - ア 災害ボランティアの連絡・調整に関すること。
  - イ 災害時要援護者対策の実施に関すること。
  - ウ 被災地の保健活動に関すること。

#### 1.4 消防局

- ア 消防に関する組織の整備に関すること。
- イ 消防に関する教育及び訓練に関すること。
- ウ 消防に関する物資、資機材の整備に関すること。
- エ 消防施設の充実整備に関すること。
- オ 災害通信伝達体制の整備に関すること。
- カ 消防相互応援体制の整備に関すること。
- キ 災害情報の収集に関すること。
- ク 消防、水防その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- ケ 救助、救急、救護活動に関すること。
- コ 消防施設の災害復旧に関すること。
- サ 消防活動情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- シ 消防活動要員の確保に関すること。
- ス 消防団の要請及び指揮に関すること。
- セ 消防計画に関すること。
- ソ (仮称)堺市総合防災センターに関すること。
- タ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 (消防団)
- チ 地域住民の避難誘導の実施 (消防団)
- ツ 消火活動及び救助活動の実施 (消防団)

#### 1.5 会計室

- ア 災害救助基金の出納に関すること。
- イ 義援金品受入れに関すること。
- ウ 救助物資等の供給計画策定に関すること。

### 16 上下水道局

- ア 水道水の供給確保に関する事。
- イ 上下水道施設の耐震化等に関する事。
- ウ 上下水道施設の被害状況の把握に関する事。
- エ 上水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関する事。
- オ 給水の制限・停止に関する事。
- カ 上下水道施設の災害復旧事業計画に関する事。
- キ 応急給水及び応急復旧に関する事。
- ク 上下水道施設の災害対策調整に関する事。
- ケ 浸水地域の把握に関する事。

### 17 教育委員会

- ア 指定避難所（市立学校園等に限る。）に関する事。
- イ 防災教育に関する事。
- ウ 幼児・児童・生徒の安全の確保に関する事。
- エ 災害応急教育に関する事。
- オ 被災幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関する事。

## 第2 大阪府

【大阪府】

### 1 鳳・富田林土木事務所

- (1) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の連絡調整等に関する事。
- (2) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防事務組合等への現地指導、洪水予報等の伝達、被災状況の把握に関する事。

### 2 港湾局

港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、災害応急対策、復旧対策に関する事。

### 3 泉州農と緑の総合事務所

ため池の防災対策、災害応急対策、水防対策等に関する事。

## 第3 大阪府警察

【大阪府警察】

- (1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握及び二次被害の防止に関する事。
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。
- (3) 交通規制・管制に関する事。
- (4) 広域応援等の要請・受入れに関する事。
- (5) 遺体の検視（見分）等の措置に関する事。

- (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- (7) 災害資機材の整備に関すること。

## 第4 自衛隊

### 【自衛隊】

- (1) 地域防災計画に係る訓練実施に対する支援、協力に関すること。
- (2) 府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

## 第5 指定地方行政機関

### 【各指定地方行政機関】

### 1 近畿総合通信局

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
- (3) 災害時における電気通信の確保
- (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

### 2 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び管理に関すること。
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- (3) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
- (8) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- (9) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (10) 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- (11) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- (12) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- (13) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。
- (14) 基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関すること
- (15) 港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理

### 3 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整

- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報提供

#### 4 大阪海上保安監部（堺海上保安署）

- (1) 災害の情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (2) 海難救助に関すること。
- (3) 船艇及び航空機による飲料水及び救援物資等並びに避難者等の輸送に関すること。
- (4) 流出油等の危険物防除等海域における災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 被災沿岸周辺海域における治安の維持及び犯罪の予防、取締りに関すること。
- (6) 船舶交通の整理規制及び指導等の安全確保に関すること。
- (7) 水路の測量に関すること。
- (8) 航路標識の復旧等に関すること。
- (9) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- (10) 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
- (11) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

### 第6 指定公共機関

【各指定公共機関】

#### 1 株式会社NTT西日本一関西（大阪支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

#### 2 KDDI株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。

#### 3 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。



- (2) 災害時における血液製剤等の供給に関すること。
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5) 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6) 救援物資の備蓄に関すること。
- (7) 死体の処理に関すること。

#### 4 西日本高速道路株式会社（関西支社）、阪神高速道路株式会社

- (1) 道路施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

#### 5 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

#### 6 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

#### 7 日本通運株式会社（堺支店）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

#### 8 関西電力株式会社（南大阪営業所）

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力による二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

#### 9 日本放送協会（大阪放送局）

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (7) 災害時における広報に関する事。
- (8) 災害時における放送の確保に関する事。
- (9) 災害時における安否情報の提供に関する事。

**10 郵便事業株式会社・郵便局株式会社（堺、堺金岡、堺中、鳳、泉北、浜寺、美原）**

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事。
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。

**第7 指定地方公共機関**

【各指定地方公共機関】

**1 泉州水防事務組合**

- (1) 水防団員の教育及び訓練に関する事。
- (2) 水防資機材の整備、備蓄に関する事。
- (3) 水防活動（津波対策を含む）の実施に関する事。

**2 南海電気鉄道株式会社（堺駅）**

- (1) 鉄道施設の防災管理に関する事。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

**3 社団法人大阪府トラック協会（泉州支部）**

- (1) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- (2) 復旧資器材等の輸送協力に関する事。

**第8 公共的団体**

【危機管理室、防災計画室】

**1 地方独立行政法人堺市立病院機構市立堺病院**

災害時医療の提供に関する事。

(1) 総務課

- ア 院内の防災対策の調整に関する事。
- イ 医療救護班の活動に関する事。
- ウ 災害時用医薬品・医療器材等の備蓄に関する事。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）に関すること。

## 2 阪堺電気軌道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、大阪市交通局

- (1) 鉄道又は軌道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道又は軌道通信施設の利用に関すること。
- (5) 被災施設の復旧事業の推進に関すること。

## 3 社団法人堺市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

## 4 社団法人堺市歯科医師会、社団法人南河内歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

## 5 社団法人堺市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に関すること。
- (2) 公衆衛生の活動に関すること。
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

## 6 各土地改良区（光明池、狭山池）

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3) 湛水防除活動に関すること。
- (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

## 7 各民間放送株式会社

- (1) 防災知識の普及等に関すること。
- (2) 災害時における広報に関すること。
- (3) 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

## 8 社団法人大阪府エルピーガス協会

- (1) エルピーガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関すること。

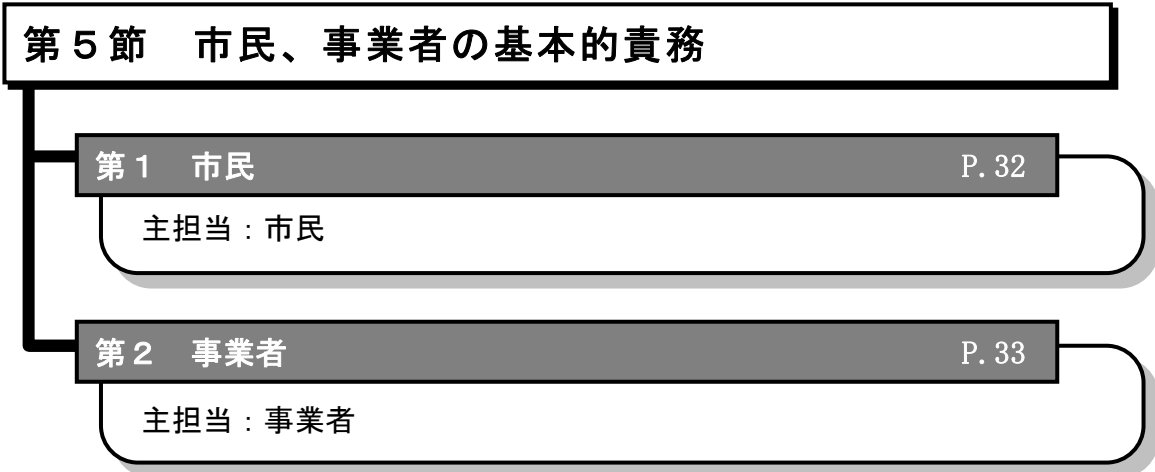
- (4) 被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関する事。

## 9 堺市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事。
- (2) 災害ボランティアの募集・受け入れ・活動の調整に関する事。
- (3) 災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習・登録に関する事。

## 第5節 市民、事業者の基本的責務

【第5節の構成】



### 第1 市民

【市民】

自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。市民はこのことを自覚し、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、次のことに努める。

#### 1 平常時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋、ブロック塀の耐震性向上及び家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具などの安全点検をすること。
- (4) 避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄をすること。
- (6) 自主防災組織など地域の防災活動へ積極的に参加すること。

#### 2 災害時に実践に努める事項

- (1) 指定避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 災害時要援護者への支援をすること。
- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

## 第2 事業者

### 【事業者】

自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、従業員や利用者等の安全を確保するなど防災体制の充実を図るとともに、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

#### 1 平常時の実践事項

- (1) 防災体制を整備すること。
- (2) 建築物の耐震性を向上させること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 保有する防災資器材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (7) 防災資器材を備蓄すること。
- (8) 飲料水、食糧及び生活必需品を備蓄すること。
- (9) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の作成に努めること。

#### 2 災害時に実践に努める事項

- (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (3) 二次災害の防止に努めること。
- (4) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
- (5) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。

## 第6節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平常時における計画の円滑な実施を図るため、また災害時における各機関の有する機能を十分に発揮させるため、常に調査、研究及び教育を実施して本計画及びこれに関連する他の計画を習熟する。

また、防災対策の総合的な推進を図るため、住民への周知を図る。

## 第7節 計画の広域的推進

市及び防災関係機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。また、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図る。

## 第8節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見のあるときは、その案を防災会議に提出する。

# 災 害 予 防 対 策





## 第1章 被害の発生抑止・軽減

【第1章の構成】

第1章 被害の発生抑止・軽減		
第1節	建築物の耐震化・不燃化	P. 36
第2節	都市基盤施設の被害防止	P. 40
第3節	津波被害防止対策の推進	P. 46
第4節	水害予防対策の推進	P. 52
第5節	土砂災害予防対策の推進	P. 59
第6節	危険物等災害予防対策の推進	P. 63

## 第1節 建築物の耐震化・不燃化

【第1節の施策体系】

### 第1節 建築物の耐震化・不燃化

#### 第1 既存建築物の防災対策の促進

P. 37

主担当：建築都市局

#### 第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導

P. 38

主担当：建築都市局

#### 第3 宅地耐震化の促進

P. 38

主担当：建築都市局

#### 第4 建築物内での負傷防止対策の促進

P. 38

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割

P. 39

主担当：市民・事業者

#### 第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進

P. 39

主担当：市民・事業者

堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）、6,004棟（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、古い木造家屋を中心に多くの住宅や事業所施設が倒壊、破損し、人的、物的に甚大な被害の発生が懸念されている。また、火災による焼失棟数についても、25,637棟（上町断層帯地震）、数棟（東南海・南海地震）と想定されている。

さらに、同調査による死者数の想定は3,017名（上町断層帯地震）、26名（東南海・南海地震）となっており、想定される死者の大多数は建築物の倒壊及び火災によるものである。

市は、大規模地震災害による死者数の半減を目標に掲げ、災害による建築物の倒壊や火災による被害を抑止・軽減するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。なお、建築物の耐震化については、「堺市耐震改修促進計画」（平成19年5月策定）に基づき、平成27年における耐震化率90%（防災関連施設は100%）を目標とする。

## 第1 既存建築物の防災対策の促進

### 【建築都市局】

市（建築都市局）は、「堺市耐震改修促進計画」（平成19年5月策定）に基づき、防災関連施設、指定緊急道路を閉塞するおそれのある建築物、その他特定建築物の耐震改修、昭和56年以前に建築された木造住宅や分譲マンションを重点とした住宅の耐震改修の促進に努めるとともに、不特定多数の人が利用する建築物など防火・避難の確保に緊急を有する建築物を重点に防火避難対策の向上を図る。

### 1 耐震対策の促進

#### (1) 公共建築物

ア 市（各施設管理者）は、その管理する公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策を計画的に実施し、これを公表する。

イ 市（各施設管理者）は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。

ウ 市（建築都市局）は、市営住宅について計画的な建替事業を進め、耐震化を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。

エ 市は、公共建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

オ 市（建築都市局）は、避難地内市有建築物の耐震化を促進する。

カ 市（建築都市局）は、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ出先施設の耐震化を推進する。

#### (2) 民間建築物

市（建築都市局）は、以下を実施する。

ア 耐震診断・耐震改修の必要性について広報さかい、ホームページや出前講座などを活用した啓発活動

イ 特定建築物への耐震診断・耐震改修補助の実施

- ウ 木造住宅の無料耐震診断の実施
- エ 住宅への耐震診断、耐震改修補助の実施
- オ 老朽化の進んだ分譲マンションの管理組合及び区分所有者等に対し、建て替えや耐震改修について、専門家による技術面、法律面での相談等実務的な支援の実施
- カ 老朽化の進んだ木造賃貸集合住宅等の建て替えに対する補助、従前居住者に対する家賃補助等の支援の実施（新湊地区）

## 2 防火・避難対策の促進

市（建築都市局）は、以下を実施する。

- (1) 特定建築物等についての定期報告制度の活用
- (2) 定期報告における未報告物件やいわゆる雑居ビルなど防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を中心に、関係機関と連携のうえ、定期的にパトロールを実施する。
- (3) 防火性能・耐火性能の向上を促進する。
- (4) 消防用設備の維持管理や耐震化にかかる改善指導

## 第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導

### 【建築都市局】

市（建築都市局）は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の構造、敷地の安全性について、建築基準法等に基づく指導を行うとともに必要な情報を収集し、広く住民に提供する。

- 1 建築基準法に基づく中間検査の的確な実施
- 2 完了検査率の向上
- 3 高層建築物や特定建築物等への防災計画の作成指導
- 4 宅地防災指導

## 第3 宅地耐震化の促進

### 【建築都市局】

宅地の耐震化を促進するため、宅地防災パトロールを実施し、被害のおそれのある盛土造成地等を把握し、住民に対して周知するとともに、耐震化対策に関する補助制度等の整備に努める。

## 第4 建築物内での負傷防止対策の促進

### 【危機管理室、防災計画室】

大規模地震災害が発生した場合、建築物自体の損傷が軽微であっても、家具や事務什器の転倒、落下物、ガラスの飛散等により負傷者が多数発生することが懸念される。

市は、これらの被害を軽減するため、生涯学習課所管の出前講座や、防災ガイドブック等を通じて、市民及び事業所等に対し、転倒防止措置等の負傷防止対策の実施を促進する。

## 第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割

### 【市民・事業者】

市内の大多数の建築物は、民間所有のものであり、建築物の耐震化・不燃化を市全域で推進するためには、市民及び事業者の主体的な活動が不可欠である。

市民及び事業所等は、自身の生命・財産は自身が守るという自助の精神のもと、自身の居住あるいは所有する建築物の安全性を認識し、必要な対策を行うため、以下について積極的な取り組みを行うものとする。

- (1) 自ら実施できる簡易な耐震診断手法や、市の設置する「木造住宅簡易耐震診断窓口」等を利用して、耐震に対する知識を深め、地震災害による建築物倒壊の危険性を認識する
- (2) 耐震診断・耐震改修に関する助成制度、低利融資、税制の優遇措置を活用した耐震診断・耐震改修の実施
- (3) 家具等の転倒防止措置等建築物内の負傷防止対策
- (4) 地震保険への加入

## 第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進

### 【建築都市局】

ハザードマップ等により液状化危険地域を周知するなど、被害発生の抑止・軽減を図るため、液状化対策の啓発を推進する。

## 第2節 都市基盤施設の被害防止

【第2節の施策体系】

### 第2節 都市基盤施設の被害防止

#### 第1 土木構造物の耐震対策等の推進

P. 41

主担当：建設局

#### 第2 ライフライン・放送施設災害予防対策

P. 41

主担当：上下水道局、ライフライン・放送関係事業者

#### 第3 市の施設

P. 45

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 文化財

P. 45

主担当：市長公室

## 第1 土木構造物の耐震対策等の推進

【建設局】

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策等を実施する。

### 1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進めるとともに、沿道環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

#### (1) 道路の防災補修工事

道路の法面及び路面等の調査を行い、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

#### (2) 橋りょう等の耐震化及び補修

橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に橋りょうの健全度についての点検を実施し、必要に応じて耐震及び補修工事を行う。また、緊急交通路に架かる及びまたぐ橋りょうや特に大きな二次災害を防止するため、重要な都市施設である高速道路や鉄道をまたぐ橋りょうを優先して耐震補強を行う。

#### (3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、耐震点検等を実施し、必要に応じて対策を実施し、場合によっては撤去も検討する。

### 2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。又、スーパー堤防化の必要な箇所については、その促進に努める。

### 3 ため池施設の安全確保（産業振興局）

ため池の決壊等による水害を防止するため、老朽化が進んでいるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

### 4 鉄軌道施設の安全確保（鉄道事業者）

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄軌道施設について、耐震性の向上に努める。

## 第2 ライフライン・放送施設災害予防対策

【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。



## 1 上水道施設

上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化し、保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

### (1) 浄・配水場施設

上水道部は、配水池の耐震補強を行うとともに、市民に水を供給できる機能を保持させるために、各浄配水場の配水池に緊急遮断弁を設置する。

### (2) 送・配水管路施設

上水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの敷設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備し、平行して、指定避難所や医療施設等への給水ルートの優先的な耐震化も進める。

また、応急給水施設の整備として耐震性貯水槽及びあんしん給水栓の整備並びに他の事業体との緊急連絡管を整備し、災害等の緊急時に相互融通を図る。

## 2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。

### (1) 処理施設

下水道部は、電気施設及び機械設備等施設全般の補修を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。

建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

下水道処理場等のネットワーク化を図る。

### (2) 緊急交通路、軌道敷、河川敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う。

### (3) 管路施設

下水道部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

今後布設するすべての管渠は、耐震設計を行う。既設下水管については、緊急交通路、軌道敷、河川敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行うとともに、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

### (4) 再生水送水施設

下水道部は、電気設備及び機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮し、補強する。

## 3 電力施設

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

### (1) 施設の耐震性の強化等

#### ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### イ 送電設備

##### ① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

##### ② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

#### ウ 配電設備

##### ① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

##### ② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

#### (2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

## 4 ガス施設

ガス施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

#### (1) 防災体制

製造施設、供給施設において保安規程に基づき、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定めている。

#### (2) ガス製造施設

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

#### (3) ガス供給設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するために、感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、基準以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(4) その他設備

ア 災害発生時において速やかに状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能をもった次の設備が設置されている。

地震計 ガス漏れ警報設備 圧力計・流量計

イ 災害時の情報連絡、指令等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信施設などの連絡通信設備が設置されている。

ウ 早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急資器材を保有し、その点検整備を行う。

## 5 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波の恐れがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風の恐れがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

## 6 共同溝等の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- (1) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- (2) 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

### 第3 市の施設

#### 【危機管理室、防災計画室】

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

#### 1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、避難誘導マニュアルなど施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

#### 2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

#### 3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・扉等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

#### 4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者及び職員の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に市立幼・小・中・高等・支援学校の施設については、幼児・児童・生徒の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備・保全に努める。

### 第4 文化財

#### 【文化観光局】

市（文化財課）及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

- 1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 予防体制の確立及び防災設備の整備
  - (1) 初期消火の確立及び地域住民との連携
  - (2) 防災関係機関との連携
  - (3) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導
  - (4) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

《資料 5-26 文化財の現況》

## 第3節 津波被害防止対策の推進

【第3節の施策体系】

### 第3節 津波被害防止対策の推進

#### 第1 津波対策

P. 47

主担当：危機管理室、防災計画室、建設局、各施設管理者

#### 第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備

P. 47

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 最大クラスの津波からの避難対策

P. 48

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 津波防災地域づくりの推進

P. 50

主担当：危機管理室、防災計画室、建築都市局

#### 第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立

P. 50

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第6 臨海部における津波避難対策

P. 51

主担当：危機管理室、防災計画室

## 第1 津波対策

【危機管理室、防災計画室、建設局、各施設管理者】

### 1 市

市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、避難地・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

### 2 水防関係機関（建設局）

市及び府をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

### 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（建設局、各施設管理者）

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の点検方針、計画の策定。
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔監視操作化及び補強等が必要な施設整備等の方針・計画の策定、また、内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

### 4 道路管理者（建設局）

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

### 5 関係機関の連携

国の中央防災会議に設置されている「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」、「防災対策推進検討会議」の審議結果を踏まえながら、関西広域連合、大阪府及び府内関係市町と連携し、津波ハザードマップ等を活用した防災啓発や津波避難計画の策定、避難訓練の実施など津波避難対策を推進する。

## 第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備

【危機管理室、防災計画室】

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、インターネット配信や携帯電話を活用するなど、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。

さらに、J-ALERT と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。

### 1 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の可聴範囲調査を実施し、津波浸水想定地域への増設を行う。

### 2 多様な伝達手段の確保

防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行う。

### 3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保するとともに、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

### 4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行うとともに、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

### 5 観光客などへの避難指示等の情報伝達体制の整備

観光客、走行中の車両等に対する情報伝達体制の整備を図る。

## 第3 最大クラスの津波からの避難対策

### 【危機管理室、防災計画室】

暫定的に従来の2倍の高さの津波が発生すると仮定し、標高6.8m未満の地域を津波浸水地域と定めて、避難対策を実施する。

### 1 津波避難計画（暫定版）等の策定

地震発生から津波到達までの約100分の間において、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則に、校区自治連合会や自主防災組織との協働により、避難路や避難方法について検討し、津波避難計画の策定、津波警戒マップ（暫定版）の作成を行う。

### 2 津波避難ビルの指定

津波影響範囲において逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時避難する場所を確保するため、「津波避難ビル」を指定する。

民間ビルを津波避難ビルとして活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できるような体制を構築する。

### 3 避難路の機能確保

避難路については、地震の発生により橋梁損壊等を防ぐため、機能を確保するための対策の推進を図る。

### 4 津波避難ビル等表示看板の設置

表示看板に蓄光石やライトを活用するなど避難地・避難所・津波避難ビル等を分かりやすく表示する取り組みを推進する。

### 5 避難誘導體制の整備

大阪府警察等防災関係機関及び自主防災組織等の活動による円滑な避難誘導體制の構築を図る。

### 6 徒歩避難原則の徹底

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

### 7 学校園・保育所の対応

津波避難の原則を踏まえ、保護者・地域との連携のもと、乳幼児、児童、生徒の安全を確保するため、津波避難計画を定め、定期的に訓練を実施する。

### 8 津波避難に関する啓発推進

#### (1) 津波、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

#### (2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、暫定版津波警戒マップを作成し、市民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

#### (3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知するとともに、避難行動の徹底を図る。

### 9 災害時要援護者への避難支援

高齢者や障害者など災害時要援護者の避難を迅速に行うため、地域において津波避難ビルの活用を含めた自助・共助を基本とする支援方を事前に取り決めるよう活動促進を図る。



## 第4 津波防災地域づくりの推進

【危機管理室、防災計画室、建築都市局】

### 1 津波浸水想定の設定及び推進計画の作成

府は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。これを踏まえ、市は、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

### 2 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- (1) 府は、津波浸水想定を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。
- (2) 府は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。

### 3 津波災害警戒区域への対策

市は府による津波災害警戒区域の指定があったときは、次の対策を講じる。

- (1) 市は、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (2) 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 市は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

## 第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立

【危機管理室、防災計画室】

### 1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

### 2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

### 3 職員の安否確認システムの構築

災害発生後、速やかに職員の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を推進する。

## 第6 臨海部における津波避難対策

### 【危機管理室、防災計画室】

臨海部における津波避難対策については、大阪府石油コンビナート等防災計画と十分調整を図り、事業所従業員等の安全確保に向け、大阪府、堺・泉北臨海特別防災区域協議会、沿岸部の近隣自治体と連携し、安全な避難対策を推進する。

## 第4節 水害予防対策の推進

【第4節の施策体系】

### 第4節 水害予防対策の推進

#### 第1 河川の改修

P. 53

主担当：建設局

#### 第2 高潮対策

P. 54

主担当：建設局、港湾管理者

#### 第3 水害防止対策の推進

P. 54

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 下水道の整備

P. 57

主担当：上下水道局

#### 第5 ため池の整備

P. 58

主担当：産業振興局

#### 第6 雨水貯留浸透施設

P. 58

主担当：上下水道局

河川、水路、港湾、海岸及びため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、国や大阪府によって浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、これらの施設の名称及び所在地と洪水予報等の伝達方法を定め、住民周知に努める。(ハザードマップの作成等)

## 第1 河川の改修

【建設局】

### 1 国土交通大臣管理河川(近畿地方整備局)

国土交通大臣は、市内では一級河川大和川を管理している。

国では、200年に一度発生する可能性のある降雨(2日雨量280ミリ)による洪水に対応できるよう、計画的に河川改修などを進める。

また、堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、高規格堤防(スーパー堤防)の整備を進める。

### 2 大阪府知事管理河川(大阪府河川室)

大阪府知事は、市内では一級河川西除川、東除川、平尾小川、二級河川石津川ほか6河川を管理している。

府では、100年に一度発生する可能性のある降雨(1時間雨量80ミリ前後)に対応できるよう計画的な河川改修などを行っているが、当面の対策として概ね10年に一度の降雨(1時間雨量50ミリ程度)に対応できるよう治水施設の整備を進めている。

また、治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりとが一体となった整備を行うとともに、河川改修の一環として洪水調整を行うため、西除川上流部に狭山池ダムを建設した。

### 3 堺市長管理河川

準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。

準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の改修計画に基づいた降雨に対応できるよう整備を進め、治水機能を確保するとともに、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。

《資料 5-7 河川の改修状況》

## 第2 高潮対策

【建設局、港湾管理者】

### 1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。昭和36年の第二室戸台風の際には、潮位がOP4.4mまで上昇し、市内でも多くの被害が発生した。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対応できるよう、海岸管理者である大阪府において、地区によりOP5.2～6.0mの計画天端高で延長10,920mの整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

### 2 水門・樋門等の点検

市内には、32箇所の水門・樋門等があり（泉州水防事務組合「水防計画」より）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策に万全を期している。また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、堅川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。

また水門の操作については高潮警報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。

## 第3 水害防止対策の推進

【危機管理室、防災計画室】

洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の発表、浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

### 1 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位周知河川に指定した石津川、西除川において、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表を行う。

### 2 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水防警報河川に指定した石津川、西除川、東除川において、洪水の恐れがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

### 3 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した石津川、西除川においては、その水位状況の公表を行う。

#### 4 浸水想定区域の指定・公表

府は、水位周知河川が氾濫した場合に浸水予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

市は、浸水想定区域が指定・公表された場合、当該浸水想定区域ごとに、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達方法、指定避難所等の水害に対する避難処置について、市民への周知徹底を推進するとともに、よりきめ細かな対応を図るため、浸水想定区域内の地下街等又は高齢者等が利用する災害時要援護者施設（本計画に施設名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達する。

##### (1) 地下街等における避難体制

###### ア 地下街等における浸水危険の周知

市は、浸水想定区域や浸水実績等を考慮し、当該区域内の地下施設を有する地下街等の事業者等に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により地下街等における浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図る。

###### イ 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲は、次のとおりとする。

##### (地下街等の範囲)

地下街等の範囲	<p>1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地階が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するもの及び延床面積5,000㎡未満を除く。</p> <p>(2) （十六の二）項。ただし、延床面積1,000㎡未満を除く。</p>
---------	--

ウ 本計画で定める地下街等の名称及び所在地は次のとおりとする。

(大和川浸水想定区域)

名 称	所 在 地
ポルトス堺	堺区戎島町4丁45番地1
南海堺駅ビル	堺区戎島町3丁22番1
プラットプラット	堺区戎島町3丁22番地-1

(西除川浸水想定区域)

名 称	所 在 地
レインボー金岡	北区蔵前町1524番地

エ 避難確保計画の作成

上記の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な計画（「避難確保計画」）を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

避難確保計画については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）の内容を踏まえて作成することとする。

オ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の地下街等の所有者または管理者に対し、電話、電子メール、メールを活用したファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

(2) 災害時要援護者施設における洪水予報等の伝達体制

市は、高齢者、障害者、乳幼児等の特に防災上の配慮を要する者の利用する施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、これら災害時要援護者施設における洪水予報等の伝達体制に努める。

ア 災害時要援護者施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を確保する必要があると認められる災害時要援護者施設の範囲は、次のとおりとする。

(災害時要援護者施設の範囲)

災害時要援護者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設
	2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）
	3 幼稚園、聴覚支援学校、視覚支援学校及び特別支援学校

イ 本計画で定める災害時要援護者施設の名称及び所在地は資料のとおりとする。

《資料 5-30 浸水想定区域に含まれる災害時要援護者施設》

#### ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、上記の災害時要援護者施設に対し、電話、電子メール、ファクシミリ、防災行政無線などによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

## 第4 下水道の整備

### 【上下水道局】

公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、平成22年度末で、堺市の行政区域面積14,999haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は9,255haで、下水道処理人口普及率は96.1%となっている。更に今後概ね10年以内には汚水整備を完了する予定である。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））

雨水整備事業に関しては、昭和27年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。

しかし、昭和40年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。そのため、昭和50年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和57年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減できることを目指している。

《資料5-8 公共下水道による雨水排水計画》

### 1 公共下水道における雨水整備

#### (1) 管渠、ポンプ場の整備

公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨（1時間雨量50ミリ程度）に対応できることを目標に、浸水頻度の高い区域を中心に整備を進めている。

また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場を整備又は増強しながら浸水対策を行う。

今後も雨水ポンプ場の新設や増設及び雨水幹線の整備を行っていく。

《資料5-9 水門・樋門・ポンプ場等の位置》

#### (2) 雨水貯留施設の整備

近年、局地的な豪雨により浸水を引き起こす事例が多く見受けられるようになり、早期の対応が求められている。

このような状況の中で、放流先の河川改修に時間を要すると考えられる区域や、下水道管渠を整備するという対応では多大な時間等を要すると考えられる区域等においては、雨水貯留施設での対策を講じる方が早期に対応できる場合があり、これらの区域においては雨水貯留施設で対応を行っている。

本市の場合は、主に内陸部において、雨水貯留施設としての雨水調整池4箇所の整備を完了した。次に一覧を示す。

《資料5-10 雨水貯留槽施設》



(雨水調整池)

名称	貯留能力	供用年月日
南向陽調整池	15,000m <sup>3</sup>	H 2.3
芦ヶ池調整池	5,000m <sup>3</sup>	H 5.3
長曾根新池調整池	2,200m <sup>3</sup>	H12.3
窪田池調整池	16,500m <sup>3</sup>	H20.5

(3) 下水側溝その他排水施設の新設維持補修対策

下水道幹線の整備に併行して下水側溝等の整備を進めることにより雨水汚水の排水に努め浸水を未然に防止する。また既設下水管は清掃等を実施し、排水の完璧を期す。

## 第5 ため池の整備

【産業振興局】

### 1 ため池の現状

市内には大小643箇所余りのため池があり、1,000ha余りの水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展とともに灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。

《資料 5-11 水防ため池調書》

《資料 5-12 消防ため池調書》

### 2 ため池の改修

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤の老朽化の著しいため池について、管理者に対し、適正な維持、管理について指導するとともに、その補強や改修を計画的に実施すべく、管理者や関係機関との協議・調整を行う。

これにより、治水能力の保持、親水空間としての利活用を図ることもできる。

### 3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池について、その整備に向け、管理者・関係機関との協議・調整を行う。

## 第6 雨水貯留浸透施設

【上下水道局】

雨水貯留浸透施設は、総合的な治水対策の一手法として、敷地内への降雨を、一時的に貯留あるいは浸透させることにより、流出を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を目的として設置されたものであり、また、地下水を涵養し地域の水循環を改善することも期待できる。

一級河川大和川、東除川、西除川、平尾小川及び二級河川石津川流域内の市立小中学校や公園に整備を進めている。

《資料 5-13 流出抑制施設一覧》

## 第5節 土砂災害予防対策の推進

【第5節の施策体系】

### 第5節 土砂災害予防対策の推進

#### 第1 土石流対策（砂防対策）

P. 60

主担当：建設局

#### 第2 地すべり対策

P. 60

主担当：建設局

#### 第3 急傾斜地崩壊対策

P. 61

主担当：建設局

#### 第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

P. 61

主担当：建設局

#### 第5 土砂災害情報の相互通報体制の整備

P. 62

主担当：建設局

#### 第6 土砂災害警戒情報の作成・発表

P. 62

主担当：大阪管区气象台、大阪府

#### 第7 宅地防災対策

P. 62

主担当：建築都市局

#### 第8 道路防災対策

P. 62

主担当：建設局

災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努める。また、市は国や大阪府によって危険箇所の指定があった場合は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

なお、大阪府砂防ボランティア協会が整備する砂防ボランティア(斜面判定士等)制度を活用し、一次災害の防止に努める。

## 第1 土石流対策(砂防対策)

### 【建設局】

- 1 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」(砂防法第2条)を指定する。
- 2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、災害時要援護者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

《資料 5-14 土砂災害に関する指定箇所一覧》

## 第2 地すべり対策

### 【建設局】

- 1 国土交通大臣は、多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法第3条)を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 市は、関係機関と協力し、地すべりによる土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、地すべりによる災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、災害時要援護者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

### 第3 急傾斜地崩壊対策

#### 【建設局】

- 1 大阪府知事は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施している。
- 3 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。
- 4 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。
- 5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、災害時要援護者施設等への確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。
- 6 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

《資料 5-14 土砂災害に関する指定箇所一覧》

### 第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

#### 【建設局】

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府知事は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条）を行う。

《資料 5-14 土砂災害に関する指定箇所一覧》

#### 2 土砂災害特別警戒区域内での開発規制（大阪府、建築都市局）

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

#### 3 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について定めると

ともに円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)

## 第5 土砂災害情報の相互通報体制の整備

【建設局】

平常時及び災害発生時を通じ、土砂災害から住民の生命財産を守るため、土砂災害に関する情報を土砂災害のおそれのある区域の住民と行政機関が相互に通報し、情報を共有するシステムを構築する。

## 第6 土砂災害警戒情報の作成・発表

【大阪管区气象台、大阪府】

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知する。また、通知を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達し周知するものとする。

## 第7 宅地防災対策

【建築都市局】

### 1 宅地造成に関する指導

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある市街地又は市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

### 2 宅地防災パトロールの実施

宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

## 第8 道路防災対策

【建設局】

道路管理者は管理道路のうち土砂災害による恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

## 第6節 危険物等災害予防対策の推進

【第6節の施策体系】

### 第6節 危険物等災害予防対策

- 第1 危険物災害予防対策** P. 64  
主担当：消防局
- 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策** P. 65  
主担当：消防局
- 第3 毒物劇物等災害予防対策** P. 65  
主担当：消防局
- 第4 放射線災害予防対策** P. 65  
主担当：消防局
- 第5 危険物等の輸送災害の予防対策** P. 66  
主担当：消防局
- 第6 危険物積載船舶等災害予防対策** P. 66  
主担当：消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府の指導のもとに自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

## 第1 危険物災害予防対策

### 【消防局】

市（消防局）は、消防法をはじめとする関係法令を周知し、必要に応じ規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

#### 1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育、消火、通報、避難などの訓練を実施する。

#### 2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資器材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資器材の充実を図る。

《資料 5-17 危険物施設の現況》

#### 3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

#### 4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

#### 5 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

#### 6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等各種行事及び危険物査察等を通じ、防災思想の普及啓発に努める。

## 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【消防局】

府は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施するとともに、市及び関係機関は、近畿経済産業局並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

## 第3 毒物劇物等災害予防対策

【消防局】

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、府により実施され安全対策が図られている。消防局は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、消防局、保健所又は警察署に届出をさせるとともに災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

## 第4 放射線災害予防対策

【消防局】

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

### 1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合する



よう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

## 2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資器材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。

## 第5 危険物等の輸送災害の予防対策

【消防局】

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

## 第6 危険物積載船舶等災害予防対策

【消防局、港湾管理者、堺海上保安署、近畿地方整備局】

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

### 1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資器材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着舷に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

### 2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

#### (1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- ① 火薬類の大量荷役
- ② 核分裂性物質等の荷役
- ③ タンカーによる引火性危険物の大量荷役

- ④ その他特に必要があると認められる場合
  - エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
  - オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
  - カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒
  - キ 危険物棧橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可
- (2) 指導
- ア 荷役船舶点検指導
  - イ 危険物等専用岸壁、専用棧橋の点検指導
  - ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
  - エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
    - ① 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
    - ② 走錨の防止及び係留索の保守
    - ③ 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
    - ④ 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
    - ⑤ 船内における防災用資器材の整備充実
    - ⑥ 航法、操船の指導
  - オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
    - ① 防災資器材の備蓄及び保安施設の拡充
    - ② タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
    - ③ 従業員の教育及び訓練の実施
    - ④ 関係企業間における共同防災体制の整備
- (3) 予防活動
- ア 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会構成員の出動の調整
  - イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

## 第2章 災害の拡大の抑止

【第2章の構成】

第2章 災害の拡大の抑止		
第1節	市民防災意識の高揚	P.69
第2節	自主防災体制の整備	P.72
第3節	都市の防災機能の強化	P.76
第4節	火災・延焼予防対策の推進	P.80
第5節	消火・救助・救急体制の整備	P.82
第6節	災害時医療体制の整備	P.85
第7節	避難地・避難路及び誘導体制の整備	P.90

## 第1節 市民防災意識の高揚

【第1節の施策体系】

### 第1節 市民防災意識の高揚

#### 第1 防災知識の普及啓発

P.69

主担当：危機管理室、防災計画室、区役所

#### 第2 学校園における防災教育

P.71

主担当：教育委員会、子ども青少年局

#### 第3 文化財所有者等に対する普及啓発

P.71

主担当：文化観光局

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

### 第1 防災知識の普及啓発

【危機管理室、防災計画室、区役所】

市及び防災関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を図る。

#### 1 普及啓発の内容

##### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 災害発生回避のための行政、企業、市民それぞれの役割
- エ 地域の危険度（洪水、津波、揺れやすさ、液状化、造成宅地等）

##### (2) 災害への備え

- ア 3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー及び生活物資の備蓄

- イ 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・指定避難所、家族との連絡方法等の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとする防災訓練など防災活動への参加

キ 緊急地震速報等の各種災害情報に関する適切な知識

### (3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法

イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法

ウ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

エ 災害時要援護者への支援

オ 初期消火、救出救護活動

カ 心肺蘇生法、応急手当の方法

キ 避難生活に関する知識

## 2 普及啓発の方法

### (1) ホームページ、パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（広報誌）及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

ア ホームページ

イ 防災パンフレット、ハザードマップ

ウ 広報さかい

### (2) 地域活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた市民防災講座の創設

イ 区役所区域毎の行事の実施にあわせた啓発活動

ウ 出前講座等の市職員自らが実施する防災に関する講演会等の開催

エ 住民参加型防災訓練の実施

オ 地域社会活動等の促進・活用

## 3 市民協働による防災対策の検討を通じた意識啓発

(1) 校区自治連合会や自主防災組織と協働して、地域における防災対策の検討等の取り組みを進め、防災意識の向上を図る。

(2) 市民協働による防災対策の検討を通して、津波など災害に関する正確な知識、避難の必要性及び適切な避難方法について理解を得ることで防災意識の向上に繋げる。

## 第2 学校園・保育所における防災教育

【教育委員会、子ども青少年局】

### 1 学校園・保育所における防災教育の実施

学校園・保育所は、幼児、児童、生徒に対し、将来にわたる高い防災意識の基礎を築くため、防災教育を実施する。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・保育所の実情に応じた組織的な避難訓練を実施するとともに、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。

#### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様とその危険性
- イ 地域の危険場所

#### (2) 災害への備え

- ア 備蓄物資、非常持出品
- イ 家具類の固定等、家庭での安全対策
- ウ 避難地・避難路・指定避難所の確認
- エ 家族との連絡方法等の確認
- オ 防災訓練などへの参加
- カ 緊急地震速報等の各種災害情報に関する適切な知識

#### (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法
- ウ 災害時要援護者への支援
- エ 災害ボランティア
- オ 地域防災コミュニティ活動

## 第3 文化財所有者等に対する普及啓発

【文化観光局】

市及び府は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚を図る。

- 1 文化財防火デーの実施
- 2 防災訓練の実施
- 3 啓発冊子等の配布

## 第2節 自主防災体制の整備

【第2節の施策体系】

### 第2節 自主防災体制の整備

#### 第1 自主防災組織の活動支援

P.73

主担当：危機管理室、防災計画室、区役所

#### 第2 事業所による自主防災体制の整備

P.74

主担当：産業振興局

#### 第3 救助活動の支援

P.75

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 堺市消防協力事業所制度の推進

P.75

主担当：消防局

市及び防災関係機関は、減災対策において最も重要である地域防災力を向上させるため、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備を推進する。

また、地域の防災拠点となる区役所は、関係機関等と協力し、自助・共助・公助による防災力の向上を図る。

## 第1 自主防災組織の活動支援

【危機管理室、防災計画室、区役所】

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図るとともに、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、女性の参画を促進する。

また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促すとともに、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。

### 1 活動内容

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災意識や心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生時の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害時への備え（避難地・避難路・指定避難所の把握、災害時要援護者の把握、防災資器材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、炊き出しなど）
- オ 避難所運営のための体制づくり
- カ 地域内の企業、事業所との連携・協力体制の整備
- キ 危険箇所の点検、把握

#### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難所運営（市やボランティア等との連携、炊き出し、避難者の意見集約など）

### 2 支援方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の支援に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（リーダー研修会等の開催）
- (4) 防災資器材の備蓄・整備



- (5) 防災訓練の実施
- (6) 自主防災ガイドブックの活用

《資料 1-10 堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱》

## 第2 事業所による自主防災体制の整備

【産業振興局】

従業員、利用者の安全確保とともに地域への貢献という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要があるため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう促進するとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の促進を図る。

市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### 1 指導、助言又は啓発の内容

#### (1) 平常時の活動

- ア 業務継続計画（BCP）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資器材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

#### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓による消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

### 第3 救助活動の支援

---

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資器材の整備等を行い、その活動を支援する。

### 第4 堺市消防協力事業所制度の推進

---

【消防局】

市（消防局）は地震等大規模災害発生時に自主的に人命救助等の消防活動を行う消防協力事業所の登録を推進するとともに、研修会や訓練を通じ登録事業所の災害対応能力の向上を図ることにより、地域防災力の強化に努める。

## 第3節 都市の防災機能の強化

【第3節の施策体系】

### 第3節 都市の防災機能の強化

#### 第1 防災空間の整備

P.76

主担当：建築都市局、建設局

#### 第2 災害に強い市街地の形成

P.78

主担当：建築都市局

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間を整備するとともに、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などを実施する。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

### 第1 防災空間の整備

【建築都市局、建設局】

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### 1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間、避難場所及び災害救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「堺市緑の基本計画(平成15年8月改定)」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」(建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修(当時))、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公園課)を参考にする。

(1) 都市公園の現況

平成24年3月31日現在、1,142箇所、693.34haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.23㎡である。

《資料5-6 都市公園の現況》

(2) 都市公園等の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、都市公園等の面積を1,000ha以上とすることを目標に整備を促進する。

(3) 広域避難地の機能を有する都市公園の整備

周辺地区からの避難者を收容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(4) 一次避難地の機能を有する都市公園の整備

地域住民の集結場所・消火救援活動の拠点として機能する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(5) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点（大阪府）地域防災拠点となる都市公園）の整備を促進する。

(6) 帰宅行動支援に資する都市公園の整備

帰宅困難者が発生すると想定されるターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な收容、飲料水や災害用トイレの提供など帰宅行動支援に資する都市公園を整備する。

(7) 災害応急対策施設の設置

避難地又は避難路における災害応急対策に必要となる施設（耐震性貯水槽、屋外子局等の放送施設、指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

## 2 道路の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既設道路の改良等を行い、道路交通ネットワークの形成・強化に努める。

(2) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(3) 開発行為などにおいて、道路の後退指導を行うことによって、狭あい道路の拡幅を図る。

(4) 道路のバリアフリー化の整備を行うことにより、災害時における市民の避難行動等における安全の確保に努める。

## 3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「堺市緑の基本計画」に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

#### 4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

#### 5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化

「(仮称)堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝下水処理場の防災拠点化を推進する。

### 第2 災害に強い市街地の形成

#### 【建築都市局】

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、密集住宅市街地整備促進事業など各種整備手法を活用した市街地の整備を進めるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく区域指定によって開発建築行為の規制・誘導を図るとともに、堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地を形成していく。

#### 1 市街地の整備

市街地を総合的に整備するには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業や、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）などの各種事業手法があり、これら面的整備手法を活用し良好な市街地の形成をすすめ、都市の防災性の向上を図る。

特に、地震時等において大規模な火災の可能性が高い重点密集市街地（都市再生プロジェクト第3次決定）の対象である新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により消防活動困難区域の早急な解消や、建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を重層的に実施して、都市基盤施設や住宅・住環境などを総合的に改善することにより防災性の向上を図る。

都市再生緊急整備地域「堺鳳駅南地域」においては、防災性に配慮した生活、交流拠点の形成を図るべく、JR鳳駅及び主要幹線道路からのアクセス性の向上、交通の円滑化、一次避難地の機能を有する近隣公園と連携する避難路としての機能強化を図るため、鳳上線の整備を推進する。

また、都市再生緊急整備地域「堺東駅西地域」においては、堺市の玄関口に相応しい複合市街地の形成を図るため、官公庁舎の建替えにあわせ、防災性の向上に資する市民交流広場を整備する。

#### 2 地域指定による規制・誘導等

##### (1) 用途地域等の指定

都市計画区域内の土地についての無秩序な市街化や土地利用の混乱を防ぐため、都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めるとともに、用途地域等の指定により建築物の用途・形態の制限を行い、地域の環境を保全し、適正かつ合理的な土

地利用の実現を図る。

また、計画的市街地の形成を目的として、用途地域等の指定について検討を図るほか、建築・開発行為について指導を徹底し、秩序ある市街地の形成に努める。

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、防火地域・準防火地域の指定により、建築物の不燃化を図る。市街地の密集化の状況等を考慮し、必要に応じて地域指定の見直しに努める。

(3) 宅地造成等規制法に基づく規制等

宅地造成工事又は既成宅地における、がけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域として、昭和39年7月に市内の丘陵地の一部約3,596haを指定した。同法及び都市計画法による開発許可制度により宅地造成等に伴うがけ崩れなどの建築物の被災を防止するため、造成計画、構造及び施工について指導を進める。

また、がけ地等の災害危険箇所について定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者及び使用者等に対して、その防護等について指導助言し、徹底した安全管理を求めていくように努める。

(4) 宅地開発等指導

一定規模以上の開発行為等について堺市開発行為等の手続に関する条例を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。開発に際して同条例等に基づいて開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等による災害を発生させないように指導に努める。

### 3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備

耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図るとともに、発災時における入居者、避難者等の一時的な収容を考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。

## 第4節 火災・延焼予防対策の推進

【第4節の施策体系】

### 第4節 火災・延焼予防対策の推進

#### 第1 市街地の火災予防

P.80

主担当：消防局

#### 第2 林野火災の予防

P.81

主担当：消防局

市（消防局）は、市街地及び林野における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

### 第1 市街地の火災予防

【消防局】

#### 1 住宅防火対策の推進について

火災予防条例により、既存住宅については住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置の推進を図る。

#### 2 火災予防査察の充実

消防法第4条及び第16条の5に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握につとめ、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

#### 3 防火・防災管理者の育成の推進

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火・防災管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

#### 4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度の推進

消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

## 5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

## 6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

## 第2 林野火災の予防

---

【消防局】

火災に対する警報、乾燥又は強風注意報その他気象状況が悪化したとき、又は林野火災の予防上必要と認めたときは、火気の使用の制限など及び林野地帯に広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

### 1 林野火災対策用資機材の整備

市（消防局）は、消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

### 2 消火作業機器等の整備

林野火災対応コンテナを整備（可搬式ポンプ、ジェットシュータ、チェーンソー等作業器）



## 第5節 消火・救助・救急体制の整備

【第5節の施策体系】

### 第5節 消火・救助・救急体制の整備

#### 第1 消防力の強化

P.82

主担当：消防局

#### 第2 広域消防応援体制の整備

P.84

主担当：消防局

#### 第3 地域の力による救助活動体制の整備

P.84

主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局、消防局

大規模災害に備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

### 第1 消防力の強化

【消防局】

#### 1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

- (1) 高所カメラ施設などの整備充実
- (2) 消防無線のデジタル化、画像伝送システムの整備等、通信設備の充実
- (3) 消防車両などの増強・更新

#### 2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。

(3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

《資料 5-15 消防力の現況》

《資料 5-16 耐震性防火水槽の設置状況》

### 3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

(1) 消防体制の充実

(2) 情報伝達体制の整備充実

地震災害発生時における情報伝達体制の強化をはじめ、効果的な消防活動が展開できるよう地震災害消防活動訓練を実施し、体制の整備充実を図る。

また、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を活用した緊急地震速報の受信体制の整備を推進する。

(3) 消防職員の速やかな動員

震災時には、地震災害消防活動要綱に基づき、大阪府内で震度4を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、大阪府内において震度5弱が観測されたときは全職員が各所属に参集するものとする。

風水害発生時には、風水害消防活動要綱に基づき速やかに招集・動員を行うものとする。

(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応

被害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、地震災害消防活動要綱に指定する消防活動重点地域、重要防ぎょ地区、優先防ぎょ対象物に対して、優先的に消防活動を行う体制を整備する。

また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努めるとともに、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。

(5) 救助・救急資機材の強化

救出活動や現場でのトリアージ、応急処置、及び医療機関への搬送等救助救急活動に要する資機材の整備・強化を図る。

(6) 救急隊員の活動強化

救急救命士等の救急資格者の教育・養成に努める。

(7) 消防水利の有効活用

(8) 消防活動資機材等の備蓄と調達

平成11年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。

また、地震災害をはじめとした大規模災害時の消防活動資機材等の調達のため、平成8年に和歌山市消防局、姫路市消防局、徳島市消防局と堺市消防局の4市間で締結する消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定に基づき、陸路または海路により必要資機材を調達する。

《資料 2-2 消防相互応援協定》

(9) 住民広報の徹底

住民の安全確保のため、ホームページの活用した災害に関する注意喚起及び情報の提供、また報道機関への災害情報の提供など、適切な住民広報の実施体制整備に努める。

(10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実

(11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき策定した堺市消防局緊急消防援助隊受援計画により、受援体制の早期確立を図る。

(12) 災害時要援護者への対応

(13) 消防団の活性化

## 第2 広域消防応援体制の整備

【消防局】

市では、地震等大規模災害発生に備え、消防組織法第39条に基づき、隣接市をはじめとした泉州地域の消防本部と応援協定を締結しているほか、大阪府下の消防本部との間で消防相互応援協定を締結している。

また、航空機災害の応援協定（大阪国際空港及び関西国際空港）、高速自動車道における大規模災害に関する相互応援協定（近畿自動車道松原那智勝浦線、関西国際空港線及び南阪奈道線）等を締結している。

今後は、協定に基づく体制整備に努めるとともに、必要に応じて新たな応援協定の締結を推進する。

《資料2-2 消防相互応援協定》

## 第3 地域の力による救助活動体制の整備

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局、消防局】

災害初動時には多数の負傷者が発生することから、すべての負傷者に対して、消防等による救助・救急活動により対応することは困難となると予想される。そのため、地域住民と協力し合って救出・救護活動を行うことが必要となり、このような地域の活動が人命を守るための大きな力となると考えられる。

以上より、市は、地域の力による救助活動体制の整備を図るため、自主防災組織や事業所等と連携し、生涯学習課所管の出前講座や地域の防災訓練の機会を活用して、被災者の救出、応急救助（けがの応急手当、心肺蘇生法、AEDの活用等）、軽傷者の医療救護所への搬送等、地域住民が協力して行う救出活動の教育及び訓練の実施を推進する。

## 第6節 災害時医療体制の整備

【第6節の施策体系】

### 第6節 災害時医療体制の整備

#### 第1 災害時医療の基本的考え方

P.86

主担当：健康福祉局

#### 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

P.86

主担当：健康福祉局

#### 第3 現地医療体制の整備

P.87

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第4 後方医療体制の整備

P.87

主担当：健康福祉局

#### 第5 医薬品等の備蓄及び確保

P.88

主担当：健康福祉局

#### 第6 患者等搬送体制の確立

P.88

主担当：健康福祉局

#### 第7 個別疾病対策

P.89

主担当：健康福祉局

#### 第8 関係機関協力体制の確立

P.89

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第9 医療関係者に対する訓練等の実施

P.89

主担当：健康福祉局

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」(平成14年4月大阪府医療対策課)に基づき、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制(及びその活動マニュアル)を整備する。

## 第1 災害時医療の基本的考え方

【健康福祉局】

災害時の医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

### 1 現地医療活動

市は、市立堺病院、堺市医師会に所属する医師をはじめとしてあらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点救護所(急病診療センター)及び臨時救護所(中学校)において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択(トリアージ)や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

### 2 後方医療活動

市は、救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に、次のとおり実施する。

- (1) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (2) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

## 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

【健康福祉局】

市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム(大阪府医療機関情報システム)の有効活用を推進する。

### 1 連絡体制の整備

- (1) 市、府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

### 2 その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段(災害時優先電話回線等)を確保する。

### 第3 現地医療体制の整備

【健康福祉局、市立堺病院】

市は、大阪府、堺市医師会及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

#### 1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定

堺市地震災害想定総合調査において、負傷者数が12,812人（上町断層帯地震）、2,870人（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが予想される。

市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定し、次の2～4に示す体制整備を図るとともに、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。

#### 2 堺市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する堺市医療救護班の編成・派遣方法について、堺市医師会及び地域の医療機関と連携し、あらかじめ定める。

緊急救護班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

#### 3 救護所等の設置体制整備

市は、堺市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制について、あらかじめ整備する。

#### 4 緊急医療班の受入れ体制の整備

市は、大阪府医療対策課への要請により派遣される他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ整備する。

#### 5 救命救急センターの整備

災害時等における救急拠点としての機能を提供でき、三次救急医療を担う救命救急センターを整備し、救急体制の更なる強化を図る。

### 第4 後方医療体制の整備

【健康福祉局】

地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図るとともに、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。

《資料5-4 災害拠点病院等一覧》

《資料5-5 救急指定病院等一覧》

- 1 **災害拠点病院（地域災害医療センター）**  
地方独立行政法人堺市立病院機構市立堺病院
- 2 **市町村災害医療センター**  
独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院
- 3 **災害医療協力病院**  
救急告示病院 他

## 第5 医薬品等の備蓄及び確保

【健康福祉局】

### 1 備蓄

市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定めるとともに、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

《資料 2-9 災害時救急医薬品等の供給に関する協定書》

### 2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に要請する。

## 第6 患者等搬送体制の確立

【健康福祉局】

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

### 1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制の確立を図る。

### 2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

《資料 3-9 大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）》

### 3 医薬品等物資の輸送

#### (1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

## 第7 個別疾病対策

---

【健康福祉局】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制の整備をする。

## 第8 関係機関協力体制の確立

---

【健康福祉局、市立堺病院】

### 1 地域医療連携の推進

市及び府は、堺市域保健医療協議会等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

### 2 災害拠点病院等連絡協議会への参画

市立堺病院は、大阪府が設置する災害拠点病院等で構成する連絡協議会に参画し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

## 第9 医療関係者に対する訓練等の実施

---

【健康福祉局】

### 1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。



## 第7節 避難地・避難路及び誘導体制の整備

【第7節の施策体系】

### 第7節 避難地・避難路及び誘導体制の整備

- 第1 避難地、避難路の選定** P.91  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第2 避難地、避難路等の安全性の向上** P.92  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第3 避難所の選定、整備** P.92  
主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局、区役所
- 第4 避難誘導体制の整備** P.94  
主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、指定避難所を選定し、住民に周知するとともに施設の整備に努める。

## 第1 避難地、避難路の選定

【危機管理室、防災計画室】

市は、避難地及び避難路を選定し、日頃から住民に対し周知に努める。

### 1 火災時の避難地及び避難路の選定

#### (1) 避難地

##### ア 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる広域避難地として次の基準により下記の公園等及びその周辺を指定する。

想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること

延焼火災に対し有効な遮断が出来る概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定できる。

土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの

(指定広域避難地)

三宝公園、浅香山浄水場・浅香山公園、大浜公園、大仙公園、金岡公園・金岡第1～3公園・大泉緑地、大阪府立大学・白鷺公園、泉北下水処理場・八田荘公園、陶器配水場、家原寺配水場、浜寺中学校、登美丘中学校、鴨谷公園、新檜尾公園、西原公園、大蓮公園、浜寺公園(堺市部) 以上16箇所

《資料5-20 指定避難所・広域避難地等》

##### イ 一次避難地

火災発生時等に住民が一次的に避難できる概ね1ha以上の場所を一次避難地として選定する。

#### (2) 避難路

広域避難地へ通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路)又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く。)

ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと。

エ 浸水等により交通不能になる恐れがないこと。

### 2 その他の避難地及び避難路の選定

津波、浸水、地すべり等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を地域住民の協力のもと選定に努める。

また、選定した避難地、避難路については、出前講座やハザードマップ等を活用し日頃から住民等への周知を行う。

## 第2 避難地、避難路等の安全性の向上

【危機管理室、防災計画室】

### 1 広域避難地等

- (1) 避難地誘導標識の設置
- (2) 防災行政無線（同報系）屋外子局の増設など避難住民への情報伝達手段の整備
- (3) 避難地内市有建築物の耐震化の促進
- (4) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (5) 複数の進入口の整備

### 2 避難路等

- (1) 避難路であることを示す標識の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

## 第3 避難所の選定、整備

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局、区役所】

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失などにより、居住不可能になった場合や、危険が急迫し避難を必要とする住民を臨時に収容するため、指定避難所を選定、整備する。また広報紙・ホームページなどの手段により、住民に対し指定避難所の情報を周知する。

指定避難所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、避難施設が指定管理者により管理されている施設については、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。既に指定された避難施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

津波影響範囲においては、逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時的に避難する場所を確保するため、公共施設のほか、民間施設等の協力を得ながら津波避難ビルを選定し、津波発生時に使用できる体制を整備する。また広報紙・ホームページなどの手段により、住民に対し津波避難ビルの情報を周知する。

なお、指定避難所や津波避難ビルを選定したときは、日頃からの啓発と災害時の円滑な避難行動を確保するため、蓄光石やライト等を活用した夜間でも識別できる表示看板を設置するなど避難誘導対策を推進する。

### 1 指定避難所

市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、教育施設を中心として指定する。  
風水害時は110箇所、地震災害時は163箇所の指定避難所を開設する。

災害時の避難者収容可能人数は、地震災害時の指定避難所でおよそ158,000人である。一方で、被害想定に基づく避難所生活者は、約139,000人と予測され、全数としては市の収容能力の範囲内ではあるが、地域により、避難所が不足する事態が想定される。

このため、上記指定避難所を補完するため、自治会等が管理・運営を行っている地域会館等を活用し、市民の臨時収容施設として活用を図る。

また、津波影響範囲の指定避難所においては、津波発生時は津波による人的被害が懸念されることから、指定避難所として直ちに開設し、使用するものではないことを住民に対して周知するとともに、津波避難ビルにも指定されている施設については、津波発生の有無により、その活用方法が異なることを併せて周知する。

《資料 5-20 指定避難所・広域避難地等》

## 2 指定避難所の整備

(1) 市及び府は、指定避難所の耐震化・不燃化の促進及び福祉仕様のトイレを設置をするなど災害時要援護者への配慮を図り、避難の実施に必要な施設等を整備する。

その際、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉まちづくり環境整備要綱等に基づいた整備・改善を図る。

(2) 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

(3) 市は、非常用電源、通信機器などの整備を推進する。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

## 3 指定避難所の運営管理体制の整備

市は、指定避難所の開設基準、管理体制、区災害対策本部との連携、指定避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

(1) 指定避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、災害地区班員が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、堺市災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。

(2) 市（災害対策本部等）と指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線により行う。

(3) 指定避難所の運営は、災害地区班員、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。

(4) 市（危機管理室）は、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。

## 4 津波避難ビル

津波影響範囲において、内閣府の津波避難ビルガイドラインが目安として示す3階以上で鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の新耐震基準を満たしている建物を原則として指定する。

地震発生から堺市に津波が到達するまでの間に、沿岸部から標高の高い東へ逃げるのが津波避難の基本であるが、逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時的に避難する場所として確保する。

津波避難ビルの指定に際しては、施設の管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できるような体制を構築する。

《資料 5-20 指定避難所・広域避難地等》

## 5 避難所生活長期化に対応する環境整備

- (1) 避難所としての機能維持のため、必要な非常用電源設備の整備を推進する。
- (2) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 女性や子育てに配慮した避難所設計を促進する。
  - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
  - イ 授乳室、育児室の設置
- (6) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (7) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

## 6 指定避難所の代替施設等の検討

津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。

## 第4 避難誘導體制の整備

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局】

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制を整備するとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、赤十字奉仕団など地域住民と連携した体制づくりを推進する。

また、市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る。

特に津波避難については、全ての伝達手段が機能しない事態も想定し、住民自らの判断で避難できるよう津波に関する基本的な知識等、防災知識の普及啓発を行うとともに、適切な避難行動ができるよう意識の向上を図る。

なお、災害時要援護者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、災害時要援護者支援プラン（＝「堺市災害時

要援護者避難支援ガイドライン」)に基づいた災害時要援護者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

府は、市が地域の実情に応じて独自に作成・実施する災害時要援護者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示した「災害時要援護者支援プラン作成指針」を作成した。

- (2) 市(危機管理室・健康福祉局・区役所)は、災害時における災害時要援護者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。
- (3) 学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。
- (4) 市(危機管理室)は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、府等施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制づくりを推進する。

## 第3章 防災体制の整備

### 【第3章の構成】

第3章 防災体制の整備		
第1節	総合的防災体制の整備	P.97
第2節	情報収集伝達体制の整備	P.111
第3節	緊急輸送体制の整備	P.115

## 第1節 総合的防災体制の整備

【第1節の施策体系】

### 第1節 総合的防災体制の整備

- 第1 中枢組織体制の整備** P.98  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第2 防災中枢機能等の確保、充実** P.102  
主担当：危機管理室、防災計画室、総務局、区役所
- 第3 防災拠点の整備** P.103  
主担当：危機管理室、防災計画室、消防局
- 第4 装備資器材等の備蓄** P.104  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第5 応援体制の整備** P.104  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第6 防災訓練の実施** P.105  
主担当：危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会
- 第7 人材の教育** P.108  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第8 防災に関する調査研究の推進** P.109  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備** P.109  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第10 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応** P.109  
主担当：危機管理室、防災計画室



市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保有機能等を勘案して位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。

## 第1 中枢組織体制の整備

【危機管理室、防災計画室】

### 1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災体制を推進するため組織体制の整備・充実を図る。

#### (1) 堺市防災会議

堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。  
法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

《資料 1-4 堺市防災会議条例》

《資料 1-6 堺市防災会議運営要綱》

《資料 5-1 堺市防災会議役員一覧表》

#### (2) 堺市防災対策推進本部

堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。

本部長 危機管理室担任副市長

副本部長 技監、危機管理監

本部長 市長公室長、政策調整監、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、消防局長、会計管理者、上下水道局理事（労務・事業推進担当）、教育委員会事務局教育次長（管理担当）、同教育次長（指導担当）、議会事務局長

幹事長 危機管理室長

幹事 秘書部副理事（総務・渉外担当）、危機管理担当課長、防災担当課長、防災計画室次長、総務課長、資金課長、市民人権総務課長、観光企画課長、環境総務課長、健康福祉総務課長、子ども企画課長、産業政策課長、都市政策課長、建設総務課長、区役所企画総務課長、警防課長、出納課長、上下水道局総務課長、教育委員会事務局総務課長、議会事務局総務課長

なお、幹事は実施計画の推進責任者と位置付ける。

《資料 1-7 堺市防災対策推進本部要綱》

#### (3) 堺市災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、防災の推進を図る必要がある以下の場合に設置する。

市域において震度6弱以上を観測したとき。

大阪府に津波警報が発表されたとき。

市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する被害が発生したとき。

大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断したとき。

その他市長が必要と認めたとき。

本部長 市長

副本部長 副市長、危機管理監

本部長 技監、市長公室長、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、消防局長、会計管理者、上下水道局理事(労務・事業推進担当)、教育委員会事務局教育次長(管理担当)、同教育次長(指導担当)、議会事務局長

《資料1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料1-8 堺市災害対策本部要綱》

《資料5-2 堺市災害対策本部組織》

《資料5-3 堺市災害対策本部活動編成表》

#### (4) 区災害対策本部

災害被災地域の総合的な災害応急対策を円滑に実施する必要がある以下の場合に区役所に設置する。

市災害対策本部が設置されたとき。

その他区長が緊急を要すると判断したとき。

なお、この場合、区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)は、設置後速やかに災害対策本部長(以下「本部長」という。)に報告を行う。

区本部長 区長

同副本部長 副区長、保健福祉総合センター所長

同本部長 企画総務課長、自治推進課長、市民課長、保険年金課長、生活援護課長(堺区役所は、生活援護第一課長、生活援護第二課長)、地域福祉課長、保健センター所長、市税事務所長

同事務局員 企画総務課職員等

区本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域内の本市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、区本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の対策部長の指示に違反しないときは、その要請に応じるものとする。

上記要請をした場合は、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

#### (5) 現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要がある場合、地域の安全を確認した上で、災害地に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長、副本部長及び本部員その他の職員は、被災地域及び災害規模などを勘案し、本部長が指名する。

(6) 危機管理センター

市は、市として総合的な対応が必要であるが対策本部の設置基準には該当しない場合に、危機管理センターを設置し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報などの初動対応を行うとともに、市長の今後の方針決定を補佐する。危機管理センターは、危機管理監をセンター長に充て、危機管理室、各局危機管理担当職員などあらかじめ指名した者で構成し、センター班員は、センター長の指示により速やかに本部に参集し、本部室に常駐する。

なお、危機管理センター設置時の区の体制は区次長を筆頭とする体制とする。

危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護（緊急処理事態）対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。

(7) 堺市危機管理対策本部

災害対策基本法に定めのない危機事象が発生したときは、危機管理ガイドラインに基づき設置する。

(8) 堺市危機管理担当庁内委員会

市における危機事象の発生時の対応及びその対応に伴う課題の解決に向けた取組について協議及び調整を行うため設置する。

委員会の委員長は危機管理監、副委員長は危機管理室長、委員は各局危機管理担当職員で構成する。

## 2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備に併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

(1) 職員の配備基準

下記基準により、は危機管理センター長が、は災害対策本部長の命に基づき各対策部長が指令する。

警戒1号配備

情報収集及び災害の警戒が必要なとき。

警戒2号配備

災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき。

対策配備

災害救助法の適用基準と同程度の災害が発生したときなど、大規模な災害が発生したとき。

全員配備

ア 市域において震度6弱以上を観測したとき。

イ 市全域にわたる被害が発生したとき。

ウ 特に甚大な局地的被害が発生したとき。

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、職員招集システムにより、こ

れら職員の携帯電話に電子メール等による気象情報の配信を行う。

(3) 危機管理当直制度

災害発生時の緊急初動体制を早期に確立するため、管理職等による危機管理当直を置き、情報の収集及び伝達並びに緊急初動措置を的確に行うことができる体制を確保する。

《資料 1-13 堺市危機管理当直制度実施要綱》

(4) 災害地区班員制度

市長は、災害から住民を安全に避難させるため、指定避難所の開設及び運営等に関する業務に従事する災害地区班員を、「堺市災害地区班員設置規程」に基づきあらかじめ職員の中から指定避難所を指定し任命する。

《資料 1-14 堺市災害地区班員設置規程》

ア 職務

指定避難所の開設に関する業務

指定避難所の運営に関する業務

堺市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡及び調整に関する業務

イ 従事基準

台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、市災害対策本部から指定避難所を開設する旨の命令が発せられたとき。

市域において震度6弱以上を観測したとき。

(5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

各対策部長は、対策配備以降の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、こころのケアを含めた職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、全員配備の場合は、全職員が災害応急対策に当たることとされており、長期の対応に備え、早期にローテーション計画を作成し、計画的な動員体制に努め、職員の健康に配慮するものとする。

### 3 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

職員は、各所属で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に出勤できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

(3) 出勤経路の危険度の把握

職員は、出勤経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や出勤手段等を検討しておくものとする。なお、災害時は、出勤経路における被災状況の把握に努めるものとする。

#### 4 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び堺市地域防災計画の定めるところにより、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

《資料 3-8 防災関係機関》

### 第2 防災中枢機能等の確保、充実

【危機管理室、防災計画室、総務局、区役所】

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

#### 1 防災中枢施設等の整備

市は、防災中枢機能を強化するため、本庁、各区役所、指定避難所及び防災関係機関が有機的かつ合理的に結ばれた総合危機管理情報システム（案内表示板や屋外放送施設等をその一部に含む）の整備を図る。

また、発災時に防災中枢施設の機能を維持するため、老朽化の進んだ施設の耐震化を推進し、各施設の耐震性能を確保するとともに、災害対策本部等の防災中枢施設の整備を図る。

#### 2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

##### (1) 庁舎

庁舎の立地条件を把握し、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

##### (2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設を確保する。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）

イ 災害対策本部等の移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

##### (3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

#### 3 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。

### 第3 防災拠点の整備

【危機管理室、防災計画室、消防局】

市は、大規模災害時の適切な災害応急活動の拠点及び市民への防災知識の啓発活動が効果的に実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。防災拠点は、相互に補完し合う体制を整備するものとし、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点の整備を併せて図る。

#### 1 防災センターの整備

次の役割を有した「(仮称)堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。

【機能】

- (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能
- (2) 災害用資器材等の備蓄
- (3) 災害対策本部等の予備機能
- (4) 災害時用臨時ヘリポート
- (5) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点
- (6) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設

また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化を目指すことから「(仮称)堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝下水処理場の防災拠点化を推進する。

#### 2 拠点備蓄倉庫の整備

市は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、物資中継輸送機能を備えた拠点備蓄倉庫を整備する。拠点備蓄倉庫は、直近市町への応援派遣及び他自治体等からの受援も想定してこれを整備する。

【機能】

- (1) 市の備蓄拠点、物資輸送拠点

#### 3 区役所備蓄倉庫

市は、区災害対策本部の設置場所となる各区役所庁舎内に区役所備蓄倉庫を設置し、災害時の円滑な救援活動を行うため必要な、主に食糧等の備蓄を行う。

#### 4 指定避難所備蓄倉庫の整備

市は、指定避難所である市立小学校等に、避難者への迅速な対策を実施するために必要な、次の機能を有するコンテナ型備蓄倉庫を整備し、分散備蓄を推進する。

また、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

【機能】

- (1) 指定避難所セット（毛布、シーツ、枕、マット等）
- (2) 救助用資器材セット（スコップ、ツルハシ、ハンマー、ボール等）

(3) ラジオ等の情報受信手段

## 第4 装備資器材等の備蓄

【危機管理室、防災計画室】

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備、資器材等の確保に努める。

### 1 資器材等の備蓄及び技術者等の把握

装備、資器材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資器材、技術者等の確保体制の整備に努める。

### 2 資器材等の点検

備蓄、保有する装備、資器材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

### 3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害時に迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

### 4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図、構造図、情報図面等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

## 第5 応援体制の整備

【危機管理室、防災計画室】

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。

### 1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報交換など、災害時相互応援協定に基づく相互応援体制の整備を推進する。

また、近隣自治体との防災協定の締結により、津波災害時には内陸部の近隣自治体からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、堺市と同時に被災することのない遠隔の自治体との応援体制の整備を推進する。

《資料2-3 20大都市災害時相互応援に関する協定》

《資料2-4 20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目》

《資料2-5 災害時相互応援協定》

## 2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入れ体制の整備

大規模災害時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入れ体制の整備を図る。

## 3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

《資料2-1 防災協定等一覧表》

《資料2-6 災害時における相互協力に関する覚書》

## 4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

災害時等において民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

## 5 自治体等からの受援計画の整備

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

円滑な受入・受援のために、平常時から相互に防災分野での交流を深めておく。

## 6 基幹的広域防災拠点と連携した防災体制の構築

京阪神都市圏における直下型地震や東南海・南海地震等の大規模災害時に、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図る。

【基幹的広域防災拠点の機能】

- (1) 救援物資の中継、分配
- (2) 広域支援部隊等の一時集結
- (3) ベースキャンプの設営 等

## 第6 防災訓練の実施

【危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、災害時要援護者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。



訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

## 1 総合訓練

防災関係機関及び住民の協力を得て、協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練を実施する。

## 2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

### (1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

ア 地震災害消防活動訓練

イ 特別防災地域総合防災訓練

ウ 関西国際空港航空機災害訓練

エ 緊急消防援助隊大阪府隊訓練

オ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練

カ 国際緊急援助隊救助チーム総合訓練

### (2) 水防訓練

泉州水防事務組合は、水防活動の完全な習熟を目的とした水防計画記載の訓練を行う。

### (3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実に行えるよう実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実にを行うため実施する。

ウ 避難救助訓練

避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示、勧告等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、災害時要援護者等の救助等についても訓練を行う。

エ 図上訓練

想定した災害の被害への対応を検討するとともに、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。

オ その他

## 3 市民、事業所等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防

災訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等
- (6) 指定避難所運営訓練
- (7) 緊急地震速報を活用した訓練

#### 4 区役所区域での防災訓練

大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、各区域単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

#### 5 校区単位での防災訓練

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努めるとともに、消防署等防災関係機関や各校区自治連合会等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の育成に努める。

また、大規模な地震が発生した場合、地域が交通や通信手段等の混乱又は途絶により、一時的に孤立状態に陥るような事態を想定し、校区単位で自主防災組織等が主体となり、各種訓練を行う。

#### 6 乳幼児・児童・生徒等の防災訓練

各学校園・保育所は、災害を想定した避難訓練を定期的実施し、乳幼児・児童・生徒の避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員・保育所職員による誘導・防災活動等の習熟を図る。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・保育所の実情に応じた組織的な避難訓練を計画するとともに、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図る。

#### 7 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

- (1) 市、府をはじめ防災関係機関は、東南海・南海地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

【内容】

- 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- 参集訓練及び本部運営訓練
- 水門等の操作訓練
- 救出・救助訓練
- 医療救護訓練

- (2) 東日本大震災の被害実態を踏まえ、訓練を通じて住民に避難路、避難地、避難所、津波避難ビルなど、自分の身を守る方法を改めて周知するため、津波の発生を想定して、津波

避難に主眼をおいた防災訓練等を実施する。

## 第7 人材の教育

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実する。

### 1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

#### (1) 教育の方法

##### ア 危機管理センター班員及び区対策本部員等

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

他の防災機関への研修派遣

F E M A（米連邦危機管理庁）、消防庁、大阪府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加

出前講座等での講演

見学、現地調査等の実施

##### イ 災害地区班員及び一般職員

大阪府、堺市等が実施する講習会、研修会等への参加

見学、現地調査等の実施

防災活動マニュアル等の配付

#### (2) 教育の内容

堺市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

全員配備体制時の非常参集の区分及び方法

気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

防災知識と技術

防災関係法令の適用

図上訓練の実施

緊急地震速報の活用

その他必要な事項

### 2 市民に対する防災教育

#### (1) 市民等に対する教育、啓発の実施

市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な教育、啓発を行うものとする。

防災に関する一般的な知識（特に地震、津波に関する知識）

災害発生時に防災上とるべき行動に関する知識（出火防止、初期消火等）  
正確な情報入手方法（緊急地震速報等）  
防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容  
各地域における危険箇所等に関する知識  
避難生活に関する知識  
平素住民が実施しうる家庭内対策の内容

- (2) 就学前教育、初等、中等教育における防災教育の推進  
教育委員会は、幼・小・中・高等学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。
- (3) 出前講座  
生涯学習課所管の出前講座のメニューの一つとして防災に関する講座を設け啓発する。

### 3 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。  
防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

### 4 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市(危機管理室・区役所)は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

## 第8 防災に関する調査研究の推進

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

## 第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

## 第10 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応

【危機管理室、防災計画室】

### 1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定

地震など大規模災害が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定する。

- (1) 複合災害など様々な災害に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、

庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを策定する。

(2) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。

(3) 関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

## 2 電源・機材の確保体制の点検・整備

行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

## 3 人材の育成

多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

【第2節の施策体系】

### 第2節 情報収集伝達体制の整備

#### 第1 災害情報収集伝達システムの整備

P.112

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 情報収集伝達体制の強化

P.113

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 災害広報体制の整備

P.113

主担当：市長公室、危機管理室、防災計画室

#### 第4 迅速な住民の安否確認の体制整備

P.114

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 観測体制の整備

P.114

主担当：危機管理室、防災計画室

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

## 第1 災害情報収集伝達システムの整備

【危機管理室、防災計画室】

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設や設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携してシステムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

### 1 危機管理統合情報システム（総合防災情報システム）の充実整備

災害時における被害の発生状況を的確に把握し、その後の応急対策を即時かつ効率的に実施可能にするため、観測情報や被害情報の収集伝達を中心的な機能とする危機管理統合情報システムの整備を図る。

- (1) GISの導入
- (2) 災害時の公衆回線網の輻輳及び切断の危険性を回避するための防災行政無線デジタル網、FWA等により構築される、メインの通信手段としての無線回線ネットワークの整備
- (3) 携帯電話等への防災メール等の情報送信
- (4) 情報提供の多国籍語化
- (5) リ災証明書発行の電子システム化
- (6) 収集した防災関連情報のデータベース化
- (7) 画像による主要河川はん濫及び地すべり等の土砂災害監視
- (8) ASP（Application Service Provider）の活用等によるシステムバックアップの確保

### 2 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 堺市
  - ア 防災行政無線（同報系及び移動系）デジタル化の整備
  - イ FWAや無線LAN等を効果的に結合させた電子データ情報通信用無線網の整備
  - ウ 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動体（携帯端末）の充実
  - エ 消防・救急無線の整備充実とデジタル化の推進
- (2) 警察署（大阪府警察）
  - ア 警察無線の整備充実

(3) 指定行政機関

ア 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実

(4) 指定公共機関

ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実

孤立防止用無線

イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実

ウ 関西電力株式会社無線の整備充実

(5) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

## 第2 情報収集伝達体制の強化

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備・拡大、伝達窓口の明確化及び防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行う。

市は、勤務時間外の情報の収集及び伝達を迅速に行うため、危機管理当直を設置するとともに防災関係職員に対し、堺市職員招集システムにより24時間自動的に携帯電話等に防災情報を送信する。

### 1 部局間の連携

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。

### 2 収集体制の拡大

災害時における市職員による情報収集には限界があるため、次の事業者と災害情報収集にかかる協定を締結するなど、収集体制の拡大を図る。

(1) バス・タクシー等の運輸事業者

(2) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通事業者

(3) 建設関係団体等

## 第3 災害広報体制の整備

【市長公室、危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。



## 1 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報課長及び市政情報課長もしくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 災害時要援護者に配慮した広報手段の確保
- (3) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するなど、相談窓口の体制を整備する。

- (4) 原子力災害広報に係る国との連携

原子力災害に係る広報について、国、大阪府と連携し、情報提供に努める。

## 第4 迅速な住民の安否確認の体制整備

【危機管理室、防災計画室】

### 1 住民の安否確認システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、危機管理統合システムと連携した整備を行う。

## 第5 観測体制の整備

【危機管理室、防災計画室】

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実に努める。

### 1 震度計の活用

大阪管区気象台設置の計測震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の観測を行う。

### 2 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、総合防災情報システムの機能である防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータからの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。

《資料5-19 各機関のテレメータ気象観測施設》

### 3 高所カメラの活用

市（消防局）が市域の火災等の被害状況を的確に把握するため市庁舎屋上及び北野田駅前に設置している高所カメラを活用するとともに体制整備を図る。

## 第3節 緊急輸送体制の整備

【第3節の施策体系】

### 第3節 緊急輸送体制の整備

#### 第1 陸上輸送体制の整備

P.116

主担当：建設局、危機管理室、防災計画室

#### 第2 航空輸送体制の整備

P.116

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

#### 第3 水上輸送体制の整備

P.117

主担当：危機管理室、防災計画室、産業振興局

#### 第4 救援物資集積場所の指定

P.117

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 避難所等への物資供給体制の構築

P.117

主担当：財政局、危機管理室、防災計画室

#### 第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間企業との連携体制の整備

P.117

主担当：財政局、危機管理室、防災計画室

#### 第7 輸送手段の確保

P.118

主担当：財政局、危機管理室、防災計画室

#### 第8 交通規制・管制の確保

P.118

主担当：建設局、大阪府警察、堺海上保安署

市、府及びその他の防災関係機関は、災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

## 第1 陸上輸送体制の整備

【建設局、危機管理室、防災計画室】

### 1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時に緊急輸送ネットワークを確保して応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定し、整備に努める。

#### (1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

#### (2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、各区役所、災害用臨時ヘリポート、地域災害医療センター（市立堺病院）、市町村災害医療センター（独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院）、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等の防災拠点を連絡する道路

《資料 5-27 地域緊急交通路》

《資料 5-28 緊急交通路（広域・地域緊急交通路図）》

### 2 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

### 3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

## 第2 航空輸送体制の整備

【危機管理室、防災計画室、消防局】

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、「（仮称）堺市総合防災センター」をはじめ、災害用臨時ヘリポートや災害時に対応できる機能を有し、平常時には観光等の民間活用が可能なヘリポートを整備・指定する。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

《資料 5-25 災害用時臨時ヘリポート》

### 第3 水上輸送体制の整備

【危機管理室、防災計画室、産業振興局】

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。

### 第4 救援物資集積場所の指定

【危機管理室、防災計画室】

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

陸上ルート	大阪府立大学構内の体育館及びグラウンド
	泉北下水処理場
海上ルート	大浜・塩浜埠頭 堺泉北埠頭株式会社所有の上屋施設

### 第5 避難所等への物資供給体制の構築

【財政局、危機管理室、防災計画室】

市の備蓄物資や協定に基づく流通備蓄、各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に安定して供給するため、物資のニーズ把握の方法、物資集積拠点の選定や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制を次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後には、必要と想定される最低限の物資を短時間で効率的に供給する。(プッシュシステム) また、最低限必要な物資が行き渡り、物資供給が安定した後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する。(プルシステム)
- 2 物資集積拠点から避難所への配送は、地域に詳しい物流事業者に協力を得るなど、効果的な手法を構築する。
- 3 物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じないように、必要な物資・数量が的確に出荷元に情報伝達される仕組みを構築する。
- 4 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師の配置を検討する。

### 第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間企業との連携体制の整備

【財政局、危機管理室、防災計画室】

災害時の人員、応急資器材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。

- 2 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行う体制を確保する。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。

## 第7 輸送手段の確保

【財政局、危機管理室、防災計画室】

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

### 1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

### 2 調達体制の整備

市は、大阪府と連携し、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社などの民間事業者との連携に努める。

### 3 緊急交通車両の事前届出

市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努めるものとし、必要に応じて府公安委員会に対して、「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるものとする。

《資料 4-2 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証》

《資料 4-3 標章（緊急通行車両）》

## 第8 交通規制・管制の確保

【建設局、大阪府警察、堺海上保安署】

### 1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めるときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

《資料 4-2 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証》

《資料 4-3 標章（緊急通行車両）》

### 2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

#### (1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- イ 災害時の信号制御システム等の整備
- ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

**3 道路管理者**

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

**4 堺海上保安署**

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

## 第4章 被災者支援の充実

【第4章の構成】

第4章 被災者支援の充実		
第1節	緊急物資の確保	P.121
第2節	ライフライン機能の確保	P.124
第3節	交通機能の確保	P.130
第4節	災害時要援護者支援対策	P.131
第5節	帰宅困難者対策	P.134
第6節	保健衛生対策	P.136
第7節	遺体の収容及び火葬対策	P.139
第8節	応急住宅対策	P.140
第9節	ボランティアの活動環境の整備	P.144

## 第1節 緊急物資の確保

【第1節の施策体系】

### 第1節 緊急物資の確保

#### 第1 給水体制の整備

P.121

主担当：上下水道局

#### 第2 食料・生活必需品の確保

P.122

主担当：財政局、危機管理室、防災計画室

#### 第3 他自治体、事業所からの物資の調達

P.123

主担当：財政局

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に努める。

### 第1 給水体制の整備

【上下水道局】

市（上下水道局）は、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう大阪広域水道企業団と相互に協力し、給水体制の整備に努める。なお、市（健康部）は、飲料用には不適であるが生活用水として利用できる場合は、井戸水の利用を検討する。

#### 1 施設等の整備

- (1) 給水拠点の整備（あんしん給水栓の整備並びに緊急遮断弁及び緊急給水設備の設置）
- (2) 給水車等の配備、給水資器材の備蓄、体制の整備
- (3) 飲料水兼用耐震性貯水槽等の維持管理
- (4) 飲料水自動袋詰機（2,000 / 1時間）の配備

#### 2 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備



(2) 相互応援体制の整備

大阪広域水道企業団と相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備を進め、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。

(3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため指定給水装置工事事業者等と災害時における協力体制の整備に努める。

## 第2 食料・生活必需品の確保

【財政局、危機管理室、防災計画室】

市は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。

生活必需品の確保にあたっては、大阪府地域防災計画関係資料集の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」を参考に設定したもので、「堺市地震災害想定総合調査」における上町断層1地震を想定した場合の避難所生活者（138,643名）を参考に、備蓄目標を139,000食と設定する。

### 1 府、市の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パン、ビスケットなど

府及び市は、それぞれ避難所生活者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食

府及び市は、それぞれ避難所生活者数（要援護高齢者等）の1食分を備蓄する。

ウ 粉ミルク、哺乳瓶

府及び市は、それぞれ避難所生活者（乳児）の1日分以上の粉ミルクと、必要量の哺乳瓶を備蓄する。

エ 毛布

市は、避難所生活者（高齢者、年少者等配慮を要する者）の必要量を備蓄する。府はその他の避難所生活者の必要量を備蓄する。

オ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

府及び市は、それぞれ避難所生活者（乳児・女性）の1日分を備蓄又は調達により確保する。

カ 仮設トイレ

市は、仮設型を避難所生活者の500人に1基以上、簡易ボックス型を100人に1基以上を備蓄する。府は、必要量を備蓄又は調達により確保する。

《資料5-21 堺市備蓄食糧保有量》

《資料5-22 大阪府災害用備蓄物資一覧》

《資料5-23 コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表》

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、等）

- イ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
  - ウ 精米、即席麺などの主食
  - エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
  - オ 車いす等の福祉用具等
  - カ 遺体収容袋など
- (3) 備蓄、供給体制の整備
- 市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進するとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。
- ア 拠点備蓄倉庫、区役所備蓄倉庫、指定避難所備蓄倉庫の整備
  - イ 定期的な流通在庫量の調査
  - ウ 供給体制の整備
  - エ 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保

## 2 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪農政事務所）  
玄米等の備蓄
- (2) 近畿経済産業局  
生活必需品等の調達体制の整備
- (3) 日本赤十字社大阪府支部  
毛布、緊急セットなどの備蓄

## 第3 他自治体、事業所からの物資の調達

【財政局】

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請するとともに、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

《資料 2-3 20大都市災害時相互応援に関する協定》

《資料 2-4 20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目》

《資料 2-5 災害時相互応援協定》

## 第2節 ライフライン機能の確保

【第2節の施策体系】

### 第2節 ライフライン機能の確保

#### 第1 上水道

P.125

主担当：上下水道局

#### 第2 下水道

P.125

主担当：上下水道局

#### 第3 電力

P.126

主担当：関西電力株式会社

#### 第4 ガス

P.127

主担当：大阪ガス株式会社

#### 第5 電気通信

P.128

主担当：西日本電信電話株式会社等

#### 第6 住民への広報

P.129

主担当：市長公室、上下水道局、各事業者

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備・充実に努めるものとする。

## 第1 上水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 市（上下水道局）は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
  - ・大阪広域水道企業団、高石市、大阪狭山市との緊急連絡管の接続
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
  - ・18大都市水道局災害相互応援に関する覚書の締結
  - ・大阪広域水道震災対策相互応援協定の締結
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

### 2 災害対策用資器材の整備等

市（上下水道局）は応急復旧用資器材の整備及び調達体制の確保を行う。

### 3 防災訓練の実施

市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加するとともに上下水道局独自の災害訓練を実施する。

### 4 大阪広域水道企業団との協力体制の整備

市（上下水道局）は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するため、大阪府広域水道震災対策中央本部の一員として、協力して府内の水道水の安定供給及び早期復旧のための体制整備を推進する。

## 第2 下水道

【上下水道局】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

市（上下水道局）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高

い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

## 2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資器材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

## 3 防災訓練の実施

市(上下水道局)は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市(危機管理室)などが計画する防災訓練に参加するとともに、「人孔開閉マニュアル」を使用した訓練等上下水道局独自の災害訓練を実施する。

## 4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 「災害時支援大都市連絡会議設置要綱」に基づき、国、政令市、東京都、日本下水道協会で構成する災害時支援大都市連絡会議は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」の円滑な運営を図る。

# 第3 電力

【関西電力株式会社】

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

## 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

## 2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。
- (3) 災害対策車両(発電機車等)の配備増強を進める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

## 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資器材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

### 第4 ガス

【大阪ガス株式会社】

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

#### 2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資器材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資器材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

#### 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

### 第5 電気通信

【西日本電信電話株式会社等】

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

#### 2 災害対策用資器材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資器材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

#### 3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市(危機管理室)などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信の確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

## 4 協力応援体制の整備

### (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

### (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資器材、輸送等について相互応援体制を整備する。

## 5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

## 第6 住民への広報

【市長公室、上下水道局、各事業者】

市及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

### 1 上下水道

大阪広域水道企業団及び市（上下水道局及び危機管理室）は、飲料水等の備蓄の重要性、節水について広報する。また、市（上下水道局）は、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等についても広報する。

### 2 電気・ガス

関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

### 3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。



## 第3節 交通機能の確保

【第3節の施策体系】

### 第3節 交通機能の確保

#### 第1 鉄軌道施設

P.130

主担当：鉄軌道管理者

#### 第2 道路施設

P.130

主担当：建設局

#### 第3 港湾施設、漁港施設

P.130

主担当：港湾及び漁港管理者

鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

#### 第1 鉄軌道施設

【鉄軌道管理者】

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

#### 第2 道路施設

【建設局】

道路・橋りょう管理者は、道路・橋りょうの障害物除去のための体制の整備を図る。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

#### 第3 港湾施設、漁港施設

【港湾及び漁港管理者】

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

## 第4節 災害時要援護者支援対策

【第4節の施策体系】

### 第4節 災害時要援護者支援対策

#### 第1 災害時要援護者の定義

P.132

主担当：健康福祉局

#### 第2 災害時要援護者に対する支援体制の整備

P.132

主担当：健康福祉局

#### 第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の指定

P.133

主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局

#### 第4 外国人に対する支援体制整備

P.133

主担当：市民人権局、市長公室

#### 第5 その他の災害時要援護者に対する配慮

P.133

主担当：市民人権局、危機管理室、防災計画室

防災関係機関は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

## 第1 災害時要援護者の定義

【健康福祉局】

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

災害時に市が安否確認する災害時要援護者の範囲は次のとおりとする。

制度別対象者	対象者のイメージ例
身体障害者手帳（1・2級）所持者	全盲の方、座っていることができない方、両手（両足）の機能全廃の方
療育手帳（A）所持者	IQが概ね35以下の方
精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居	他人の助けがなければ、ほとんど日常生活を送ることができない方
要介護認定が「要介護3」以上の方	「要介護3」とは、自力で起き上がれず、排泄・入浴等に全介助が必要な方
70歳以上の独居又は世帯の構成員全員が70歳以上で、要介護認定が「要支援1・2又は要介護1・2」	
緊急通報登録者（高齢者）	ひとり暮らしの高齢者の方など
緊急通報登録者（障害者）	ひとり暮らしの車椅子生活の方など
特定疾患認定患者	重症筋無力症、パーキンソン病、悪性関節リウマチ等

## 第2 災害時要援護者に対する支援体制の整備

【健康福祉局】

### 1 大阪府

避難誘導體制の整備、災害時要援護者の被災状況の把握等を市町村が円滑に実施するための実践的な支援プランの作成を促進するため、障害等の特性に応じた支援プラン作成上の基本的な考え方や留意点を示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」を作成したので、市町村と連携を図りながら、災害時要援護者への災害対策を推進する。

### 2 市

府が示す指針に基づき、市が作成した支援プラン（「堺市災害時要援護者避難支援ガイドライン」）に則して、本人の意思及び個人情報保護に十分留意しつつ、災害時要援護者の安否確認等に努める。

また、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、災害時要援護

者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

市（健康福祉局）は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

その際、市（健康福祉局）は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受け入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。

(1) 災害時要援護者支援プランの作成を推進する。

(2) 災害時に即応できるように、個人情報保護を図りつつ、地域において災害時要援護者を把握する仕組みを構築する。

### 第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の指定

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局】

市（福祉推進部）は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

《資料 5-20 指定避難所・広域避難地等》

### 第4 外国人に対する支援体制整備

【市民人権局、文化観光局】

市（国際課）及び府は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導など、外国人に配慮した支援に努める。

### 第5 その他の災害時要援護者に対する配慮

【市民人権局、危機管理室、防災計画室】

市及び府は、障害者・高齢者・外国人以外の災害時要援護者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第5節 帰宅困難者対策

【第5節の施策体系】

### 第5節 帰宅困難者対策

#### 第1 帰宅困難者への支援

P.134

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 帰宅困難者への啓発

P.134

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

P.135

主担当：危機管理室、防災計画室、産業振興局

#### 第4 関西広域連合における支援体制の整備

P.135

主担当：危機管理室、防災計画室

本市では、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの流入・流出口が存在しており、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について民間企業や団体など関係機関と連携を図りながら、対策を検討する。

#### 第1 帰宅困難者への支援

【危機管理室、防災計画室】

市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報の提供などの支援を行うとともに、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。

#### 第2 帰宅困難者への啓発

【危機管理室、防災計画室】

市は、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧

等に応じて徐々に移動する必要があることから、府と連携し、こうした帰宅困難者の行動について啓発を行う。

また、帰宅困難者の自らの備えとして、平常時から徒歩帰宅に必要な装備等を準備するなど、帰宅に際して自らの安全を確保するための啓発を行う。

### 第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

---

【危機管理室、防災計画室、産業振興局】

市は、事業者等が帰宅困難者を増やさないよう、従業員等を待機させるよう啓発するとともに、待機する際に必要な食料や生活必需品を従業員等へ提供するため備蓄を実施するなど、帰宅困難者対策を促進する。

### 第4 関西広域連合における支援体制の整備

---

【危機管理室、防災計画室】

市は、関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために関西広域連合と覚書を締結することで支援体制を整備する。

これにより、災害時には各店舗(『災害時帰宅支援ステーション』)へ「水道水」、「トイレ」、「道路状況などの情報」の提供を要請できるものとし、平時から店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図る。

## 第6節 保健衛生対策

【第6節の施策体系】

### 第6節 保健衛生対策

#### 第1 防疫体制の整備

P.137

主担当：健康福祉局

#### 第2 し尿処理

P.137

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局

#### 第3 ごみ処理

P.137

主担当：環境局

#### 第4 がれき等災害廃棄物処理

P.138

主担当：環境局

## 第1 防疫体制の整備

【健康福祉局】

### 1 活動体制の整備

市（健康福祉局）は、災害が発生後、迅速に生活衛生や感染症などの健康危機管理対策を行うことができるよう、活動体制の整備に努め、組織及び動員計画を構築するとともに、必要な資材の確保計画を立案する。

また、災害時において、府、自衛隊等の防災関係機関の応援を速やかに得られるよう、協力体制の整備を推進するとともに、防疫業者等と災害時の対応に関する協力協定の締結を推進する。

### 2 防疫用薬剤及び資器材の整備

災害が発生した場合に、災害時の防疫活動に必要な消毒剤や資器材等を速やかに調達できるよう、調達先となる関係業者の確保に努める。

## 第2 し尿処理

【危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局】

### 1 活動体制の整備

市（環境局、上下水道局）は、災害時における環境衛生の保全のため、処理施設の現況を適切に把握するとともに、迅速かつ適切な処理体制を整備する。

### 2 応急仮設トイレの備蓄・調達

市（危機管理室）は、災害用の応急仮設トイレについて、自主防災組織等による備蓄を推進するとともに、必要に応じて速やかに災害用トイレを調達できるよう、業者との協力体制の整備に係る協定の締結を推進する。

### 3 マンホールトイレの整備

市（上下水道局）は、広域避難地及び指定避難所等において、マンホールトイレの整備を推進し、処理水及び流下機能を確保することにより、トイレ機能を確保する体制を整備する。

## 第3 ごみ処理

【環境局】

災害時には、平常時に排出される生活ごみに加え、指定避難場所に避難した被災者からの生活ごみが排出される等、平常時と異なるごみ処理体制が求められる。そのため、市（環境局、危機管理室）は、以下の対策を実施し、市の衛生環境の確保に努めるものとする。

### 1 災害時ごみ処理体制の構築

災害時のごみ処理が円滑に行えるよう、委託処理業者と協力・連携しながら、ごみ処理体制の整備に努める。



## 2 臨時ごみステーションの設置

生活ごみを速やかに収集・処理するため、必要に応じて臨時のごみステーションが設置できるよう、指定避難所等における設置計画を検討するものとする。

## 3 ごみ収集処理見込み量の把握

処理体制を円滑に整備するため、災害時におけるごみ収集処理見込み量の把握に努める。

## 4 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づき、委託処理業者の被災等によりごみ処理が困難となった場合に備えた広域的な相互支援体制を確立する。

# 第4 がれき等災害廃棄物処理

【環境局】

災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等震災廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。

市（環境局）は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を円滑に進められるよう、体制を整備するものとする。

## 1 災害廃棄物処理体制の構築

災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を府（循環型社会推進室）及び社団法人大阪府産業廃棄物協会等と連携して構築する。

## 2 一次集積場所（仮置場）の指定及び確保

各区1箇所以上を目標に、幹線道路沿いにおいて、がれき等災害廃棄物の一次集積場所（仮置場）の指定及び確保について検討するとともに、近隣市区等に用地の提供を要請し、一次集積場所（仮置場）の確保に努めるものとする。

## 3 広域的な相互支援体制の確立

災害時相互応援協定に基づく、災害により発生した廃棄物の処理に対する広域的な相互支援体制を確立する。

## 第7節 遺体の収容及び火葬対策

【第7節の施策体系】

### 第7節 遺体の収容及び火葬対策

#### 第1 遺体安置場所の選定

P.139

主担当：健康福祉局

#### 第2 火葬のための施設・資器材の確保

P.139

主担当：健康福祉局

堺市地震災害想定総合調査において、大規模地震による死者数の想定は3,017名(上町断層帯地震)、26名(東南海・南海地震)となっているように、甚大な死傷者の発生が懸念されている。

市は、大規模地震災害による死者数の半減を目標に掲げ、建築物の倒壊防止策の推進等死者数減少方を推進するが、合わせて、遺体の収容及び火葬対策として、災害時の死傷者が多数発生した場合に備え、柩、ドライアイス等の資器材確保のために予め関係業者あるいは隣接市等との協定を締結する等の事前対策を進める。

#### 第1 遺体安置場所の選定

【健康福祉局】

災害により市内各所で死者が発生し自宅等での安置が困難な場合を想定すると、一時的な遺体安置所を設ける必要がある。そこで、遺体安置所を速やかに設置できるよう、関係先の理解を得た事前の選定を検討する。

#### 第2 火葬のための施設・資器材の確保

【健康福祉局】

災害により発生した死者の遺体に対して、遺体の尊厳に配慮しつつ速やかに火葬を行うことができるよう、近隣の火葬場を把握するとともに、市内の寺院に対する協力要請や葬祭業者等との災害時の遺体処理に係る協定締結を推進する。

また、柩、ドライアイス、火葬のための資器材が不足する場合や、死者数が多く火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じる場合に備え、関係業者との資器材提供に係る協定、隣接市等との火葬場等の利用に係る協定締結の推進を図る。

## 第8節 応急住宅対策

【第8節の施策体系】

### 第8節 応急住宅対策

#### 第1 部局間の連携体制の整備

P.141

主担当：建築都市局

#### 第2 応急危険度判定体制の整備

P.141

主担当：建築都市局

#### 第3 応急仮設住宅等の事前準備

P.142

主担当：建築都市局

#### 第4 斜面判定制度

P.142

主担当：建設局

堺市地震災害想定総合調査において、全壊棟数が70,929棟（上町断層帯地震）6,004棟（東南海・南海地震）火災による焼失棟数が、25,637棟（上町断層帯地震）数棟（東南海・南海地震）と想定されている。全壊棟数と焼失棟数の合計は、上町断層帯地震で96,566棟となるように、大規模地震が発生した場合、迅速に応急危険度判定を実施するとともに多数の応急仮設住宅の整備を行う必要がある。

市は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

## 第1 部局間の連携体制の整備

【建築都市局】

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、防災関係職員を中心に部局間の連携体制の確立を図る。

## 第2 応急危険度判定体制の整備

【建築都市局】

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物や宅地の二次災害防止に努める。また、指定避難所の開設規模や仮設住宅の建設戸数確定に寄与するための危険度判定体制を整備する。

### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

#### (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市（建築都市局）は、広く、府等が主催する応急危険度判定講習会の受講を呼びかけ、応急危険度判定士の養成、登録を勧める。

#### (2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成、登録

市（建築都市局）は、市職員に、応急危険度判定コーディネーター講習会を受講させ、判定コーディネーターの養成、登録を進めるとともに、判定コーディネーターなど判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行う。

#### (3) 実施体制の整備

市（建築都市局）は、判定主体として、資器材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

#### (4) 避難所の応急危険度判定体制の整備

災害発生時に避難所として活用する施設について、速やかに利用の可否を把握し、避難所としての開設の判断を行い、関係機関及び住民に周知する必要がある。このため、市（建築都市局）は、避難所として活用する施設に対する優先的な応急危険度判定の実施体制を整備する。

#### (5) 防災拠点施設の応急危険度判定体制の整備

市庁舎及び出先施設等の防災拠点施設について、災害時の消防活動や救急救助活動の指揮、災害に関わる情報伝達等、防災活動を実施する中枢機能を確保するため、施設利用の可否を速やかに把握し、必要に応じて代替施設へ中枢機能を移設するなどの判断を迅速に行う必要がある。このため、市（建築都市局）は、防災拠点施設に対する優先的な応急危

険度判定の実施体制の整備に努める。

## 2 被災宅地危険度判定体制の整備

### (1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市（建築都市局）は、広く、府等が主催する被災宅地危険度判定講習会の受講を呼びかけ、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

### (2) 被災宅地判定調整員の養成、登録

市（建築都市局）は、被災宅地判定調整員の養成、登録を進める。

### (3) 実施体制の整備

市（建築都市局）は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

## 第3 応急仮設住宅等の事前準備

【建築都市局】

### 1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市（建築都市局）は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

現状で指定する設置用地面積での建設可能戸数は4,519棟であり、上町断層帯地震想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の96,566棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。

《資料5-24 応急仮設住宅建設候補地》

### 2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、災害時要援護者に配慮した住宅の仕様について検討する。

## 第4 斜面判定制度

【建設局】

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会の斜面判定制度の活用を図る。

### 1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

### 2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

### 3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第9節 ボランティアの活動環境の整備

【第9節の施策体系】

### 第9節 ボランティアの活動環境の整備

主担当：市民人権局

【市民人権局】

市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部その他ボランティア活動団体とそれぞれ連携して、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。

#### 1 受入れ窓口の整備

堺市社会福祉協議会をはじめ各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

特に大規模災害が発生した時には、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの必要性が高いため、こうした分野のボランティアの受入れ窓口の整備にも努める。

《資料2-7 災害時におけるボランティア活動に関する協定書》

#### 2 人材の育成

各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努めるとともに、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。

#### 3 支援体制の整備

災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあっせんもしくは提供できるようあらかじめ計画するとともに、活動のための環境づくりの整備に努める。

#### 4 小学校区ごとのボランティア活動の拠点の設置

市民協働のまちづくりや地域活動の活発化を図るため、小学校区ごとに、ボランティアや地域住民の交流・情報の拠点の設置及び活用を推進する。

#### 5 災害時支援協力員制度

上下水道局は、水道事業に関する知識や経験を有する元上下水道局職員の協力を得て、災害や事故等の応急給水活動の強化を図ることを目的に「災害時支援協力員制度」を運用する。

## 第5章 災害予防対策の推進

【第5章の構成】

第5章 災害予防対策の推進		
第1節	災害予防対策の推進	P.146
第2節	防災上緊急に整備すべき施設等の整備	P.147



## 第1節 災害予防対策の推進

【第1節の施策体系】

### 第1節 災害予防対策の推進

主担当：危機管理室、防災計画室

【危機管理室、防災計画室】

市は、国の地震防災戦略及び府が策定する「大阪府地震防災戦略」と連携し、今後10年間で集中的に取り組む市の災害予防対策を取りまとめた「堺市地震防災アクションプラン」を策定・運用することで、想定される被害が甚大かつ深刻である大規模地震について、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じるため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進する。

#### 1 堺市地震防災アクションプラン

(1) 対象区域

市全域

(2) 計画の対象期間

平成22年度～平成31年度

(3) 計画の目標

「堺市地震災害想定総合調査」において示された、現状の堺市で上町断層帯地震及び東南海・南海地震が発生した場合に想定される被害（人的被害及び経済被害）を、今後10年間で半減させることを、「堺市地震防災アクションプラン」の目標とする。

##### <上町断層帯地震>

死者数	約3,700人	約1,600人
避難者数	約14万人	約7万人
(経済被害額)	大阪府全体で	
	約19.6兆円	約11.4兆円)

##### <東南海・南海地震>

死者数	約30人	約10人
避難者数	約2万人	約5,000人
(経済被害額)	大阪府全体で	
	約1.5兆円	約0.5兆円)

堺市地震防災アクションプランにおける死者数は、早朝発災を想定した建物倒壊による死者数と、夕刻発災を想定した火災による死者数の合計。

## 第2節 防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【第2節の施策体系】

### 第2節 防災上緊急に整備すべき施設等の整備

主担当：危機管理室、防災計画室

【危機管理室、防災計画室】

市は、府と協力し、地震防災対策特別措置法に基づき、府が作成する第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

#### 1 第4次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象区域

市全域

(2) 計画の初年度

平成23年度

(3) 計画対象事業

ア 1号 避難地

イ 3号 消防用施設

ウ 4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

エ 6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

オ 8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

カ 9号 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

キ 11号 (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

ク 13号 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

ケ 15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

コ 16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

サ 17号 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資器材等の物資の備蓄倉庫

シ 19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

《資料 1-3 地震防災対策特別措置法（抜粋）》

《資料 3-5 地震防災対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、  
避難地等に係る主務大臣が定める基準》

《資料 3-6 地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）》

災 害 応 急 対 策  
地 震 編

## 第1章 初動期の活動

【第1章の構成】

第1章 初動期の活動		
第1節	組織動員	P. 149
第2節	津波対策	P. 157
第3節	災害情報の収集伝達	P. 167
第4節	災害広報	P. 173
第5節	広域応援等の要請・受入れ	P. 178
第6節	自衛隊の災害派遣	P. 181
第7節	消火・救助・救急活動	P. 186
第8節	医療救護活動	P. 192
第9節	避難誘導	P. 197
第10節	二次災害の防止	P. 203
第11節	交通規制・緊急輸送活動	P. 206
第12節	ライフラインの緊急対応	P. 209
第13節	交通の安全確保	P. 215
第14節	被災建築物対応	P. 217

## 第1節 組織動員

【第1節の施策体系】

### 第1節 組織動員

#### 第1 災害対策本部等の組織体制

P. 149

主担当：各局共通

#### 第2 職員動員計画

P. 152

主担当：各局共通

#### 第3 防災関係機関の動員配備体制

P. 156

主担当：各局共通

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるものとする。

### 第1 災害対策本部等の組織体制

【各局共通】

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部等を設置する。

#### 1 設置基準

##### (1) 堺市災害対策本部

- ア 市域において震度6弱以上を観測したとき。
- イ 大阪府に津波警報が発表されたとき。
- ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
- エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

##### (2) 区災害対策本部

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
  - イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。
- なお、この場合、区本部長は、設置後速やかに本部長に報告を行う。

(3) 現地災害対策本部

ア 災害の地域特性に応じた災害応急対策を、局地的又は重点的に実施する必要があるとき。

イ その他本部長が必要と認めたとき。

(4) 危機管理センター

ア 市域において震度4以上を観測したとき。

イ 大阪府に津波注意報が発表されたとき。

ウ その他センター長が必要と認めたとき。

## 2 組織および運営

本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱等に定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 閉鎖基準

(1) 災害の危険が解消したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。

(3) その他本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が設置の必要がなくなると認めるとき。

## 4 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

ア 市域における災害対策の総合調整に関すること。

イ 自衛隊の派遣要請に関すること。

ウ 避難の指示、勧告に関すること。

エ 国、府、他自治体、その他の関係機関に対する応援の要請に関すること。

オ 災害救助法の適用申請に関すること。

カ 災害警戒区域を設定すること。

キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに災害地区班員の出動に関すること。

ク その他重要な災害対策事項を決定すること。

(2) 区対策本部の所掌事務

ア 本部、各部及び関係機関等との連携に関すること。

イ 区域における災害対策の総合調整に関すること。

ウ 建設局・建築都市局等と連携して実施する被害状況調査、及びその報告に関すること。

エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。

オ 区域における避難の指示、勧告に関すること。

カ 住民の避難誘導に関すること。

- キ 区域における指定避難所の運営に関すること。
  - ク 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。
  - ケ 安否情報の収集及び提供に関すること。
  - コ 備蓄物資等の給付に関すること。
  - サ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
  - シ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
  - ス 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
  - セ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
  - ソ り災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。
  - タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
  - チ 被災者の生活相談に関すること。
  - ツ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
  - テ 災害時要援護者に対する救援措置に関すること。
  - ト その他区における関係機関等と連携した救助の実施に関すること。
- (3) 現地災害対策本部の所掌事務
- ア 被害状況の把握に関すること。
  - イ 区の支援に関すること。
  - ウ 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
  - エ 現地における関係機関との連携に関すること。
  - オ その他必要な事項。
- (4) 危機管理センターの所掌事務
- ア 被害に係る情報の収集及び分析、職員の配置並びに応急対策に関すること。
  - イ 警察、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
  - ウ 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
  - エ 災害対策本部の設置に関すること。
  - オ その他災害に対する初動対応を迅速かつ適切に行うため必要な事項。

## 5 災害対策本部長の代理

本部長が事故等により指揮をとれないときは、副本部長がその代理を行う。その代理は、危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順とする。

## 6 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 7 府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

## 第2 職員動員計画

【各局共通】

地震による被害が発生し、又は被害が発生する恐れがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画を定める。

なお、地震発生時には津波による被害も想定されることから、動員計画を定める際は、職員の安全を確保するため、津波からの一時的な避難の必要性についても十分留意するものとする。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

### 1 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

(配備基準)

危機管理センター	警戒配備1号	① 市域において震度4を観測したとき ② 大阪府に津波注意報が発表されたとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	① 市域において震度5弱または5強を観測したとき ② 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	① 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき ② 大阪府に津波警報（津波）が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
	全員配備	① 市域において震度6弱以上を観測したとき ② 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき ③ 大阪府に津波警報（大津波）が発表されたとき	全員

### 2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自動参集

ア 市域において震度6弱以上を観測したとき

全職員は、勤務時間外に市域において震度6弱以上を観測したとき（大阪管区气象台発表）は、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保の



うえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課、及び各区市税事務所に所属する職員においては自己の勤務する区役所に参集する。

② 直近参集

所属参集以外の職員は、居住地の直近の区役所に参集する。

職員の直近参集場所は、次のとおりとする。

(職員の直近参集場所)

対 象 職 員		参 集 場 所
上 記 以 外 の 職 員	堺区域、大阪市（東住吉区、平野区を除く。）、豊中市、池田市、豊能町、能勢町、兵庫県及び滋賀県に居住する職員	堺区役所
	中区域に居住する職員	中区役所
	東区域、大阪狭山市、河内長野市、奈良県（五條市、御所市、香芝市、生駒市、葛城市、三宅町、安堵町、三郷町、斑鳩町、平群町、王寺町、広陵町、上牧町、河合町）及び和歌山県（橋本市、かつらぎ町、九度山町）に居住する職員	東区役所
	西区域、貝塚市、岸和田市、高石市、阪南市、泉佐野市、泉大津市、泉南市、忠岡町、田尻町、岬町、熊取町及び和歌山県（和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町）に居住する職員	西区役所
	南区域及び和泉市に居住する職員	南区役所
	北区域、大阪市（東住吉区、平野区）、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、交野市、四条畷市、箕面市、島本町、京都府、三重県及び奈良県（奈良市、橿原市、大和郡山市、大和高田市、天理市、桜井市、山添村）に居住する職員	北区役所
美原区域、松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、富田林市、河南町、太子町及び千早赤阪村に居住する職員	美原区役所	

③ 避難所参集（災害地区班員）

災害地区班員に任命されている職員は、出勤区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、大阪府に津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の指定避難所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する災害地区班員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

イ 大阪府に津波警報（大津波）が発表されたとき（市域において震度5強以下を観測したとき）

大阪府に津波警報（大津波）が発表されたときは、市域において観測された震度が5強以下であっても、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならない。

なお、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。

また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。

① 所属参集

「ア 市域において震度6弱以上を観測したとき」と同様とする。

② 直近参集

「ア 市域において震度6弱以上を観測したとき」と同様とする。

③ 避難所参集（災害地区班員）

堺区・西区の指定避難所の災害地区班員に任命されている職員は、出勤区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、津波浸水想定区域内の指定避難所（「3 津波浸水想定区域の指定避難所」参照）は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する災害地区班員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

中区・東区・南区・北区・美原区の指定避難所の災害地区班員に任命されている職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

ウ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

エ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難であるものについては参集を免除する。

オ 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自動参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

カ 市域の被害状況の情報収集

参集過程において、市域の被害状況を収集し、所属長を通じて本部長に報告する。

(2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自動参集の場合を除き、本部長が本部員の意見（災害の規模、種類、被害状況等）を聞き、各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、防災無線等により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属職員を召集しなければならない。

なお、災害対策本部員、防災関係職員に対し、情報伝達の迅速化、確実化を図るため、保有する携帯電話等に防災情報を伝達する。

(3) 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意するとともに、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

### 3 津波浸水想定区域の指定避難所

勤務時間外における自動参集基準により指定避難所へ参集する災害地区班員のうち、次の基準に該当する場合は、津波による浸水被害を受けるおそれがあることから、ただちに開設しない。

なお、当該災害地区班員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

(堺 区)

NO	指定避難所名	住所	未開設基準
1	三宝小学校	堺区三宝町5丁286	津波警報（津波・大津波）が発表されたとき
2	錦西小学校	堺区神明町西2丁1-1	
3	市小学校	堺区市之町西3丁1-14	
4	英彰小学校	堺区寺地町西4丁1-1	
5	月州中学校	堺区神南辺町1丁1	
6	大浜中学校	堺区大浜南町2丁4-1	
7	大浜体育館	堺区大浜北町5丁7-1	
8	旧湊小学校	堺区東湊町2丁119-4	津波警報（大津波）が発表されたとき
9	新湊小学校	堺区西湊町6丁6-1	
10	少林寺小学校	堺区少林寺町東4丁1-1	
11	安井小学校	堺区南安井町4丁1-5	
12	殿馬場中学校	堺区櫛屋町東3丁2-1	
13	陵西中学校	堺区大仙西町2丁79	
14	錦綾小学校	堺区錦綾町1丁6-19	
15	錦小学校	堺区九間町東3丁1-17	
16	熊野小学校	堺区熊野町東5丁1-49	
17	府立泉陽高校	堺区車之町東3丁2-1	

(西 区)

NO	指定避難所名	住所	未開設基準
1	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2丁3-28	津波警報（大津波）が発表されたとき
2	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1丁101	
3	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2丁163	
4	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2丁282	

### 第3 防災関係機関の動員配備体制

【各局共通】

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 第2節 津波対策

【第2節の施策体系】

### 第2節 津波対策

#### 第1 組織動員配備体制

P. 158

主担当：各局共通

#### 第2 津波警報等の伝達

P. 158

主担当：危機管理室、防災計画室、大阪管区气象台

#### 第3 避難対策等

P. 162

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 水防活動

P. 163

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局、建設局、泉州水防事務組合

#### 第5 ライフライン・放送事業者の活動

P. 164

主担当：ライフライン・放送関係事業者

#### 第6 交通対策

P. 165

主担当：堺海上保安署、鉄道事業者

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

## 第1 組織動員配備体制

【各局共通】

大阪府に津波警報が発表されたとき、又は津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、直ちに災害対策本部を設置するとともに、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

## 第2 津波警報等の伝達

【危機管理室、防災計画室、大阪管区気象台】

大阪管区気象台から発せられる津波警報等を、あらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

### 1 気象庁が発表する津波警報等

#### (1) 津波警報等

##### ア 種類

- ① 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ② 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

##### イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

① 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m 以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。  
 2 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。  
 3 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。  
 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点の潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報の種類

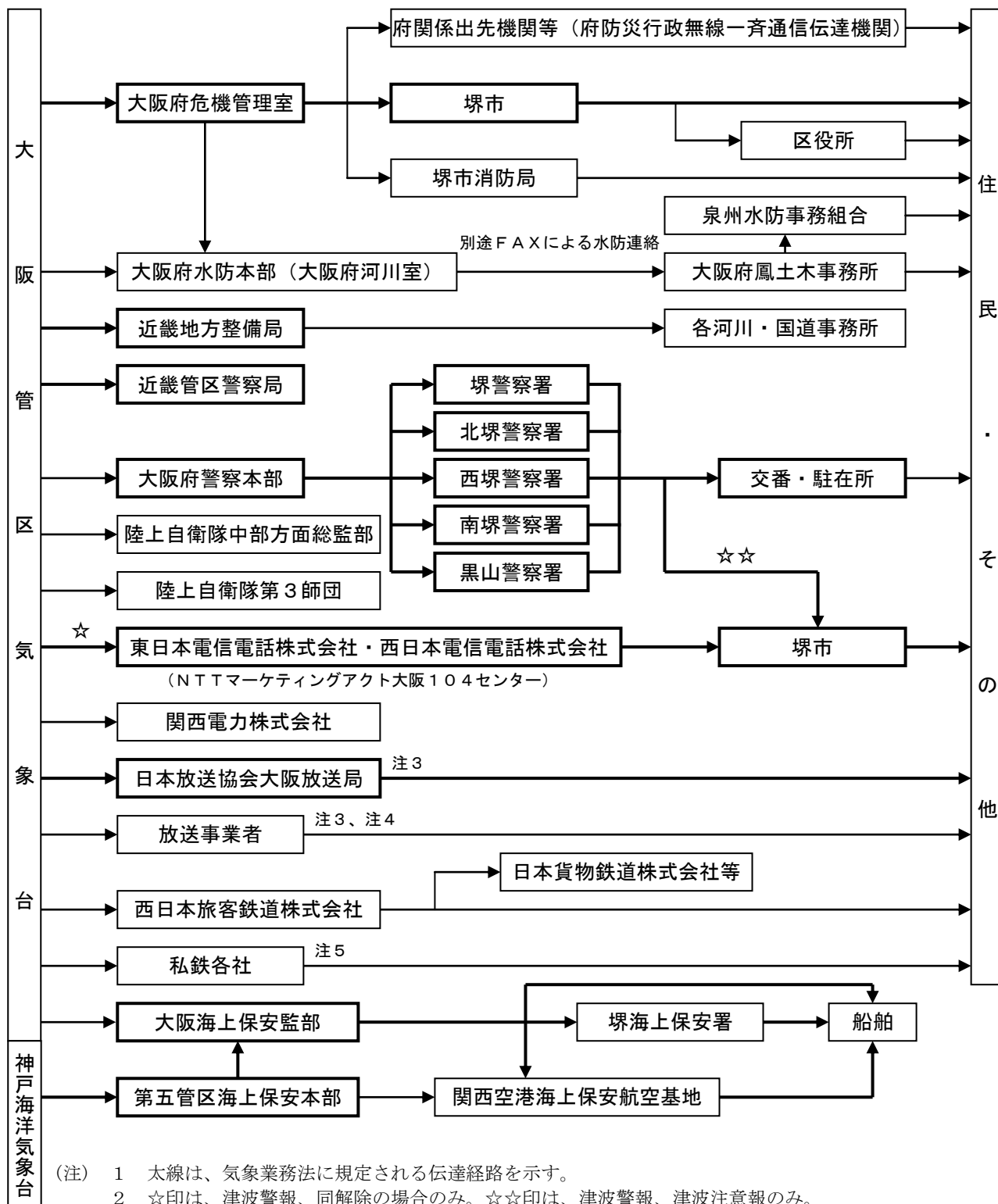
情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	① 津波に関するその他必要な事項を発表 ② 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(3) 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の、震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表



## 2 津波警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、津波警報、同解除の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。  
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。  
 4 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。  
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

### 第3 避難対策等

【危機管理室、防災計画室】

市は、防災関係機関と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

なお、この場合、災害時要援護者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

#### 1 避難の指示、誘導

市長は、次のいずれかの場合、速やかに避難の指示を発令するとともに、住民や釣り人、観光客、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供を行い、高台などの安全な場所に誘導する。

実施にあたっては、平成17年3月に中央防災会議で報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨及び内容を理解の上、避難指示の判断基準・伝達マニュアル作成等、適切な防災対策を推進する。

##### 【避難指示の判断基準】

- (1) 津波警報を覚知したとき
- (2) 市内で強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要があるとき

#### 2 周知の方法

市長は、避難の指示及び避難誘導を行う場合は、沿岸部や自治会代表者宅等に設置した市防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信など直接伝達するとともに、自主防災組織等住民組織との連携により、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

#### 3 避難の誘導

- (1) 避難指示が出された場合は、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則とし、逃げ遅れたり、遠くまで避難できない住民は津波避難ビルや3階以上の堅牢な建物などの安全な場所に誘導する。
- (2) 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

#### 4 津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

市は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- (1) 正確な津波警報等の収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 港湾部への立入制限及び避難誘導の実施
- (4) 津波避難ビルの円滑な開設
- (5) 応急浸水対策

(6) 救助・救急活動

## 5 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

## 6 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 7 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保

- (1) 津波から職員の安全を確保するため、確実な情報伝達手段を講じ、津波到達予想時間を参考として速やかに避難を完了させる。
- (2) 避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき速やかに実施する。

# 第4 水防活動

【危機管理室、防災計画室、消防局、建設局、泉州水防事務組合】

大阪湾沿岸に津波が来襲する恐れがあると認められるときは、市及び泉州水防事務組合は水防計画等に基づき各防災関係機関と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。

## 1 初動措置

津波警報等が発表された場合は、次の初動措置をとる。

- (1) 津波注意報
  - ア 海面監視の実施
  - イ 広報車・消防艇等による広報準備体制をとる。
  - ウ 巡視船艇の出動又は待機
  - エ 必要に応じて水門・樋門等の操作の実施
- (2) 津波警報
  - ア 住民に対して警報発表の広報の実施
  - イ 海面監視の実施
  - ウ 必要に応じて水門・樋門等の操作の実施

## 2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸・河川敷からの退避等の広報活動を実施する。

- (1) 実施方法
  - ア 津波注意報の発表時
    - ① 広報車・パトカー等による広報
    - ② 巡視船艇による広報

- ③ ラジオ放送等による広報
- ④ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（同報系）による広報
- ⑤ おおさか防災ネットの防災情報メールの配信による広報
- ⑥ 船舶への無線による広報
- ⑦ 航行警報等による広報
- ⑧ 臨海事務所の構内放送による広報

イ 津波警報の発表時

- ① 消防車輛等による広報
- ② ラジオ放送等による広報
- ③ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（同報系）による広報
- ④ おおさか防災ネットの防災情報メール・携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信による広報
- ⑤ 船舶への無線による広報
- ⑥ 航行警報等による広報
- ⑦ 臨海事務所の構内放送による広報

(2) 実施区域

ア 陸上における移動広報区域で概ね阪堺線以西

イ 海上における移動広報区域で主として大阪港堺泉北区

(3) 海面監視等

津波注意報・津波警報が発表された場合、又は市域において震度4以上を観測した場合には、関係機関は海面状況を監視し、相互に情報交換を行うものとする。

## 第5 ライフライン・放送事業者の活動

### 【ライフライン・放送関係事業者】

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第12節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

#### 1 上下水道

市及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

#### 2 電力（関西電力株式会社）

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

#### 3 ガス（大阪ガス株式会社）

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

#### 4 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

#### 5 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者・住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者・住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

### 第6 交通対策

【堺海上保安署、鉄道事業者】

#### 1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

#### 2 海上

- (1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずる恐れがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。
- (6) 市、府及び堺海上保安署は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、津波ハザードマップをモ

デルとして予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

### **3 鉄道事業者(南海電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社)**

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

### **4 乗客等の避難誘導等**

鉄道及びバス事業者は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

## 第3節 災害情報の収集伝達

【第3節の施策体系】

### 第3節 災害情報の収集伝達

#### 第1 情報収集伝達経路 P. 167

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 被害情報の収集・報告 P. 169

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 通信手段の確保 P. 172

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 P. 172

主担当：危機管理室、防災計画室

地震発生後、直ちに情報連絡体制を確立し、市域にかかる応急対策活動方針を決定するために必要な被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析するとともに、防災関係機関相互間で、予警報その他災害情報を迅速かつ的確に伝達する。

### 第1 情報収集伝達経路

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

#### 1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

##### (1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時有線電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ FAXの利用

災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 堺市防災行政無線（同報系）

区役所、市出先施設、避難場所、自治会の代表者宅等及び屋外子局への一斉通信

イ 堺市防災行政無線（移動系）

市、区役所、避難場所、防災関係各部及び車両との相互通信

ウ 堺市水道事業用無線

市上下水道局及び車両との相互通信

エ 堺市防災行政無線（相互系）

市、防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 消防無線

カ 大阪府防災行政無線

府、府出先施設、府内市町村及び防災関係機関との相互通信

《資料 1-9 堺市防災行政無線運用要綱》

《資料 5-18 堺市行政無線等の設置場所》

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報、雨量・水位情報収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用している。

イ 堺市危機管理統合情報システム

市内の雨量、主要河川等の水位情報を収集している防災テレメータシステムのほか、将来的には被害情報、救援情報などの災害対策支援情報の収集配信ができる統合情報システムを構築する。

## 2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するた



め、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

### 3 本部連絡員の派遣

#### (1) 市の各部

市の各対策部は、市災害対策本部と各部又は区災害対策本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部に派遣する。

#### (2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡調整のため、必要に応じ本部連絡員を市災害対策本部に派遣する。なお、その際は可能な限り連絡用無線機等を携行し、所属機関との連絡にあたる。

## 第2 被害情報の収集・報告

【危機管理室、防災計画室】

### 1 初動期の情報収集

#### (1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資器材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

ア 人的被害

イ 物的被害

ウ 機能的被害

エ その他災害対策上必要な事項

#### (2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

### 2 被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に府に対して行うが、地震が発生し、市内で震度5強以上を観測したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

市から大阪府への被害状況の報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。

特に、行方不明者の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

《資料 3-4 国の災害被害認定統一基準》

《資料 4-1 被害報告様式等》

(調査実施者及び収集すべき被害情報)

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部 (区対策本部、現地 対策本部を含む。)	1 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無</li> <li>・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況</li> <li>・指定避難所の状況</li> </ul>
		2 物的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況</li> <li>・建物（住家、非住家）の損壊状況</li> <li>・がけ崩れ及びがけ崩れの恐れの状態</li> </ul>
		3 機能的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び橋りょう等の被害状況</li> <li>・ライフラインの状況</li> <li>・各医療機関等の被害状況</li> </ul>
		4 その他災害対策上必要な事項	
	各施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害	2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	職務上の関連部課	1 農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害	2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
消防局		1 火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の状況	2 危険物取扱施設の物的被害
		3 要救援救護情報及び救急医療活動情報	4 避難道路及び橋りょうの被災状況
		5 避難の必要の有無及びその状況	6 その他消防活動上必要ある事項
各警察署		1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）	2 避難者の状況
		3 交通規制及び緊急交通路確保の要否	4 ライフラインの状況
		5 各種犯罪の発生状況	6 その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関及び協定団体		1 市域内の所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要	2 その他活動上必要ある事項

### 第3 通信手段の確保

---

【危機管理室、防災計画室】

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

### 第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

---

【危機管理室、防災計画室】

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

## 第4節 災害広報

【第4節の施策体系】

### 第4節 災害広報

#### 第1 災害広報

P. 173

主担当：市長公室、区役所、各関係機関

#### 第2 広聴活動

P. 176

主担当：市長公室、区役所

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

### 第1 災害広報

【市長公室、区役所、各関係機関】

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

#### 1 市

##### (1) 地震発生直後の広報

- ア 地震及び津波に関する事項
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難の勧告及び指示
- エ 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 二次災害の危険性
- カ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- キ 市内の被害状況（延焼火災、建物破壊、道路破損等）の概要
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
  - ① 本部等の設置
  - ② 避難場所及び救護所の設置
  - ③ その他必要な事項

(2) 応急活動実施段階の広報

- ア 地震及び津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
  - ① 被災地の状況
  - ② 避難場所及び救護所の開設状況
  - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
  - ④ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
  - ① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況
  - ② 食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ その他必要な事項

## 2 消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。

## 3 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及び復旧の見通し。
- イ 避難及び救出・救助活動に関すること。
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- エ 交通規制に関すること。
- オ その他警察措置に関すること。

## 4 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

## 5 関西電力株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

(1) 安全及び危険防止

- ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- オ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 被害状況

- ア 停電区域
- イ 停電事故復旧状況
- ウ 停電事故復旧見込み

## 6 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

(1) 災害発生時（供給を継続している場合）

- ア ガス栓を全部閉めること。
- イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
- ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 災害発生時（供給停止をした場合）

- ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
- イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

- ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。
- イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

## 7 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供を行う。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線（同報系）の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）から市内各所に設置した屋外スピーカーを通じて必要な情報を伝達する。

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部、区災害対策本部又は防災関係機関が行い、必要に応じて他の部の車両も動員して必要な地域へ出動させ、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は市（消防局）、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、区役所、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、区役所、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネット等による広報

市及び防災関係機関が保有するホームページ等を活用するほか、防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供、防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信など広く住民等へ災害関連情報を提供する。

カ 災害時要援護者に配慮した広報

点字やファクシミリ、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 災害時要援護者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 必要に応じて、災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

## 第2 広聴活動

### 【市長公室、区役所】

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

### 1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部



又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

## 2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

## 3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

## 第5節 広域応援等の要請・受入れ

【第5節の施策体系】

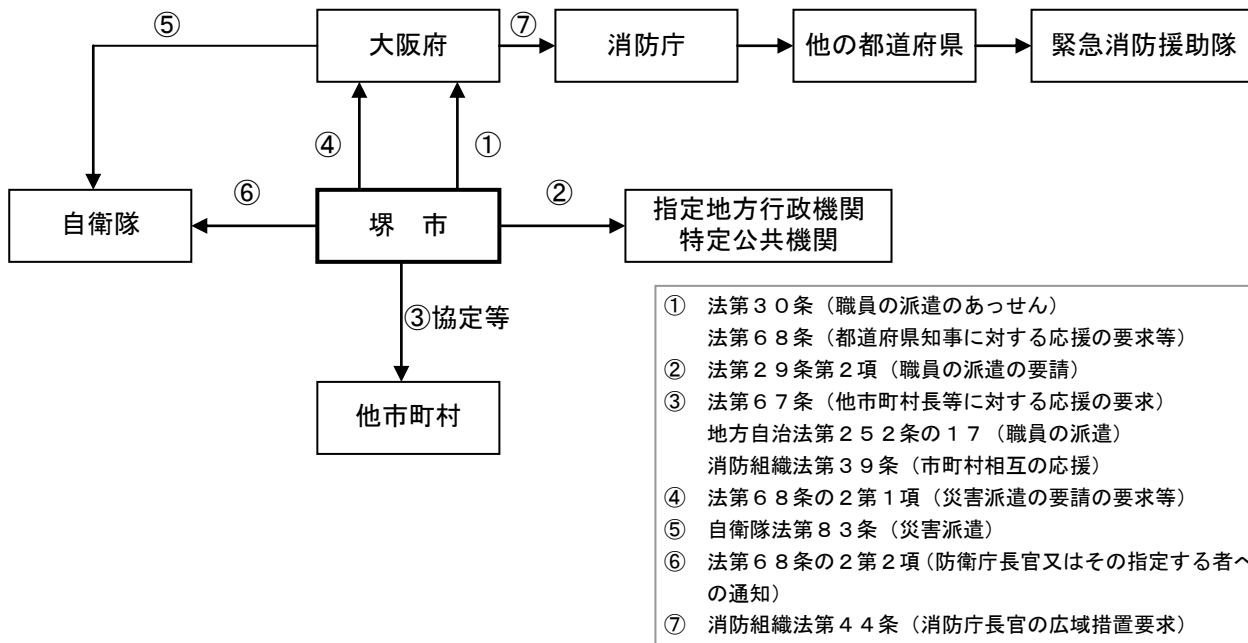
### 第5節 広域応援等の要請・受入れ

**第1 大阪府知事等に対する要請等** P. 179  
 主担当：危機管理室、防災計画室

**第2 広域応援等の受入れ** P. 180  
 主担当：危機管理室、防災計画室

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

【応援体系図】



## 第1 大阪府知事等に対する要請等

【危機管理室、防災計画室】

### 1 大阪府知事に対する要請

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654

(88-) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

### 2 （大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

### 3 協定等に基づく要請

災害時における自治体間の相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

- (1) 大都市災害時相互応援に関する協定
- (2) 災害時相互応援協定（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）
- (3) 災害時相互応援協定（南河内地域6市2町1村）
- (4) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
- (5) 消防相互応援協定

《資料 2-2 消防相互応援協定》

《資料 2-3 20大都市災害時相互応援に関する協定》

《資料 2-4 20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目》

《資料 2-5 災害時相互応援協定》

### 4 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

## 5 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その必要事項

## 第2 広域応援等の受入れ

【危機管理室、防災計画室】

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資器材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

### 4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

《資料 5-25 災害時用臨時ヘリポート》

## 第6節 自衛隊の災害派遣

【第6節の施策体系】

### 第6節 自衛隊の災害派遣

#### 第1 派遣要請

P. 182

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 自衛隊の自発的出動基準

P. 182

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 派遣部隊の受入れ

P. 183

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 派遣部隊の活動

P. 183

主担当：自衛隊

#### 第5 撤収要請

P. 185

主担当：危機管理室、防災計画室

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣を要求する。

## 第1 派遣要請

【危機管理室、防災計画室】

1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

《資料 4-4 自衛隊派遣要請書様式等》

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。

区分		通信手段の別	電話等
陸上	第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地)	N T T	0725-41-0090 内線:236~239、内線 FAX : 421
		大阪府防災行政無線	825-0、FAX : 825-5 (内線からは 88-825)
		堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20
	第3師団 (千僧駐屯地)	N T T	072-781-0021 内線 3734~5、内線 FAX : 3724
		大阪府防災行政無線	823-0
	海上	阪神基地隊	N T T
呉地方総監部		N T T	0823-22-5511

## 第2 自衛隊の自発的出動基準

【危機管理室、防災計画室】

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行

- う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事から要請を待ついとまがないと認められる場合

### 第3 派遣部隊の受入れ

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

#### 2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置  
市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名  
市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資器材等の整備  
自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) その他  
市は、ヘリポートを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

### 第4 派遣部隊の活動

【自衛隊】

#### 1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

#### 2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### 3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

#### 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

#### 5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### 6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### 7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### 9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

#### 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

#### 11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

#### 12 給水活動

上下水道局と連携し、配水池からの給水活動を実施する。

#### 13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。



## 第5 撤収要請

---

【危機管理室、防災計画室】

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

《資料 4-4 自衛隊派遣要請書様式等》

## 第7節 消火・救助・救急活動

【第7節の施策体系】

### 第7節 消火・救助・救急活動

#### 第1 市

P. 187

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 消防局

P. 187

主担当：消防局

#### 第3 府警察

P. 190

主担当：大阪府警察

#### 第4 堺海上保安署

P. 190

主担当：堺海上保安署

#### 第5 各機関による連絡会議の設置

P. 191

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第6 自主防災組織

P. 191

主担当：市民・事業所

市（危機管理室・区役所・消防局）、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

## 第1 市

【危機管理室、防災計画室】

区災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、市災害対策本部及び関係機関と連携をとり、救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

## 第2 消防局

【消防局】

地震災害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものについては、本項に定めるところによるものとする。

### 1 警防体制

#### (1) 震災警防活動体制

ア 地震（大阪府内における最大震度が5弱以上の地震をいう。以下同じ。）が発生した場合、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。

イ 大阪府内における最大震度が4の地震が発生した場合、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。

ウ 地震災害に関連して危機管理センターが設置された場合は、警防本部長は必要に応じ、震災特別警戒体制に移行することができる。この場合、指揮隊長、警防部警防課長は、所属の職員を招集し、災害情報の収集、伝達並びに関係機関との連絡調整等必要な措置をとることができる。

#### (2) 指揮体制

地震が発生した場合、地震災害等管内全域にわたり被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警防本部長による特別指揮体制とする。

#### (3) 職員の招集

ア 地震発生時、消防局長による事前命令として、全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。

イ 大阪府内において震度4を観測した場合は、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。

#### (4) 消防部隊運用

震災時における消防部隊運用は、次のとおりとする。

ア 地震発生直後にあっては、大隊本部長により、自署管内における火災等に、所属する人員及び車両のみによって対応する（署別部隊運用）。

イ 災害の進展状況に応じて、全管内的に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2署から3署を統合して対応する（方面部隊運用）。なお、具体的な方面区分及び担当署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。

ウ 災害が消防力を上回る場合、管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応する(広域部隊運用)。

(5) 初動措置

ア 警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 警防本部長は、危機管理センターとの連携を図り被害状況の把握等に努める。

## 2 震災消防活動

(1) 活動方針

震災時、消防機関に第一に求められる任務は、火災の発見と早期鎮圧並びに延焼拡大防止であることを強く認識し、震災初期にあつては、この任務遂行を優先に活動するものとする。

(2) 消防戦術の決定

発震直後には同時火災の発生が予想されるため、高所カメラ、ヘリコプターテレビ伝送映像、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者が閉じこめられている倒壊建物火災及び大規模火災に至ることが予測される火災に対する防御活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 消防隊の出場

ア 署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。

① 原則として1火災1隊対応とし、事前計画に基づき出場する。

② 出場途上において、道路、歩道橋、橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努めるとともに、大隊本部長に報告する。

③ 前号によって報告を受けた大隊本部長は、警防本部長に道路啓開のため必要な措置をとるよう要請する。

イ 方面部隊運用時及び広域部隊運用時における消防隊の出場については、警防本部長の指示に基づき出場する。

(4) 情報収集伝達

震災消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集するとともに被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。

(5) 通信運用の基本

ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信はホットライン及び防災行政無線によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図るものとする。

イ 震災警防本部と震災大隊本部との通信は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。

(6) 火災防御活動

ア 火災防御活動の原則

- ① 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先して防御活動を行う。
- ② 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難場所及び避難路の安全確保を優先して防御活動を行う。
- ③ 高層建築物又は地下街等の火災防御は、他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集中して行う。
- ④ 地震発生に伴い市街地及び臨海コンビナート地域の双方に被害が発生し、市街地においてさらに拡大する危険性があるときは、市街地における消防活動を優先して行うものとする。なお、臨海コンビナート地域における消防活動については、自衛防災組織等による災害防除活動を原則とする。

#### イ 火災防御戦術

- ① 発震直後の火災防御活動は火災防御活動の原則を踏まえ、事前計画により延焼状況等を勘案して実施する。
- ② 火災の発生状況及び延焼動態等から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は消防隊を集結し、火災防御活動を実施する。

#### (7) 消防水利の確保

消火栓が使用できないことに備えて、防火水槽、プール、河川・海等を利用する。また、海水・河川等の自然水利を利用する場合は、消防艇等を活用し遠距離大量送水システムを運用すると共に関係機関・第五管区海上保安本部に応援を要請することにより、これらの水利をより有効に活用する。

#### (8) 救助、救急活動

##### ア 救助、救急活動の原則

- ① 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- ② 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請するとともに、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。
- ③ 延焼火災及び救助救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- ④ 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合の活動は、緊急度、重要度から優先順位を考慮して活動する。
- ⑤ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

##### イ 救助、救急活動体制

- ① 救急隊は、救急要請があるまでの間、消防署所等に応急救護所を設置し、救護活動を行うとともに、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。
- ② 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合は、火災防御活動の余力部隊を投入し、救助、救急活動隊（現場救護所の設置を含む。）を確保する。

##### ウ 救助、救急活動方針の決定

前記救助、救急活動の原則を考慮のうえ次により活動方針の決定を行う。

- ① 延焼火災が多発した場合は、全力をあげて火災防御活動を実施することとなるが、参集等の職員による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行

して火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行うものとし、それまでの間は、現場の警察官との連携を密にし付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める。

- ② 延焼火災が発生しているが、当該火災現場周辺の状況等から全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合は、余力消防部隊を救助・救急活動に転用する。
- ③ 火災は発生しているが延焼のおそれがなく、主力を救助・救急活動に従事させることができる場合は、消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる。

(9) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

(10) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動等については、消防団、事業所の自衛消防隊、消防局OBによる協力隊、消防協力事業所等と連携を保ちながら実施する。

### 第3 府警察

【大阪府警察】

- 1 各警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資器材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市、消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

### 第4 堺海上保安署

【堺海上保安署】

海上又は船舶内における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施するものとする。  
(海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。)

## 第5 各機関による連絡会議の設置

---

【危機管理室、防災計画室】

市、消防局、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

## 第6 自主防災組織

---

【市民・事業所】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、区災害対策本部と情報共有を密に行い、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

## 第8節 医療救護活動

【第8節の施策体系】

### 第8節 医療救護活動

#### 第1 医療情報の収集・提供活動

P. 194

主担当：健康福祉局

#### 第2 現地医療対策

P. 194

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第3 後方医療対策

P. 195

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第4 医薬品等の確保・供給活動

P. 196

主担当：健康福祉局

#### 第5 個別疾病対策

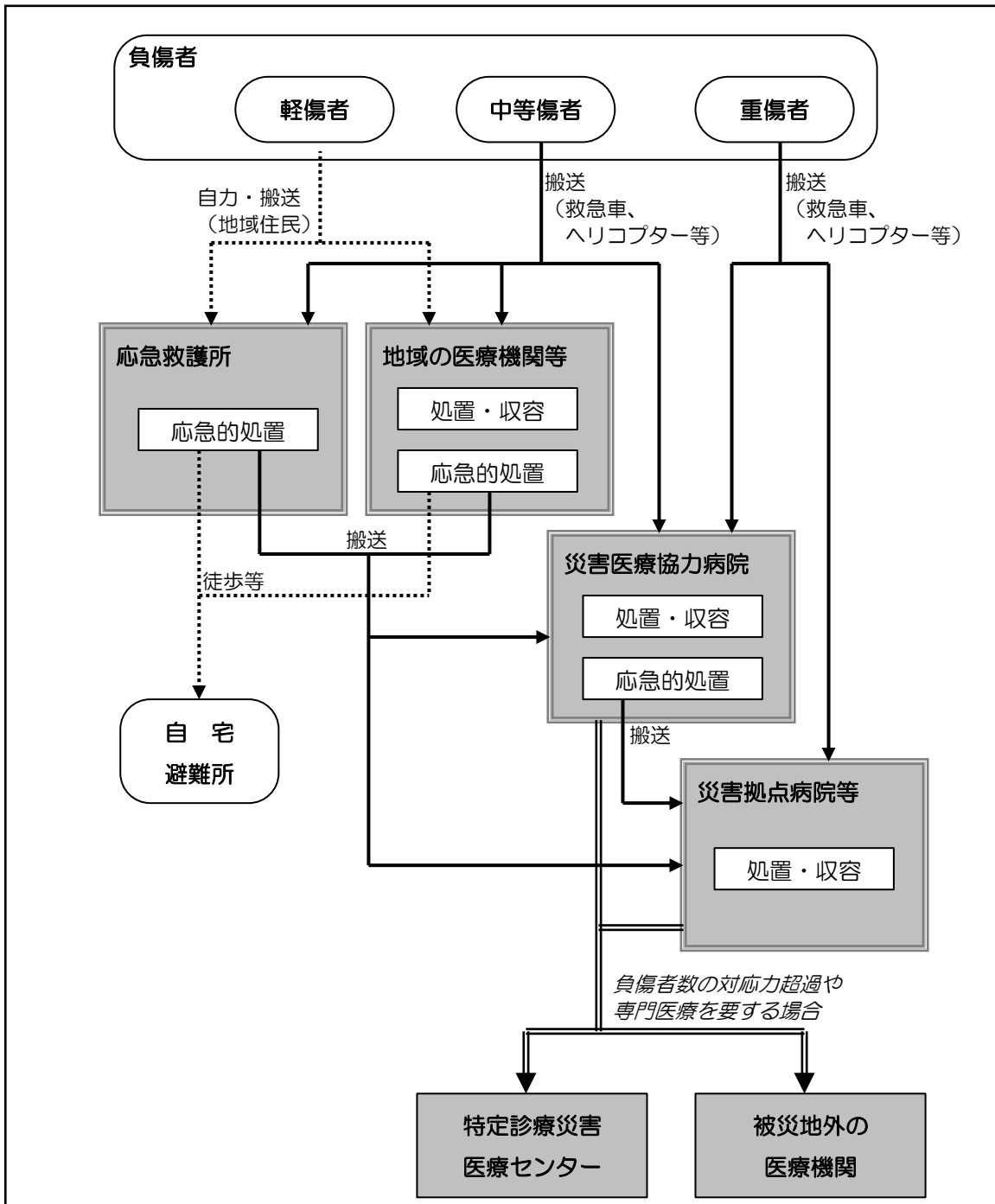
P. 196

主担当：健康福祉局



市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



## 第1 医療情報の収集・提供活動

【健康福祉局】

### 1 市

堺市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

### 2 府

市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

## 第2 現地医療対策

【健康福祉局、市立堺病院】

### 1 現地医療の確保

#### (1) 医療救護班の編成・派遣

##### ア 市

災害拠点病院である市立堺病院を中心に、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、堺市医師会、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

##### イ 堺市医師会

堺市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

#### (2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか状況に応じて次の救護所を設置する。

##### ア 拠点応急救護所（急病診療センター）

##### イ 臨時応急救護所（各中学校）

#### (3) 医療救護班の受け入れ・調整

市は医療救護班の受け入れ窓口を設置し、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所への配置調整を行う。

### 2 現地医療活動

#### (1) 救護所における現地医療活動

##### ア 現場救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される緊急医療班等が、現場救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

##### イ 応急救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、応急救護所で軽症患者

者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

## (2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

## 第3 後方医療対策

【健康福祉局、市立堺病院】

### 1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受け入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

### 2 後方医療活動

応急救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

#### (1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市町村災害医療センターと連携し、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

#### (2) 患者搬送手段の確保

##### ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

##### イ ヘリコプター搬送

市は状況により府に対しヘリコプター搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

##### ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて堺海上保安署等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

### 3 災害医療機関の役割

#### (1) 災害拠点病院

##### ア 地域災害医療センター（市立堺病院）

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- ② 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

#### (2) 市町村災害医療センター（大阪労災病院）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

##### ア 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

##### イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

#### (3) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

## 第4 医薬品等の確保・供給活動

【健康福祉局】

市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

堺市薬剤師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市・医師会・歯科医師会と連携のうえ、拠点応急救護所・臨時応急救護所及び指定避難所に医薬品供給班を派遣し、調剤・服薬指導及び医薬品供給活動を実施する。

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の調達、供給活動を実施する。

## 第5 個別疾病対策

【健康福祉局】

市と堺市医師会及び堺市歯科医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

## 第9節 避難誘導

【第9節の施策体系】

### 第9節 避難誘導

#### 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

P. 198

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 避難者の誘導

P. 201

主担当：健康福祉局、教育委員会

#### 第3 警戒区域の設定

P. 201

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 指定避難所の開設及び運営

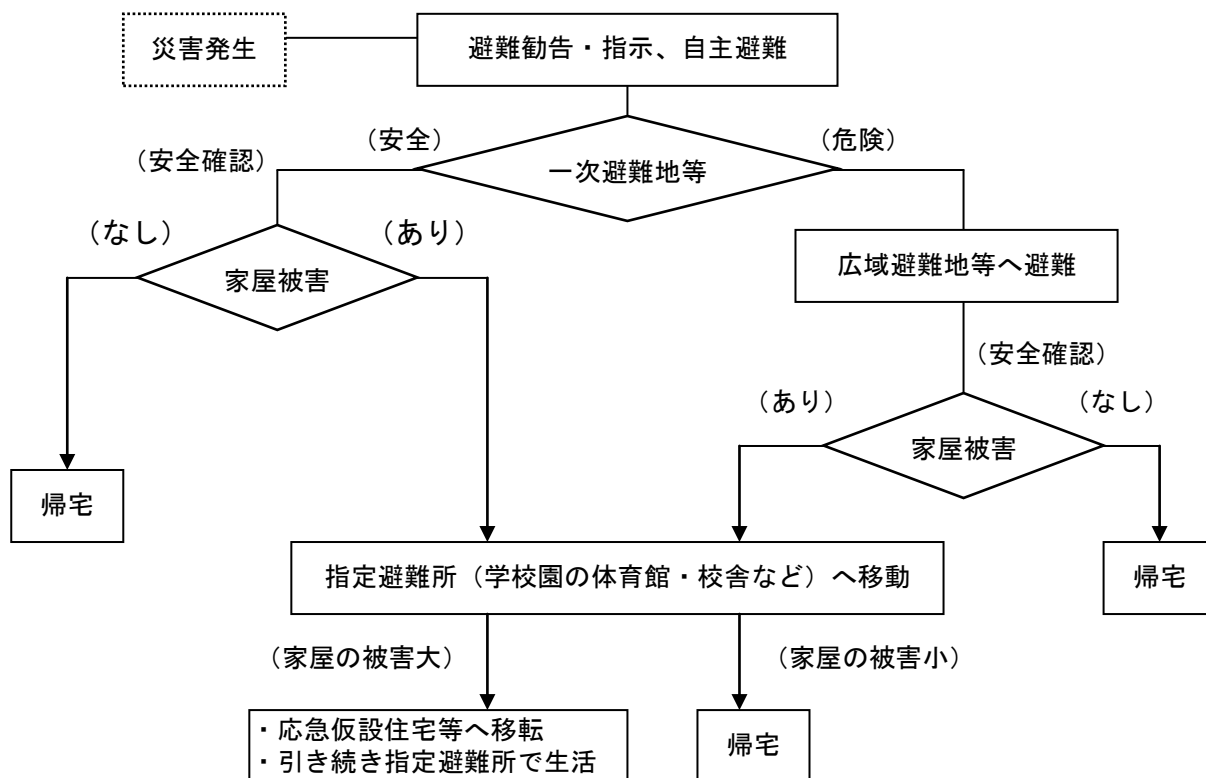
P. 202

主担当：健康福祉局、教育委員会、区役所

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

【避難計画図】



## 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

【危機管理室、防災計画室】

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

## 1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>
避難勧告	通常避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難準備情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>

※避難勧告等の発令は、これら状況を参考として、今後の気象予測や沿岸部等災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して行う。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より抜粋

## 2 避難勧告等実施者

避難指示・勧告

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令
市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条
府知事	勧告 指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第60条
府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第61条
			人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいらない場合	自衛隊法第94条
水防管理者	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

## 3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、災害時要援護者に配慮したものとする。



## 4 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

## 第2 避難者の誘導

---

【健康福祉局、教育委員会】

### 1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

### 2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

## 第3 警戒区域の設定

---

【危機管理室、防災計画室】

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条
大阪府知事	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条 水防法第21条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条
水防団員	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第21条

## 2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 第4 指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、教育委員会、区役所】

- 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難地又は指定避難所を指定し、周知する。
- 指定避難所を指定した場合は、速やかに指定避難所を管理するための災害地区班員等を派遣し、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき指定避難所を開設する。  
ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。
- 災害地区班員は、区役所又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。  
運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

## 第10節 二次災害の防止

【第10節の施策体系】

### 第10節 二次災害の防止

#### 第1 防災拠点施設等

P. 204

主担当：建築都市局

#### 第2 公共土木施設等

P. 204

主担当：建設局

#### 第3 建築物等

P. 204

主担当：建築都市局

#### 第4 危険物施設等

P. 205

主担当：消防局

#### 第5 放射性物質に係る施設等

P. 205

主担当：消防局

余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

## 第1 防災拠点施設等

【建築都市局】

防災拠点施設（指定避難所を含む）の建築物・設備の損傷状況を把握する調査を直ちに実施し、施設の使用可能状況を判断し、災害対策本部に意見具申する。

## 第2 公共土木施設等

【建設局】

### 1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

なお、土砂災害危険箇所について、市は、必要に応じ、府に調査を要請する。府は、市町村の要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設の点検を行い、関係機関への連携を図り二次災害の防止に努める。

### 2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 3 橋りょうなど道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

## 第3 建築物等

【建築都市局】

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### 1 公共建築物等

市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

## 2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

## 第4 危険物施設等

【消防局】

### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生する恐れのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第5 放射性物質に係る施設等

【消防局】

### 1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

### 2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生する恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

## 第1.1節 交通規制・緊急輸送活動

【第1.1節の施策体系】

### 第1.1節 交通規制・緊急輸送活動

#### 第1 陸上輸送

P. 206

主担当：建設局、大阪府警察

#### 第2 水上輸送

P. 208

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 航空輸送

P. 208

主担当：危機管理室、防災計画室

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

### 第1 陸上輸送

【建設局、大阪府警察】

#### 1 緊急交通路の確保

##### (1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉南線、大阪中央環状線について、道路の被害状況を確認するとともに、緊急通行車両以外の車両通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

##### (2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア 道路管理者

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、府及び府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

イ 府警察

① 道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

③ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、また制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

## 2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

## 3 緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

《資料 4-2 緊急通行車輛事前届出書及び事前届出済証》

《資料 4-3 標章（緊急通行車輛）》

## 4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

## 5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

## 第2 水上輸送

【危機管理室、防災計画室】

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

## 第3 航空輸送

【危機管理室、防災計画室】

### 1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

《資料 5-25 災害時用臨時ヘリポート》

### 2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。



## 第12節 ライフラインの緊急対応

【第12節の施策体系】

### 第12節 ライフラインの緊急対応

#### 第1 上水道施設 P.210

主担当：上下水道局

#### 第2 公共下水道施設 P.211

主担当：上下水道局

#### 第3 電力施設 P.211

主担当：関西電力株式会社

#### 第4 都市ガス施設 P.212

主担当：大阪ガス株式会社

#### 第5 電気通信施設 P.213

主担当：西日本電信電話株式会社等

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

## 第1 上水道施設

【上下水道局】

### 1 堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）を設置し、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

- (1) 水道施設が被害を受け、通常の給水が困難になり、応急給水が必要となったときは、給水修繕班が応急給水体制を講ずる。
- (2) 復旧班は、水道施設が被害を受けた場合は、その復旧のため応急復旧体制を講ずる。

### 2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置している水道事業用無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

### 3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。

また、府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、あらかじめ指定された場所に代表者を派遣する。

#### 【参集場所】

上下水道局本庁舎 ・ 南区役所4階 ・ 配水管理センター

### 4 応援体制

本市上下水道局は、本市の保有資器材等で対応が困難な場合は、18大都市水道災害相互応援覚書の幹事都市、大阪広域水道震災対策中央本部及び日本水道協会大阪支部を通じて他の公共団体に協力を要請する。また、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

### 5 応急復旧対策

- (1) 応急復旧作業は、原則として復旧担当職員の監督のもと施工業者によって行う。
- (2) 復旧班は、断水区域の早期解消を図るため、浄・配水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を順次行う。
- (3) 復旧班は、把握した災害状況に基づき所要資器材、復旧工程等についての復興計画を策定する。

## 第2 公共下水道施設

【上下水道局】

### 1 堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）を設置し、災害時支援大都市連絡会議及び下水道事業災害時近畿ブロック対策本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

### 2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各下水処理場に設置している防災無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

### 3 動員体制

管渠及び処理場等各施設の応急措置に従事する人員を確保するため、本市上下水道局下水道部職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、配属されている各所属に参集する。

### 4 応援体制

本市の保有資器材で対応が困難な場合は、「災害時支援大都市連絡会議設置要綱」に基づく、情報連絡総括都市及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要請する。

### 5 下水道施設の応急措置

- (1) 復旧班は、下水道施設の被害に対して、迅速に応急復旧措置を講ずる。
- (2) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招く恐れがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。
- (3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水枡等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (4) マンホールの浮上や道路陥没は緊急輸送に影響を及ぼすため、応急措置を行う。

## 第3 電力施設

【関西電力株式会社】

### 1 情報収集、対策要員確保

- (1) 地震の突発性に即応できるように、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し把握しておく。
- (2) 非常災害時における特別組織による動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にし、協力会社及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

### 2 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大等に伴い感電等の二次的災害の恐れがある場合で、会社が必要と認めたとき又は警察署若しくは消防局より送電停止の要請が

あった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

### 3 応急復旧対策

#### (1) 応急復旧用資材の確保

- ア 各施設、物品等の被害状況の把握
- イ 応急復旧用資材の緊急手配及び運送
- ウ 応急復旧用資材の設計充足及び配置に関する合理的計画の確立
- エ 緊急用資材等の現地調達

#### (2) 復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保

災害時において復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保の必要があり、かつ、単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請してその確保を図る。

#### (3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、復旧効果の高いものから順次実施する。

## 第4 都市ガス施設

【大阪ガス株式会社】

### 1 情報収集連絡体制

#### (1) 地震震度、気象予報等の情報の収集伝達

地震及び気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

- ア 地震情報～都市ガス供給区域内の主要地点に震度計を設置し、地震情報を収集する。
- イ 気象情報～気象情報システム、河川地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

#### (2) 通信連絡体制

- ア 災害発生時に主要な事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線通信網の確保を図る。
- ウ 事業所に対策本部を設置する。

#### (3) 被害状況についての収集

大阪ガス施設及び顧客施設の被害状況についての情報を収集し、防災関係機関へ緊急連絡を行う。

### 2 応急対策要員の確保

#### (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機させ非常参集に基づく動員を行う。

#### (2) 市内で震度5弱以上を観測した場合、本社及び当該事業所に対策本部を設置し、工事会社等の協力会社を含め全社的な活動ができるよう動員を行う。

#### (3) 大規模な災害により事業者単独で対応することが困難な場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき被災を免れたガス業者からの協力体制を活用する。

### 3 災害時における危険防止措置

- (1) 地震発生時におけるガスによる二次的災害の防止及び復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を活用し、ガス供給を遮断する。
- (2) 二次的災害の防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により迅速かつ的確に把握するシステム（緊急措置判断支援システム）の活用により行う。
- (3) ガスによる二次的災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でのガスの自動遮断を行う。

### 4 応急復旧対策

- (1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助救急活動の拠点となる場所等を優先し、また、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。
- (2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保  
災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

## 第5 電気通信施設

【西日本電信電話株式会社等】

### 1 情報の伝達

地震災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともに、必要な情報を関係機関へ連絡する。

また、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合は、災害用伝言ダイヤルの提供を行う。

### 2 通信の確保

地震災害が発生した場合は、電気通信設備の復旧、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 予備電源、非常用発電装置等による通信用電源の確保
- (2) 孤立防止用移動無線機及び災害応急用無線電話機の運用
- (3) 可搬無線機による伝送路及び回線の作成
- (4) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- (5) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (6) 非常用移動電話局装置の運用

### 3 応急措置

震災等の大規模な災害が発生した場合は、被災状況の確認及び所内設備機器の応急保護を行うとともに、通信の確保にあたっては、災害発生後無線設備を主体として行う一時的応急措置と一時的応急措置完了後有線を主体として行う二次的応急措置に分け、次の各号の応急措置を実施する。

(1) 一次的応急措置

- ア 支店、営業所における臨時電報電話取扱所の開設
- イ 広域避難場所等における臨時電報電話取扱所の開設
- ウ 交換措置、伝送路切替措置等により被害を受けていない地域における通信の確保
- エ 可搬無線機、応急ケーブル等により市内、市外の最少限度の通信確保

(2) 二次的応急措置

- ア 主要ターミナル等における臨時公衆電話の設置
- イ 重要加入者の復旧
- ウ 重要専用線並びに電信及び符号回線の復旧

#### 4 応急復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、被災状況に応じた措置により順位を定め、電話回線、専用回線の復旧に努める。

(2) 復旧用資材置場及び復旧拠点の確保

災害時において復旧用資材置場及び復旧拠点としての用地確保の必要があり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請し、その確保を図る。

## 第1.3節 交通の安全確保

【第1.3節の施策体系】

### 第1.3節 交通の安全確保

#### 第1 被害状況の報告

P. 215

主担当：建設局、各施設管理者

#### 第2 各施設管理者における対応

P. 215

主担当：建設局、各施設管理者

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

#### 第1 被害状況の報告

【建設局、各施設管理者】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府、市等関係機関に報告する。

#### 第2 各施設管理者における対応

【建設局、各施設管理者】

##### 1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、阪堺電気軌道株式会社、大阪市交通局）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

##### 2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

### **3 港湾施設、漁港施設（府）**

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。



## 第14節 被災建築物対応

【第14節の施策体系】

### 第14節 被災建築物対応

#### 第1 防災拠点施設の応急危険度判定の実施

P.217

主担当：建築都市局

#### 第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備

P.217

主担当：建築都市局

#### 第3 その他公共施設等の応急危険度判定実施準備

P.218

主担当：建築都市局

防災拠点施設、民間建築物、公共建築物、市営住宅の被災状況を把握し、応急危険度判定を実施する。

#### 第1 防災拠点施設の応急危険度判定の実施

【建築都市局】

区役所や指定避難所などの建築物や設備の損傷状況を把握する応急危険度判定を直ちに実施し、施設の使用可能状況を災害対策本部に具申する。

#### 第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備

【建築都市局】

あらかじめ指定した職員で、住宅を中心とした建物や宅地の応急危険度判定実施のための以下の準備を開始する。

- 1 支援本部(大阪府)との連絡調整
- 2 判定実施規模、応援要請規模の策定
- 3 判定士受入れ・判定実施体制の構築
- 4 建物被害についての相談体制

### 第3 その他公共施設等の応急危険度判定実施準備

---

【建築都市局】

あらかじめ指定した職員で、応急危険度判定実施のための以下の準備を開始する。

- 1 判定実施体制の構築
- 2 協定事業者との連絡
- 3 入居者との相談体制

## 第2章 応急復旧期の活動

### 【第2章の構成】

第2章 応急復旧期の活動		
第1節	災害救助法の適用	P. 220
第2節	指定避難所の開設・運営	P. 223
第3節	緊急物資の供給	P. 228
第4節	保健衛生活動	P. 232
第5節	災害時要援護者支援	P. 236
第6節	社会秩序の維持	P. 238
第7節	ライフラインの確保	P. 240
第8節	交通の機能確保	P. 245
第9節	農水産関係応急対策	P. 247
第10節	応急住宅対策	P. 249
第11節	応急教育等	P. 252
第12節	廃棄物の処理	P. 256
第13節	遺体の処理、火葬	P. 260
第14節	自発的支援の受入れ	P. 263

## 第1節 災害救助法の適用

【第1節の施策体系】

### 第1節 災害救助法の適用

#### 第1 法の適用

P. 220

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 救助の内容

P. 221

主担当：危機管理室、防災計画室

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

### 第1 法の適用

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 府下で滅失住家の世帯数が、2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 府下の滅失住家の世帯数が、12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した者である等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

【災害救助適用基準】

区分	滅失世帯		区分	滅失世帯	
	A	B		A	B
大阪府		2,500 世帯	西区	100 世帯	50 世帯
堺市	150 世帯	75 世帯	南区	100 世帯	50 世帯
堺区	100 世帯	50 世帯	北区	100 世帯	50 世帯
中区	100 世帯	50 世帯	美原区	60 世帯	30 世帯
東区	80 世帯	40 世帯			

注) 住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

## 2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 3 被害認定の基準

本部長及び区本部長は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（判定の事例と損傷程度の例示）」を参考とする。

《資料3-4 国の災害被害認定統一基準》

## 第2 救助の内容

【危機管理室、防災計画室】

### 1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理

- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

《資料 3-1 平成 22 年度災害救助基準》

## 2 職権の一部委任

災害救助法による救助は、府知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、府知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

## 第2節 指定避難所の開設・運営

【第2節の施策体系】

### 第2節 指定避難所の開設・運営

#### 第1 指定避難所の開設

P. 224

主担当：危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会

#### 第2 指定避難所の管理、運営

P. 225

主担当：健康福祉局、区役所、教育委員会

#### 第3 指定避難所外避難者の対応

P. 226

主担当：健康福祉局、区役所

#### 第4 広域的避難収容

P. 226

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 指定避難所の早期解消のための取組み

P. 227

主担当：建築都市局

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

## 第1 指定避難所の開設

### 【危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会】

指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき災害地区班員が行い、開設とともに被災者の收容にあたり、その状況を災害対策本部等に報告する。

また、指定避難所の收容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

### 1 指定避難所の開設基準

- (1) 災害対策本部又は区対策本部が開設を決定したとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

\* ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合には、自動参集による災害地区班員等が開設する。

### 2 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに災害対策本部等及び地域の自治会に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施するなど安全を確認してから行う。
- (3) 学校園の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。

### 3 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告もしくは指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、所轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 收容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食糧の要否、必要量

### 4 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき災害地区班員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき



(2) その他、市長が決定したとき

\* ただし、被災者のうちで住居が全壊、全焼等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

## 第2 指定避難所の管理、運営

【健康福祉局、区役所、教育委員会】

市は、指定避難所を管理するため災害地区班員を派遣し、区対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し円滑な管理、運営に努める。

### 1 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害による被害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難勧告・指示が発せられた場合

イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

### 2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 避難者の把握

(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(4) 生活環境への配慮

(5) 災害時要援護者への配慮

(6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(7) 間仕切りの設置

(8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置に配慮する。）

(9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮の徹底

(10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室、育児室を確保

(11) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供

(12) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、洋式を配置

(13) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る

- (14) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮

### 3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

### 4 避難者及び避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
- (2) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行う。
- (3) 避難の長期化等に応じて必要な措置を講ずるため、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握を行う。

## 第3 指定避難所外避難者の対応

### 【健康福祉局、区役所】

市は、指定避難所外被災者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

## 第4 広域的避難収容

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて府に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

## 第5 指定避難所の早期解消のための取組み

### 【建築都市局】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん又は提供を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

## 第3節 緊急物資の供給

【第3節の施策体系】

### 第3節 緊急物資の供給

#### 第1 給水活動

P. 229

主担当：上下水道局

#### 第2 食糧の供給

P. 230

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

#### 第3 生活必需品の供給

P. 230

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

#### 第4 その他の防災関係機関

P. 231

主担当：各防災関係機関

市及び防災関係機関は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

## 第1 給水活動

【上下水道局】

市（上下水道局）及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、速やかな給水に努めるものとする。

### 1 市における給水活動

#### (1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、給水修繕班は直ちに被害状況を把握し、給水活動体制の確立を図る。

#### (2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は指定給水装置工事業者等の協力を得てその確保を図る。

#### (3) 給水所の設置

給水修繕班は、指定避難所を主とし、医療施設、福祉施設、救護所、給食施設等に給水所を設置する。受付・広報班は、広報車により市民に情報提供を行い、拠点給水を行う。

#### (4) 応急給水の実施

##### ア 給水基準

給水の量は、1人1日3リットルとする。

イ 飲料水等の給水所への搬送は、給水車、給水タンク等で搬送し、缶入り災害用備蓄水並びに袋詰飲料水も配布する。

##### ウ 医療機関、福祉施設等への給水

病院、診療所等の医療施設、重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先して行う。

##### エ 応急給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水質検査を行うとともに次のとおり応急給水を実施する。

① 災害のため、飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。

##### ② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、応急給水栓を設置し給水を行う。

## 2 大阪府等への要請

府内で震度5弱以上を観測した場合「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき設置される「大阪広域水道震災対策中央本部」に応援を要請し、府下市町村その他からの応援を受ける。

## 3 大都市水道局への要請

1 8 大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

## 第2 食糧の供給

### 【危機管理室、防災計画室、財政局】

災害により指定避難所に収容され又は食糧の調達のための手段を失った住民に対して食糧の供給を実施する。

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮する。

### 1 供給内容

応急的に供給する食糧は、本市が備蓄する保存食及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食並びに必要なに応じて調達する副食とする。

### 2 供給体制

危機管理室及び財政局は、区災害対策本部の要請に基づき、市所有の車両の活用及び運送業者等の応援により輸送手段を確保し、食糧を供給する。

### 3 府等への供給要請

市において必要な食糧を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する際は、市がその不足量を把握・集計して、知事等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

## 第3 生活必需品の供給

### 【危機管理室、防災計画室、財政局】

災害により住家の全壊、全焼等で日常生活を営むことが困難になった住民に対して、生活必需品を供給する。

また、生活必需品の供給に当たっては、対象となる住民の年齢、性差、障害等に応じて必要となる物資の供給に配慮する。

### 1 供給内容

被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を災害状況に応じ供給する。

### 2 供給体制

危機管理室及び財政局は、区災害対策本部の要請に基づき、市所有の車両の活用及び運送業者等の応援により輸送手段を確保し、生活必需品を供給する。

### 3 府等への供給要請

市において必要な生活必需品の確保と供給ができない場合は、市がその不足量を把握・集計して、知事に対しての備蓄物資の出庫及び調達斡旋を要請するとともに、近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会、災害協定市及び関連事業所に供給の要請を行う。

## 第4 その他の防災関係機関

### 【各防災関係機関】

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

#### 1 近畿農政局（大阪地域センター）

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け農林水産省総合食料局長通知）」の定めるところにより、備蓄物資の供給

#### 2 日本赤十字社大阪府支部

毛布、緊急セット等の備蓄物資の供給

#### 3 近畿経済産業局

生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

## 第4節 保健衛生活動

【第4節の施策体系】

### 第4節 保健衛生活動

#### 第1 感染症予防活動

P. 233

主担当：健康福祉局

#### 第2 食品衛生監視活動

P. 233

主担当：健康福祉局

#### 第3 環境衛生活動

P. 234

主担当：健康福祉局

#### 第4 被災者の健康維持活動

P. 234

主担当：健康福祉局

#### 第5 応援要請

P. 235

主担当：健康福祉局

#### 第6 動物保護等の実施

P. 235

主担当：健康福祉局



市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第1 感染症予防活動

### 【健康福祉局】

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、感染症予防活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び指定感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘そう）、二類感染症（重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症）、指定感染症（インフルエンザ（H5N1））
- 2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- 3 次の感染症予防活動を実施する。
  - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - (3) 指定避難所における保健衛生の防疫指導
  - (4) 衛生教育及び広報活動
- 4 感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。
- 5 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- 6 自らの感染症予防対策が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- 7 その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

## 第2 食品衛生監視活動

### 【健康福祉局】

市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 流通食品の安全性の確保と食品関係営業施設の衛生監視指導
- 2 指定避難所、臨時給食施設等の衛生監視指導
- 3 調理水、飲用水等の安全性の確保の指導
- 4 その他食品に起因する危害発生の防止

### 第3 環境衛生活動

【健康福祉局】

被災住民の住環境等を維持するための環境衛生活動を実施する。

- 1 応急仮設トイレの適正指導
- 2 破壊槽（浄化槽）の消毒等による汚染対策の実施
- 3 水質検査等の実施による飲料水の安全確保
- 4 指定避難所の環境衛生指導の実施

### 第4 被災者の健康維持活動

【健康福祉局】

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

#### 1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

#### 2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

## 第5 応援要請

【健康福祉局】

感染症予防活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

## 第6 動物保護等の実施

【健康福祉局】

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

### 2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第5節 災害時要援護者支援

【第5節の施策体系】

### 第5節 災害時要援護者支援

#### 第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

P. 236

主担当：健康福祉局、危機管理室、防災計画室、区役所

#### 第2 被災した災害時要援護者への支援活動

P. 236

主担当：健康福祉局、区役所

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### 第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

【健康福祉局、危機管理室、防災計画室、区役所】

#### 1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

- (1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅要援護高齢者、障害者その他災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### 第2 被災した災害時要援護者への支援活動

【健康福祉局、区役所】

#### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、

補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

## 2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

## 3 広域支援体制の確立

市は、災害時要援護者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

## 第6節 社会秩序の維持

【第6節の施策体系】

### 第6節 社会秩序の維持

#### 第1 住民への呼びかけ

P. 238

主担当：市民人権局

#### 第2 警戒活動

P. 238

主担当：市民人権局

#### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

P. 238

主担当：市民人権局

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

### 第1 住民への呼びかけ

【市民人権局】

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警戒活動

【市民人権局】

市及び警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との連携協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警戒活動を実施する。

### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

【市民人権局】

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の

復興の促進を図る。

### 1 物価の監視

市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

### 2 消費者情報の提供

市（消費生活センター）は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益確保に努める。

### 3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の需給の状況、流通の実態を可能な限り把握し、不足した場合は、府、国、事業者、事業者団体と協議し、事業者又は事業者団体に対し、安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

### 4 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。
  - ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
  - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
  - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。
- (3) 郵便事業を営む者は次の措置を講ずる。
  - ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。
  - イ 郵便事業を営む者は、災害救助法が発動されたときは直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

## 第7節 ライフラインの確保

【第7節の施策体系】

### 第7節 ライフラインの確保

#### 第1 上水道施設

P. 241

主担当：上下水道局

#### 第2 公共下水道施設

P. 242

主担当：上下水道局

#### 第3 電力施設

P. 243

主担当：関西電力株式会社

#### 第4 都市ガス施設

P. 243

主担当：大阪ガス株式会社

#### 第5 電気通信施設

P. 243

主担当：西日本電信電話株式会社等



災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

## 第1 上水道施設

【上下水道局】

### 1 堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）を設置し、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

- (1) 水道施設が被害を受け、通常の給水が困難になり、応急給水が必要となったときは、給水修繕班が応急給水体制を講ずる。
- (2) 復旧班は、水道施設が被害を受けた場合は、その復旧のため応急復旧体制を講ずる。

### 2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置している水道事業用無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

### 3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。

また、府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、あらかじめ指定された場所に代表者を派遣する。

#### 【参集場所】

上下水道局本庁舎 ・ 南区役所4階 ・ 配水管理センター

### 4 応援体制

本市上下水道局は、本市の保有資器材等で対応が困難な場合は、18大都市水道災害相互応援覚書の幹事都市、大阪広域水道震災対策中央本部及び日本水道協会大阪支部を通じて他の公共団体に協力を要請する。また、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

### 5 応急復旧対策

- (1) 応急復旧作業は、原則として復旧担当職員の監督のもと施工業者によって行う。
- (2) 復旧班は、断水区域の早期解消を図るため、浄・配水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を順次行う。
- (3) 復旧班は、把握した災害状況に基づき所要資器材、復旧工程等についての復興計画を策定する。

## 6 広報

総務班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 第2 公共下水道施設

【上下水道局】

### 1 堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）

市域において地震災害が発生し、上下水道施設に被害が生じた場合には、本市上下水道局は、堺市上下水道局危機管理災害対策本部（震災）を設置し、災害時支援大都市連絡会議及び下水道事業災害時近畿ブロック対策本部と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

### 2 情報連絡体制

地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各下水処理場に設置している防災無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

### 3 動員体制

管渠及び処理場等各施設の応急措置に従事する人員を確保するため、本市上下水道局下水道部職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、配属されている各所属に参集する。

### 4 応援体制

本市の保有資器材で対応が困難な場合は、「災害時支援大都市連絡会議設置要綱」に基づく、情報連絡総括都市及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要請する。

### 5 下水道施設の応急措置

- (1) 復旧班は、下水道施設の被害に対して、迅速に応急復旧措置を講ずる。
- (2) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招く恐れがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。
- (3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (4) マンホールの浮上や道路陥没は緊急輸送に影響を及ぼすため、応急措置を行う。

## 6 広報

- (1) 受付・広報班は、生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 総務班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

### 第3 電力施設

【関西電力株式会社】

#### 1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。

#### 2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

#### 3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

### 第4 都市ガス施設

【大阪ガス株式会社】

#### 1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

#### 2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

### 第5 電気通信施設

【西日本電信電話株式会社等】

#### 1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

## 2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の状態及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信に対する社会不安の解消に努める。

## 第8節 交通の機能確保

【第8節の施策体系】

### 第8節 交通の機能確保

#### 第1 障害物の除去

P. 245

主担当：建設局、各施設管理者

#### 第2 各施設管理者における復旧

P. 245

主担当：建設局、各施設管理者

鉄軌道、道路、港湾、漁港の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

### 第1 障害物の除去

【建設局、各施設管理者】

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。なお、必要に応じ、関係機関や民間事業者等に重機の手配を要請するものとし、適宜、車両等で一時集積場所（仮置場）搬送する。

### 第2 各施設管理者における復旧

【建設局、各施設管理者】

#### 1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、阪堺電気軌道株式会社、大阪市交通局）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

#### 2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時

間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

### **3 港湾施設、漁港施設（府）**

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

## 第9節 農水産関係応急対策

【第9節の施策体系】

### 第9節 農水産関係応急対策

#### 第1 農業用施設

P. 248

主担当：産業振興局

#### 第2 農作物

P. 248

主担当：産業振興局

#### 第3 畜産

P. 248

主担当：産業振興局

#### 第4 漁業

P. 248

主担当：産業振興局

災害時においては、市は、関係機関等と協力し、農水産業に関する被害を早急に調査し、迅速に  
応急対策を講ずるものとする。

## 第1 農業用施設

【産業振興局】

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必  
要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、  
施設の応急対策を実施する。

## 第2 農作物

【産業振興局】

### (1) 災害対策技術の指導

市は、関係機関と協力し、被害を最小限度に食い止めるための技術指導を実施する。

### (2) 水稻等種子の確保

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

### (3) 病虫害の防除

ア 市は関係機関と協力し、病虫害発生予察事業を活用する等、被災農作物の各種病虫害  
防除指導を行う。

イ 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

## 第3 畜産

【産業振興局】

災害時において、家畜の伝染病発生には、特に警戒を行い、伝染病の予防とまん延防止のため、  
応急対策として次の措置を講じる。

(1) 治療を要する一般疾病の発生については、市の獣医師会に治療を要請する。

(2) 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予  
防対策を実施する。

(3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指示により実施する。

(4) 伝染病発生に伴う必要消毒薬品又は、一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。

(5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管  
の飼料の払い下げを求める等その確保に努める。

## 第4 漁業

【産業振興局】

漁港の各種施設が被害を受けたときは、その被害状況を的確かつ速やかに把握し、漁港を管理  
する府に対して、漁港機能を維持するための応急措置及び復旧措置を要請する。



## 第10節 応急住宅対策

【第10節の施策体系】

### 第10節 応急住宅対策

#### 第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 P. 250

主担当：建築都市局

#### 第2 被災住宅応急復旧支援 P. 250

主担当：建築都市局

#### 第3 住宅確保対策 P. 251

主担当：建築都市局、健康福祉局

#### 第4 住宅に関する相談窓口の設置等 P. 251

主担当：建築都市局

#### 第5 建築物被害調査への協力 P. 251

主担当：建築都市局

市は、建築物の二次災害の防止の応急危険度判定の実施を行う。また、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

## 第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施

【建築都市局】

### 1 公共建築物等

市は、建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

### 2 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

## 第2 被災住宅応急復旧支援

【建築都市局】

### 1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最少限度において応急修理を実施し、修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

### 2 住居障害物の除去

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

また、必要に応じ、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

### 3 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

### 第3 住宅確保対策

【建築都市局、健康福祉局】

#### 1 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- (1) 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
  - ア 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
  - イ 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場合
- (2) 応急仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。
- (3) 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 応急仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- (5) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (6) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

#### 2 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### 3 公共住宅への一時入居

応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

### 第4 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築都市局】

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家情報の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

### 第5 建築物被害調査への協力

【建築都市局】

り災証明発行のための建築物の被害調査に協力する。

## 第11節 応急教育等

【第11節の施策体系】

### 第11節 応急教育等

#### 第1 教育施設の応急整備

P. 253

主担当：教育委員会

#### 第2 応急教育体制の確立

P. 253

主担当：教育委員会

#### 第3 学校給食の応急措置

P. 254

主担当：教育委員会

#### 第4 教職員の確保

P. 254

主担当：教育委員会

#### 第5 就学援助等

P. 254

主担当：教育委員会

#### 第6 文化財の応急対策

P. 255

主担当：市長公室

市（教育委員会）は、幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

また、府は、私立学校が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。

## 第1 教育施設の応急整備

### 【教育委員会】

市（教育委員会）は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替園校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の幼児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

## 第2 応急教育体制の確立

### 【教育委員会】

市（教育委員会）は、災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講ずるとともに、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。

### 1 報告・応急措置

校園長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告するとともに必要な措置を講ずる。

#### (1) 報告

- ア 教育施設、設備の被害状況
- イ 幼児・児童・生徒のり災状況
- ウ 教職員のり災状況
- エ 応急措置を必要とする事項

#### (2) 応急措置

- ア 事態の発生とともに、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。
- イ 事態の状況に応じ、教育委員会と連絡し休校又は応急教育等の臨時措置をとる。
- ウ 応急教育体制については、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

### 2 応急教育の実施

被害の状況に応じ、応急教育を実施する。

#### (1) 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒

及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

(2) 教育推進のための措置

ア 授業時数の確保

災害による休校・休園、二部授業・保育その他のために授業・保育時数の不足が考えられるので、できるだけすみやかに平常授業・保育を始める等により授業・保育時数の確保を図るよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の健康保持

被災地区の幼児・児童・生徒に対しては、その被災状況により健康診断等を行い、健康の保持並びに感染症の予防措置を講ずる。

ウ 長期にわたる授業実施不能の場合

校園長は保育・授業不能が長期にわたる場合を考えて、学校園と幼児・児童・生徒との連絡方法、組織等についてあらかじめ計画立案するものとする。

### 第3 学校給食の応急措置

【教育委員会】

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに再開できるように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、り災者の炊き出しとの区別に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

### 第4 教職員の確保

【教育委員会】

応急教育をすみやかに確立するため、まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は教育委員会が調整に努める。

### 第5 就学援助等

【教育委員会】

#### 1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品・保育品を失い又はき損し就学就園上支障のある幼児・児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

## 2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就業させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

## 3 幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校舎長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第6 文化財の応急対策

### 【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化財課）を経由して府教育委員会、文化庁に報告する。

市（文化財課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

## 第12節 廃棄物の処理

【第12節の施策体系】

### 第12節 廃棄物の処理

#### 第1 し尿処理

P. 256

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局

#### 第2 ごみ処理

P. 257

主担当：環境局

#### 第3 がれき等災害廃棄物処理

P. 258

主担当：環境局

#### 第4 倒壊家屋等の解体撤去

P. 258

主担当：環境局、区役所

市は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### 第1 し尿処理

【危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局】

#### 1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。



## 2 収集体制

- (1) 委託業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。
- (2) し尿収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。
- (3) トイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。応急仮設トイレの設置優先順位は、以下を基本とする。
  - 第1位：指定避難所
  - 第2位：病院、福祉施設
  - 第3位：被害の大きい住宅地付近の公園・空き地

## 3 処理活動

- (1) 被災時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びに仮設トイレの設置状況等について市民に周知する。
- (2) 道路の復旧状況や仮設トイレの追加等に伴う設置状況の情報を把握し、収集運搬計画の更新変更を随時行う。
- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

## 第2 ごみ処理

【環境局】

### 1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量の推計・把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 道路の被害状況等を踏まえながら、臨時のごみステーション等を検討する。
- (5) ごみの発生が急増し、焼却が困難となる恐れがあるため、災害対策本部において、一時集積場（仮置場）を検討する。

### 2 収集体制

- (1) 収集運搬委託業者に協力を要請し、ごみ収集体制の確立を図る。
- (2) ごみ収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。

### 3 処理活動

- (1) 区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。
- (2) 道路の復旧情報の収集に努め、これを基に収集運搬計画の更新を行う。
- (3) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所（仮置場）を指定し、

被災地からのごみの搬出を行う。

- (4) ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。
  - ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、委託業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。
  - イ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
  - ウ 清掃工場及び一時集積場所に集積されたごみについては、資源の再利用が可能なものは資源化を図り、それ以外のものについては、焼却、又は破砕処分の後、最終処分地へ搬出する。
- (5) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

### 第3 がれき等災害廃棄物処理

【環境局】

#### 1 初期対応

- (1) がれきの発生量を推計・把握する。
- (2) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (3) 災害廃棄物を長期に保管することが可能な一時集積所(仮置場)を、被災状況等を鑑みて関係部局と協議し確保する。

#### 2 処理活動

- (1) 大阪府(循環型社会推進室)、社団法人大阪府産業廃棄物協会及び近隣市に協力を要請する。
- (2) がれき撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。
- (3) がれきの資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。
- (4) 一時集積所に保管しているがれきの量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、がれきの処分・処理を産廃業者等に依頼する。
- (5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

### 第4 倒壊家屋等の解体撤去

【環境局、区役所】

- (1) 倒壊家屋等の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の一時集積所(仮置場)等に関する情報を提供する。
- (2) 市は、災害の規模や状況により、被災者の負担軽減等のために必要と認められる場合、倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
- (3) 公費解体制度が設けられた場合、市は広報紙等により制度の広報を実施する。

- (4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
- (5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。
- (6) 市は、倒壊家屋等の処理において可能な限りリサイクルが推進されるよう努める。

## 第13節 遺体の処理、火葬

【第13節の施策体系】

### 第13節 遺体の処理、火葬

#### 第1 初期活動

P. 261

主担当：健康福祉局

#### 第2 遺体の検視等

P. 261

主担当：健康福祉局

#### 第3 遺体の収容・安置

P. 261

主担当：健康福祉局

#### 第4 遺体の身元確認

P. 261

主担当：健康福祉局

#### 第5 遺体の火葬

P. 261

主担当：健康福祉局

#### 第6 応援要請

P. 262

主担当：健康福祉局

市及び府警察、堺海上保安署は、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

## 第1 初期活動

【健康福祉局】

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

## 第2 遺体の検視等

【健康福祉局】

遺体の検視（見分）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（見分）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、堺市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

## 第3 遺体の収容・安置

【健康福祉局】

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、遺体収容袋及び遺体保存剤等必要な資器材を確保する。

## 第4 遺体の身元確認

【健康福祉局】

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

## 第5 遺体の火葬

【健康福祉局】

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

## 第6 応援要請

---

### 【健康福祉局】

市は自ら遺体の処理、又は火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第14節 自発的支援の受入れ

【第14節の施策体系】

### 第14節 自発的支援の受入れ

#### 第1 災害発生時におけるボランティアの活動

P. 263

主担当：健康福祉局、市民人権局、区役所

#### 第2 義援金品の受付・配分

P. 265

主担当：会計室、郵便事業株式会社、郵便局株式会社

#### 第3 海外からの支援の受入れ

P. 266

主担当：市長公室

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

### 第1 災害発生時におけるボランティアの活動

【健康福祉局、市民人権局、区役所】

市、堺市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて円滑に活動できるよう対応する。

#### 1 ボランティアの受入れ

##### (1) 受入れ窓口の開設

堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

##### (2) 活動拠点・情報の提供

ボランティア関係団体に対して活動の拠点となる場所及び情報の提供に努める。

##### (3) 情報交換

被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図るとともに、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

## 2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、機関等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

## 3 派遣先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

## 4 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 指定避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 災害対策本部
- オ 被災地域・被災者宅等（危険区域を除く。）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 避難場所の確保  
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 援助物資等の輸送  
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布  
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応  
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃



- キ 被災地域・被災者宅等での支援  
被災地域・被災者宅での清掃、ごみ出し、その他必要な生活支援等を行う。
- ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

## 5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

### (1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
  - ① 大人数（男女別）・世帯数
  - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生等）
  - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
  - ④ 妊産婦
  - ⑤ 障害者数・種別
  - ⑥ 病人数（特に病状別要加療者数）
  - ⑦ 外国人数（国別）
- イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数
- オ ボランティアによる支援が必要な被災地域・被災者宅・被災者等の状況

### (2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

## 第2 義援金品の受付・配分

【会計室、郵便事業株式会社、郵便局株式会社】

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

### 1 義援金

#### (1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 日本赤十字社堺市地区本部・各区地区は、事務局において受け付ける。

#### (2) 配分

- ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。
- イ 市は、府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

### 2 義援物資

- ア 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。

ウ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

エ ボランティア等の活動計画を立てる。

### 3 小包郵便料金の免除

郵便事業を営む者は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包料金は免除される。
- (2) 市及び府等の申請により、郵便振替による被災者救援のための寄附金送金の料金は免除される。
- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

### 4 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する際等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行う。

市（区役所、市長公室）は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

## 第3 海外からの支援の受入れ

### 【市長公室】

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

### 1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

### 2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

災 害 応 急 対 策  
風 水 害 編

## 第1章 災害警戒期の活動

【第1章の構成】

第1章 災害警戒期の活動		
第1節	気象予警報等の伝達	P. 268
第2節	組織動員	P. 278
第3節	警戒活動	P. 282
第4節	避難誘導	P. 289

## 第1節 気象予警報等の伝達

【第1節の施策体系】

### 第1節 気象予警報等の伝達

#### 第1 気象予警報等

P. 268

主担当：危機管理室、防災計画室、大阪管区気象台

#### 第2 住民への周知

P. 273

主担当：市長公室、危機管理室、防災計画室、区役所

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

### 第1 気象予警報等

【危機管理室、防災計画室、大阪管区気象台】

#### 1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

##### (1) 警報及び注意報

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。堺市においては、警報・注意報は、気象要素が次に示す表の基準に達すると予想される場合に発表される。

【警報・注意報発表基準一覧表】

発表官署		大阪管区气象台	
府県予報区		大阪府	
一次細分区域		大阪府	
二次細分区域		堺市	
市町村等をまとめた地域		泉州	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm あるいは 3時間雨量 80mm
		(土砂災害)	土壌雨量 指数基準 119
	洪水		雨量基準 平坦地：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm あるいは 3時間雨量 80mm
			流域雨量 指数基準 西除川流域=16, 石津川流域=18
			複合基準 —
	暴風	平均風速	陸上：20m/s
			海上：25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う
			海上：25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	2.2m	
注意報	大雨	雨量基準 平坦地：1時間雨量 25mm あるいは 3時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 50mm	
		土壌雨量 指数基準 90	
	洪水	雨量基準 平坦地：1時間雨量 25mm あるいは 3時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 50mm	
		流域雨量 指数基準 西除川流域=13, 石津川流域=14	
		複合基準 —	
	強風	平均風速	陸上：12m/s
			海上：15m/s
	風雪	平均風速	陸上：12m/s 雪を伴う
海上：15m/s 雪を伴う			
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 5cm	

【警報・注意報発表基準一覧表（つづき）】

注 意 報	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	1.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上：100m
			海上：500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上またはかなりの降雨* <sup>1</sup>	
	低温	最低気温-5℃以下	
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下	
	着氷		
着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

\*1：気温は大阪管区気象台の値。

【解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、堺市で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は資料 6-5 を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には堺市の域内における基準値の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 気象情報

気象等の予報に係る関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

(3) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

【別図1-1】の伝達経路による。

(4) 大和川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同して実施する。

洪水予報の関係機関への伝達経路は、【別図1-2】による。

標題（種類）	発表基準
大和川はん濫注意情報 （洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
大和川はん濫警戒情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
大和川はん濫危険情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
大和川はん濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、大和川について、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を示してその状況を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

(5) 水防警報（【別図1-3】の伝達経路による。）

ア 国土交通大臣が発表する水防警報

国土交通大臣が指定する大和川に、洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大和川河川事務所長が発表する。

イ 知事が発表する水防警報

知事が指定する石津川、西除川、東除川及び海岸等に、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、石津川は鳳土木事務所長、西除川及び東除川は富田林土木事務所長、海岸は港湾局長が発表する。

(6) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報



し、知事は市長に伝達する。

ア 火災気象通報を行う場合の基準

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

イ 通報時刻等

- ① 火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の午前10時までに通報する。ただし、状況の変化により必要が生じた場合、臨時通報ができる。
- ② この火災気象通報に関して、解除の発表は行わない。

## 2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府が観測する降雨量および大阪管区气象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講ずる。（法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(2) 伝達体制

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路は、【別図1-4】による。

## 3 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市、消防局又は警察署若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市、消防局に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、府出先機関又は府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

- ア 気象に関する事項  
たつ巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象
- イ 海象に関する事項  
異常潮位、異常波浪
- ウ 地象に関する事項  
山崩れ、崖崩れ等
- エ その他  
堤防等に水洩れ等がある場合

#### 4 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

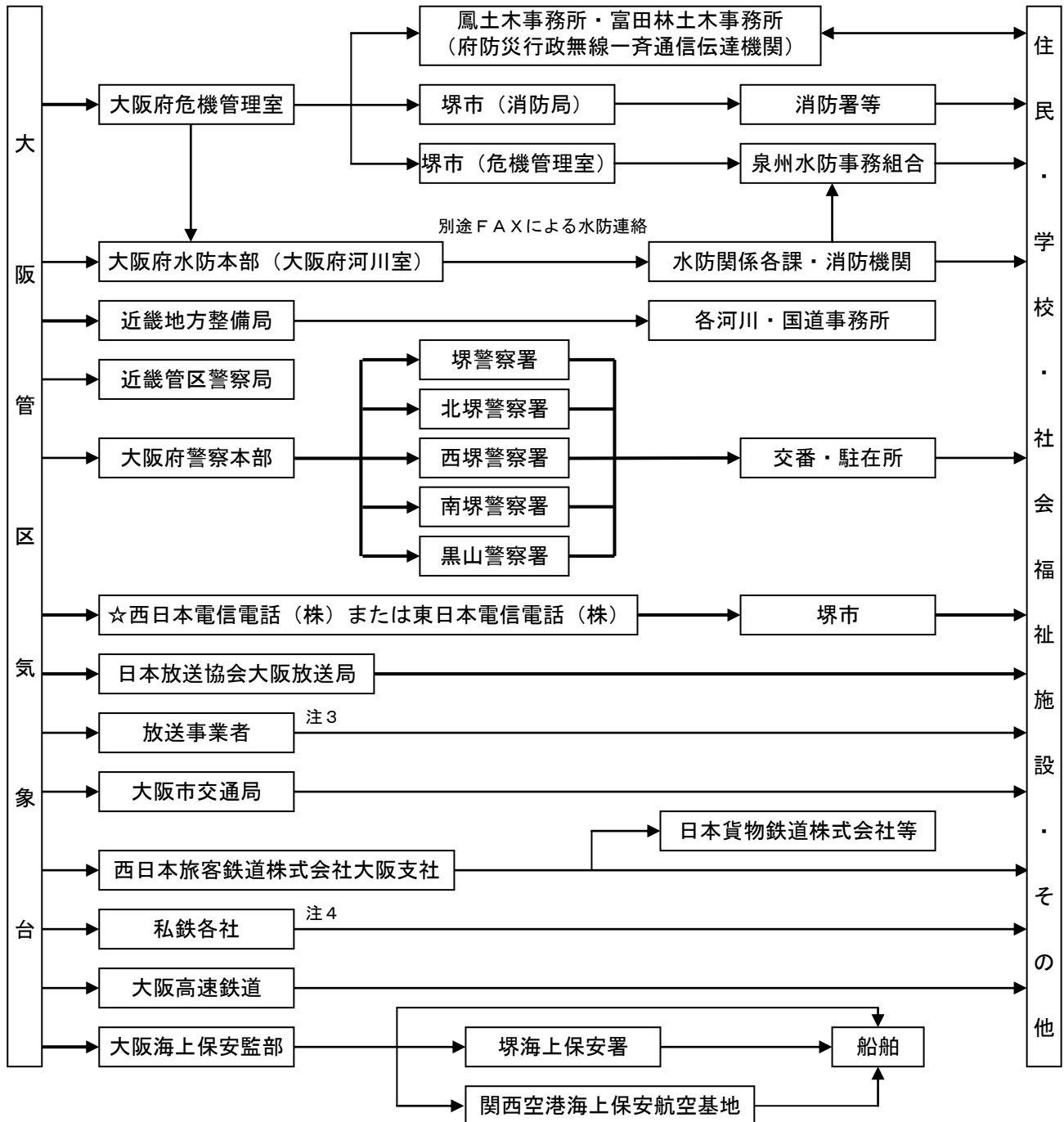
- ア 気象台の発表する気象予警報等は、堺市職員招集システム、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。
- イ 気象予警報等については堺市防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。  
夜間、休日においては、市（消防局）より一斉送信される防災相互通信無線により収集する。
- ウ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。
- エ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

## 第2 住民への周知

【市長公室、危機管理室、防災計画室、区役所】

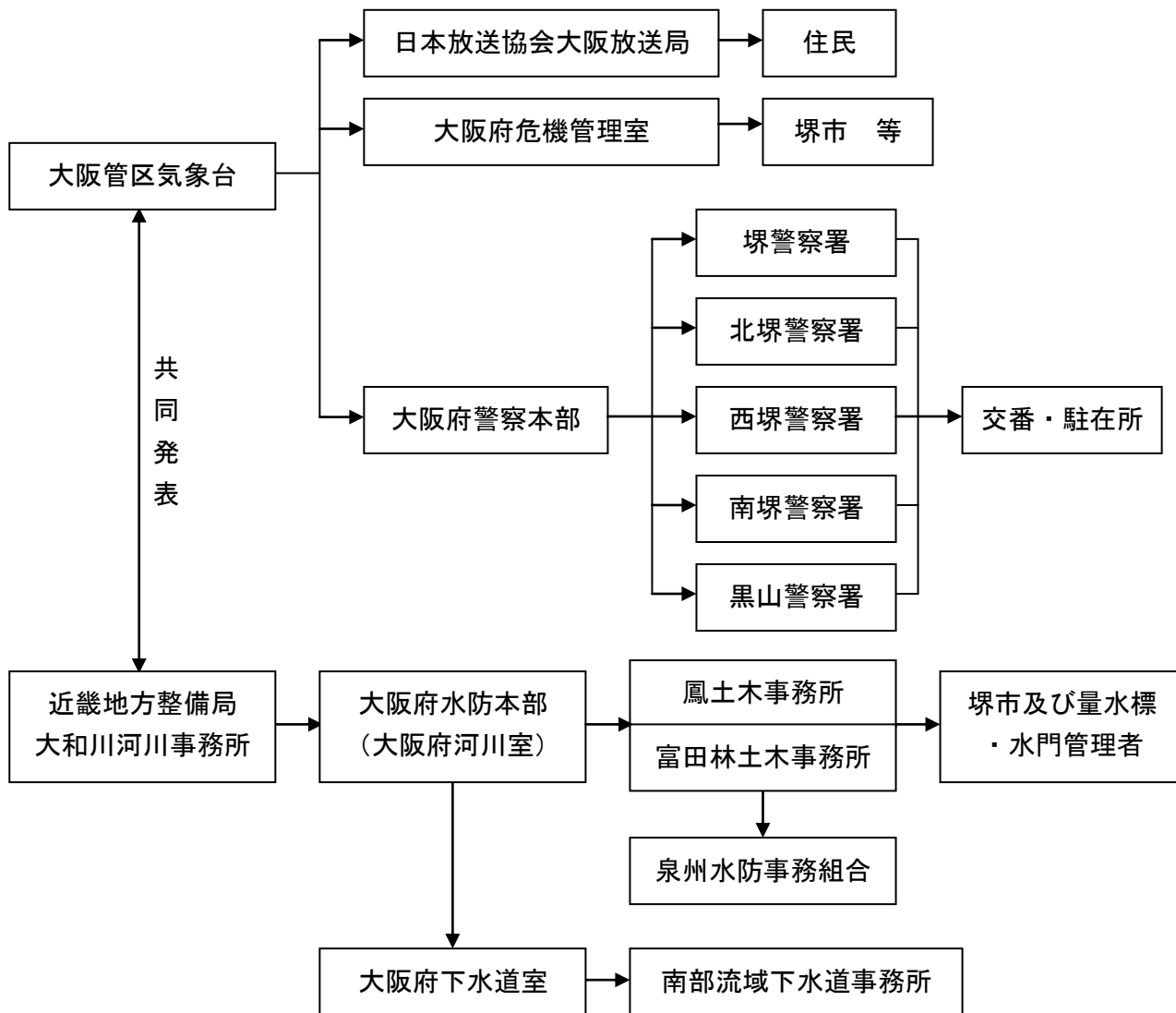
市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

【別図1-1】気象予警報等の関係機関への伝達経路



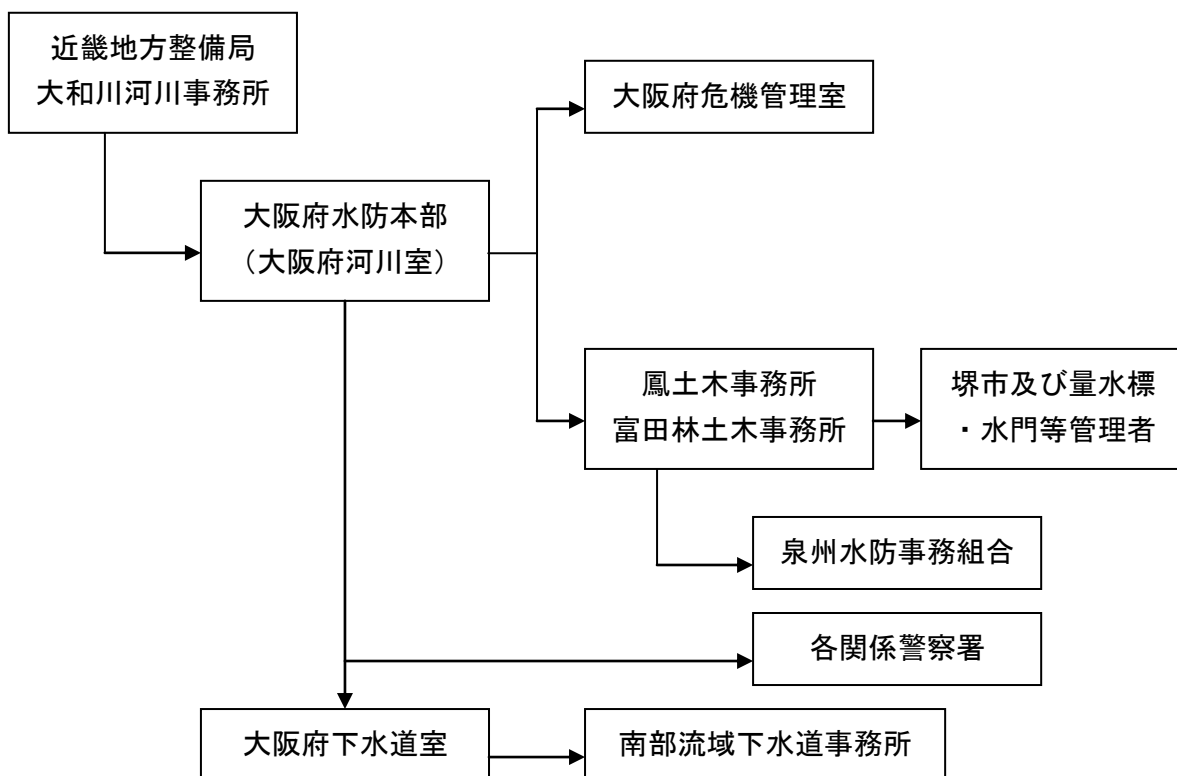
(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、警報のみ  
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。  
 4 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社 (泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社の10社である。

【別図1-2】洪水予報等の関係機関への伝達経路

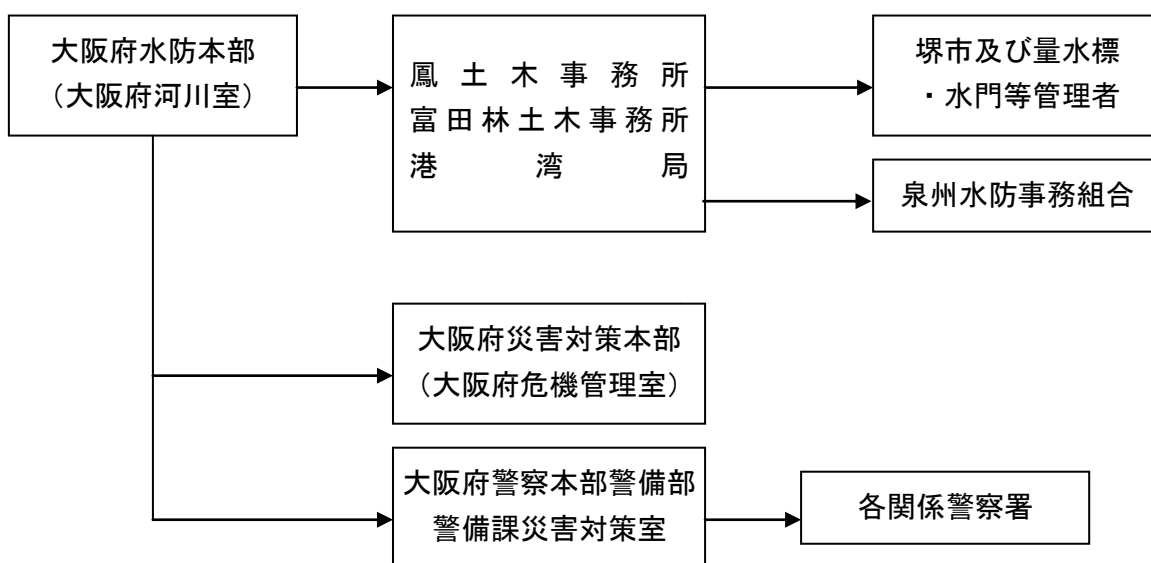


【別図1-3】水防警報等の関係機関への伝達経路

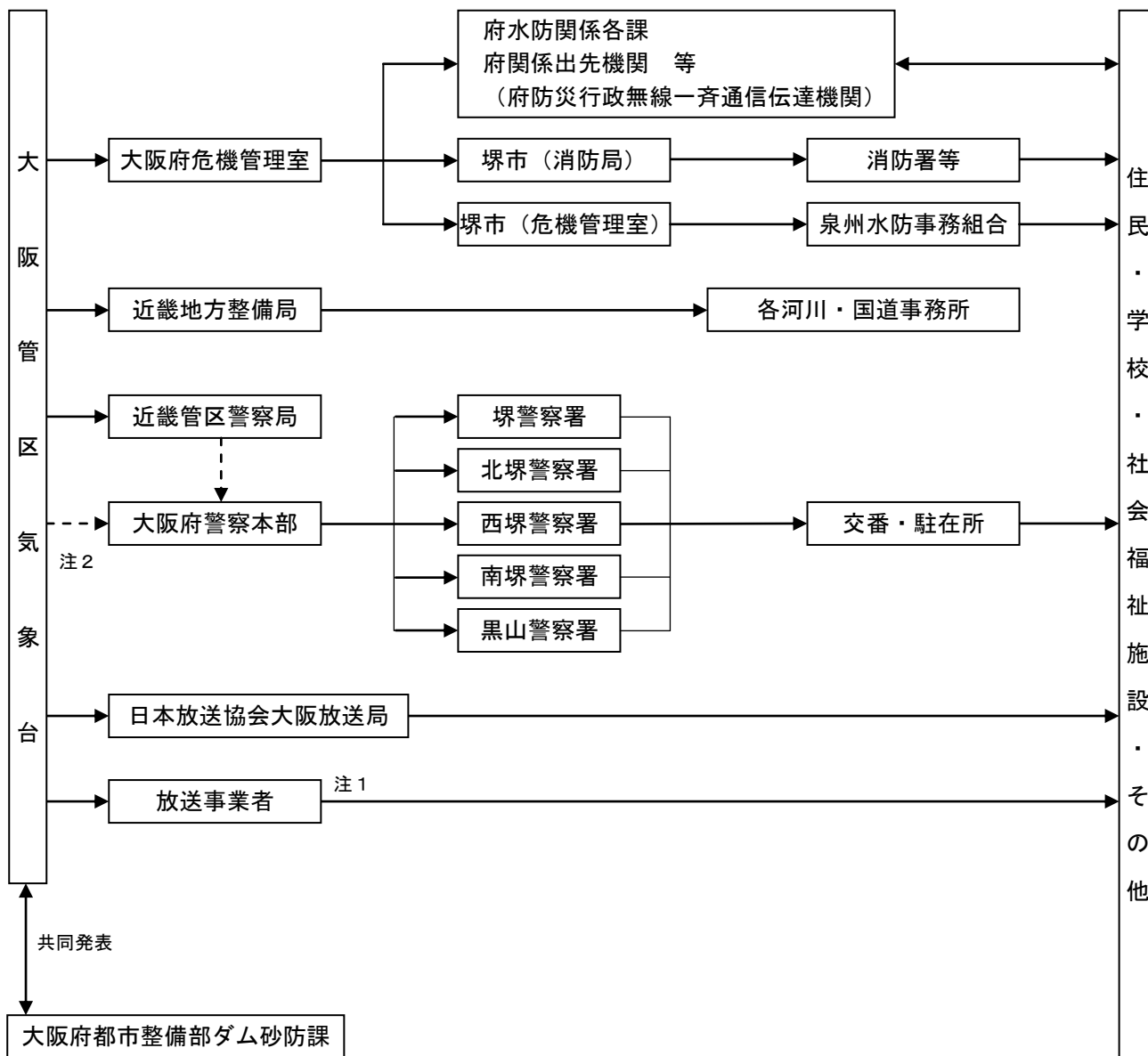
(1) 国土交通大臣が発表する水防警報



(2) 知事が発表する水防警報



【別図1-4】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



(注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。  
 2 大阪管区気象台からの伝達経路で-----➡及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

## 第2節 組織動員

【第2節の施策体系】

### 第2節 組織動員

#### 第1 災害対策本部等の組織体制

P. 278

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 職員動員計画

P. 280

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 防災関係機関の組織動員配備体制

P. 281

主担当：各防災関係機関

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 第1 災害対策本部の組織体制

【危機管理室、防災計画室】

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

#### 1 設置基準

##### (1) 堺市災害対策本部

- ア 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
- イ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
- ウ その他市長が必要と認めたとき。

##### (2) 区災害対策本部

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
- イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。  
なお、この場合、区本部長は、設置後速やかに本部長に報告を行う。

##### (3) 現地災害対策本部

- ア 災害の地域特性に応じた災害応急対策を、局地的又は重点的に実施する必要があるとき。

イ その他本部長が必要と認めたとき。

(4) 危機管理センター

ア 堺市に大雨、洪水又は暴風警報が発表されたとき。

イ その他センター長が必要と認めたとき。

## 2 組織および運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 閉鎖基準

(1) 災害の危険が解消したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が認めるとき。

(3) その他本部長（危機管理センターにおいては、センター長）が設置の必要がなくなると認めるとき。

## 4 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

ア 自衛隊の派遣要請に関すること。

イ 避難の指示、勧告に関すること。

ウ 国、府、他自治体、その他の関係機関に対する応援の要請に関すること。

エ 災害救助法の適用申請に関すること。

オ 災害警戒区域を設定すること。

カ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに災害地区班員の出動に関すること。

キ その他重要な災害対策事項を決定すること。

(2) 区対策本部の所掌事務

ア 本部、各部及び関係機関等との連携に関すること。

イ 区域における災害対策の総合調整に関すること。

ウ 建設局・建築都市局等と連携して実施する被害状況調査、及びその報告に関すること。

エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。

オ 区域における避難の指示、勧告に関すること。

カ 住民の避難誘導に関すること。

キ 区域における指定避難所の運営に関すること。

ク 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。

ケ 備蓄物資等の給付に関すること。

コ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。

サ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。



- シ 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
  - ス 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
  - セ リ災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。
  - ソ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
  - タ 被災者の生活相談に関すること。
  - チ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
  - ツ 被災要配慮者に対する救援措置に関すること。
  - テ その他区における救助の実施に係る関係機関等との連携に関すること。
- (3) 現地災害対策本部の所掌事務
- ア 被害状況の把握に関すること。
  - イ 区の支援に関すること。
  - ウ 市の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること。
  - エ 現地における関係機関との連絡に関すること。
  - オ その他必要な事項。
- (4) 危機管理センターの所掌事務
- ア 被害に係る情報の収集及び分析、職員の配置並びに応急対策に関すること。
  - イ 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
  - ウ 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
  - エ 災害対策本部の設置に関すること。
  - オ その他災害に対する初動対応を迅速かつ適切に行うため必要な事項。

## 5 災害対策本部長の代理

本部長が事故等により指揮をとれないときは、副本部長がその代理を行う。その代理は、危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順とする。

## 6 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、災害対策本部入口に「堺市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 7 府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

## 第2 職員動員計画

【危機管理室、防災計画室】

災害の規模により職員動員計画・配備体制を定める。

## 1 配備の基準

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備
	全員配備	本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	全員

## 2 災害地区班員

災害地区班員に任命されている全職員は、災害対策本部等から指示があった場合は、速やかに指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し指定避難所運営を行う。

## 3 交替要員の確保

本部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意すると共に、交代要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交代要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

## 4 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 第3 防災関係機関の組織動員配備体制

### 【各防災関係機関】

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

## 第3節 警戒活動

【第3節の施策体系】

### 第3節 警戒活動

#### 第1 気象観測情報の収集伝達

P. 283

主担当：建設局、産業振興局

#### 第2 水防警報及び洪水予報等

P. 283

主担当：建設局、産業振興局

#### 第3 水防活動

P. 284

主担当：建設局、泉州水防事務組合

#### 第4 土砂災害警戒活動

P. 285

主担当：危機管理室、防災計画室、建設局

#### 第5 異常現象発見時の通報

P. 286

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第6 ライフライン・交通等警戒活動

P. 287

主担当：上下水道局、各関係事業者

#### 第7 在港船舶避難活動

P. 288

主担当：堺海上保安署、大阪府警察本部

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

## 第1 気象観測情報の収集伝達

【建設局、産業振興局】

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

### 1 雨量

- (1) 各地区の管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、防災関係機関と相互に情報伝達する。
- (2) 水防管理者は必要に応じて、大阪管区气象台及び大和川河川事務所へ連絡する。

### 2 河川・ため池水位

- (1) 水防管理者である本市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、観測した水位を所轄の現地指導班長である大阪府鳳土木事務所長及び他の水防管理者へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、水防管理者へ水位状況を通報する。
- (3) 市域に設置された水位計により水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、市及び防災関係機関は相互に情報伝達をする。
- (4) 水防管理者は、必要に応じて、観測所の水位を大和川河川事務所へ連絡する。

### 3 潮位

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を所轄の防災関係機関に通報する。
- (2) 水防管理者は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、防災関係機関に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

### 4 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

## 第2 水防警報及び洪水予報等

【建設局、産業振興局】

近畿地方整備局又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

### 1 近畿地方整備局が発表する水防警報

大和川において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務

所長は、水防警報を発令し、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

## 2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

## 3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜大阪府水防本部長に通知する。

大阪府水防本部長は、府現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

## 4 洪水予報

(1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

## 5 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

## 6 関係機関への伝達経路

【別図1-2】（P.275）及び【別図1-3】（P.276）の伝達経路による。

## 第3 水防活動

【建設局、泉州水防事務組合】

市、大阪府及び近畿地方整備局は、市域において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

## 1 泉州水防事務組合等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
  - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
  - イ 堤防からの溢水状況
  - ウ 樋門の水漏れ
  - エ 橋りょう等構造物の異常
  - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

## 2 大阪府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

## 3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

## 第4 土砂災害警戒活動

【危機管理室、防災計画室、建設局】

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

### 1 警戒活動の基準

- (1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所  
警戒活動を取る基準は、次の雨量状況を基準とする。
  - ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
    - ① 第1次警戒体制  
予測雨量が土砂災害発生基準を超過したとき  
【警戒活動】
      - ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。
      - ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。
      - ・市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
      - ・市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
    - ② 第2次警戒体制  
市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

イ 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域  
アを参考に警戒活動を開始する。

## (2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

### ※ 土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限值であり、土砂災害発生の目安となる。

### ※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

## 2 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

## 3 情報交換の徹底

市、府、及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。

## 第5 異常現象発見時の通報

【危機管理室、防災計画室】

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市町村長、警察官、海上保安官等に通報する。

### 1 地震

堤防からの漏水、地割れ、わき水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

### 2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

### 3 土砂災害

#### (1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在など

#### (2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出しなど

#### (3) がけ崩れ

- わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など
- (4) 山地災害  
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走るなど

## 第6 ライフライン・交通等警戒活動

【上下水道局、各関係事業者】

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上下水道局
- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資器材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社）
- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資器材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社）
- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資器材の点検、整備、確保
  - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等）
- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
  - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
  - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
  - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
  - オ 防災のために必要な工事用車両、資器材の準備
  - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
  - キ その他安全上必要な措置

### 2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

### 3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利



用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、阪堺電気軌道株式会社、大阪市交通局）
  - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
  - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、大阪府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）
  - ア 定められた基準により、警察等と連携し、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
  - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 港湾、漁港施設
  - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
  - イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

## 第7 在港船舶避難活動

【堺海上保安署、大阪府警察本部】

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

### 1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- (2) 避難勧告  
電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。
- (3) 避難要領
  - ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。
  - イ 大型船舶は、港外へ避難させる。
  - ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。
- (4) 緊急時の措置  
事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

### 2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導
- (2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

## 第4節 避難誘導

【第4節の施策体系】

### 第4節 避難誘導

#### 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

P. 290

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 避難者の誘導

P. 293

主担当：健康福祉局、教育委員会

#### 第3 警戒区域の設定

P. 293

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 避難所の開設及び運営

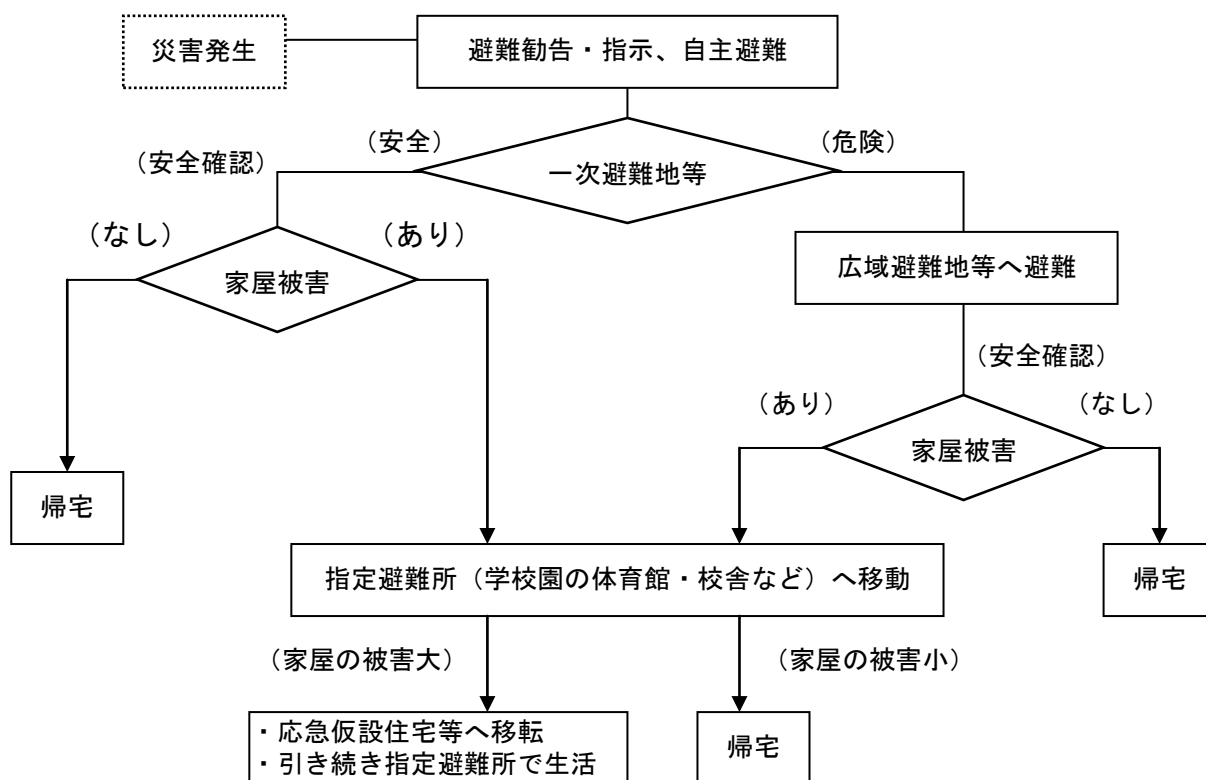
P. 294

主担当：健康福祉局、教育委員会、区役所

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

【避難計画図】



## 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

【危機管理室、防災計画室】

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

## 1 標準的な意味合い

	発令時の状況		住民に求める行動
	土砂災害	風水害	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺で土砂災害が発生したとき</li> <li>・土砂災害の前兆現象が確認されたとき</li> <li>・実況雨量で土砂災害発生基準を超過したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・土砂災害の前兆現象が確認されたとき</li> </ul>	通常避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測雨量で土砂災害発生基準を超過したとき</li> <li>・土砂災害の前兆現象が確認されたとき</li> </ul>	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>

※避難勧告等の発令は、これら状況を参考として、今後の気象予測や河川、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して行う。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より抜粋

## 2 避難勧告等実施者

### (1) 避難指示・勧告

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令
市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	法第60条
府知事	勧告 指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	法第60条
府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第61条
			人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいらない場合	自衛隊法第94条
水防管理者	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条

### (2) 避難準備情報の発令・伝達者

市は、災害時要援護者については、避難行動に時間を要することを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

### 3 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、災害時要援護者に配慮したものとする。

### 4 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

## 第2 避難者の誘導

---

【健康福祉局、教育委員会】

### 1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

### 2 学校園、病院等の施設管理者

学校園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

## 第3 警戒区域の設定

---

【危機管理室、防災計画室】

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条
大阪府知事	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。	消防法第23条の2 消防法第28条 消防法第36条 水防法第21条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場不在の場合。	災害対策基本法第63条
水防団員	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第21条

## 2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

## 第4 避難所の開設及び運営

【健康福祉局、教育委員会、区役所】

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難地又は指定避難所を指定し、周知する。
- 2 指定避難所を指定した場合は、速やかに指定避難所を管理するための災害地区班員等を派遣し、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき指定避難所を開設する。  
ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。
- 3 災害地区班員は、区役所又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。  
運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

## 第2章 災害発生後の活動

### 【第2章の構成】

第2章 災害発生後の活動		
第1節	災害情報の収集伝達	P. 297
第2節	災害広報	P. 302
第3節	広域応援等の要請・受入れ	P. 307
第4節	自衛隊の災害派遣	P. 310
第5節	消火・救助・救急活動	P. 315
第6節	医療救護活動	P. 320
第7節	交通規制・緊急輸送活動	P. 325
第8節	公共土木施設・建築物等応急対策	P. 328
第9節	ライフライン・放送の確保	P. 330
第10節	交通の安全確保	P. 334
第11節	農水産関係応急対策	P. 336
第12節	災害救助法の適用	P. 338
第13節	指定避難所の開設・運営	P. 341
第14節	緊急物資の供給	P. 346
第15節	保健衛生活動	P. 348



<b>第16節 災害時要援護者支援</b>	P. 352
<b>第17節 社会秩序の維持</b>	P. 354
<b>第18節 住宅の応急確保</b>	P. 356
<b>第19節 応急教育等</b>	P. 359
<b>第20節 廃棄物の処理</b>	P. 363
<b>第21節 遺体の処理、火葬</b>	P. 367
<b>第22節 自発的支援の受入れ</b>	P. 370

## 第1節 災害情報の収集伝達

【第1節の施策体系】

### 第1節 災害情報の収集伝達

#### 第1 情報収集伝達経路 P. 297

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 被害情報の収集・報告 P. 299

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 通信手段の確保 P. 301

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 P. 301

主担当：危機管理室、防災計画室

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

### 第1 情報収集伝達経路

【危機管理室、防災計画室】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

#### 1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時有線電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ FAXの利用

災害対策本部、区災害対策本部、各部出先機関及び防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、FAXによる。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 堺市防災行政無線（同報系）

区役所、市出先施設、避難場所、自治会の代表者宅等及び屋外子局への一斉通信

イ 堺市防災行政無線（移動系）

市、区役所、避難場所、防災関係各部及び車両との相互通信

ウ 堺市水道事業用無線

市上下水道局及び車両との相互通信

エ 堺市防災行政無線（相互系）

市、防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ 大阪府防災行政無線

府、府出先施設、府下市町村及び防災関係機関との相互通信

《資料 1-9 堺市防災行政無線運用要綱》

《資料 5-18 堺市行政無線等の設置場所》

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報、雨量・水位情報収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 堺市防災テレメータシステム

市内の雨量、主要河川等の水位情報の収集を行い、その情報については現在市内LAN上で職員に公開されているが、広く市民が活用できるようシステムの更新を図る。

## 2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

## 3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各対策部は、市災害対策本部と各部又は区災害対策本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡調整のため、必要に応じ本部連絡員を市災害対策本部に派遣する。なお、その際は可能な限り連絡用無線機等を持参して所属機関との連絡にあたる。

## 第2 被害情報の収集・報告

【危機管理室、防災計画室】

### 1 初動期の情報収集

(1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

ア 人的被害

イ 物的被害

ウ 機能的被害

エ その他災害対策上必要な事項

(2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

### 2 被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び土砂災害等の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に府に対して行うが、地震が発生し、市域内で震度5強以上を観測したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

市から大阪府への被害状況の報告は、原則として大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びFAX等の手段による。

特に、行方不明者の情報については、捜索・救助体制の検討等に必要であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者と

して把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

なお、被害状況等の情報収集は、市及び各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

《資料 3-4 国の災害被害認定統一基準》

《資料 4-1 被害報告様式等》

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部	1 人的被害	死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、 避難の必要の有無及びその状況 指定避難所の状況
		2 物的被害	庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 建物（住家、非住家）の損壊状況 がけ崩れ及びがけ崩れの恐れの様況
		3 機能的被害	道路及び橋りょう等の被害状況 ライフラインの状況 各医療機関等の被害状況
		4 その他災害対策上必要な事項	
	各施設の管理者	1	所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害
		2	その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	職務上の関連部課	1	農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害
		2	その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	消防局	1	火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の様況
		2	危険物取扱施設の物的被害
3		要救援救護情報及び救急医療活動情報	
4		避難道路及び橋りょうの被災状況	
5		避難の必要の有無及びその状況	
6		その他消防活動上必要ある事項	
各警察署	1	被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関等）	
	2	避難者の状況	
	3	交通規制及び緊急交通路確保の要否	
	4	ライフラインの状況	
	5	各種犯罪の発生状況	
	6	その他災害警備活動上必要な事項	

### 第3 通信手段の確保

---

【危機管理室、防災計画室】

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

### 第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

---

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

## 第2節 災害広報

【第2節の施策体系】

### 第2節 災害広報

#### 第1 災害広報

P. 302

主担当：市長公室、区役所、各関係機関

#### 第2 広聴活動

P. 305

主担当：市長公室、区役所

市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

### 第1 災害広報

【市長公室、区役所、各関係機関】

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

#### 1 市

##### (1) 災害発生直後の広報

- ア 避難の勧告及び指示
- イ 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- ウ 二次災害の危険性
- エ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- オ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- カ 市内の被害状況（延焼火災、建物破壊、道路破損等）の概要
- キ 市の活動体制及び応急対策始動状況
  - ① 本部等の設置
  - ② 避難場所及び救護所の設置

##### (2) 応急活動実施段階の広報

- ア 災害状況に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
  - ① 被災地の状況

- ② 避難場所及び救護所の開設状況
- ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
- ④ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
  - ① 電気、ガス、上水道及び下水道の復旧状況
  - ② 食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ その他必要な事項

## 2 消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

## 3 警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及びその見通し。
- イ 避難及び救出・救助活動に関すること。
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- エ 交通規制に関すること。
- オ その他警察措置に関すること。

## 4 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

## 5 関西電力株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

- (1) 安全及び危険防止
  - ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
  - イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
  - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。



- エ 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
  - オ その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 被害状況
- ア 停電区域
  - イ 停電事故復旧状況
  - ウ 停電事故復旧見込み

## 6 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害発生時（供給を継続している場合）
- ア ガス栓を全部閉めること。
  - イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
  - ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- (2) 災害発生時（供給停止をした場合）
- ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。
  - イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。
- (3) ガス供給を再開する場合
- ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。
  - イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
  - ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

## 7 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供を行う。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

- (1) 市民に対する広報
- ア 防災行政無線（同報系）の利用  
市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）から市内各所に設置した屋外スピーカーを通じて必要な情報を伝達する。
  - イ 広報車の利用  
広報車による広報活動は、市災害対策本部、区災害対策本部又は防災関係機関が行い、必要に応じて他の部の車両も動員して必要な地域へ出動させ、広報活動を実施する。
  - ウ 口頭等での伝達  
広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。  
また、必要な場合は市（消防局）、併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請

- する。
- エ 市庁舎、区役所、避難場所等での配付、掲示  
災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、区役所、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。
- オ インターネット等による広報  
市及び防災関係機関が保有するホームページ等を活用するほか、防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供、防災情報メールや携帯電話事業者が提供する緊急速報メールの配信など広く住民等へ災害関連情報を提供する。
- カ 災害時要援護者に配慮した広報  
点字やファクシミリ、携帯電話へのメール等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報を行う。
- (2) 報道機関に対する情報の発表
- ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。  
なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。
- イ 緊急放送について  
避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。
- ウ 災害時要援護者への配慮について  
ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。
- (3) 広報資料等の収集
- ア 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。
- イ 必要に応じて、災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。
- ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

## 第2 広聴活動

### 【市長公室、区役所】

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

### 1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部又は区災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

## 2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

## 3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

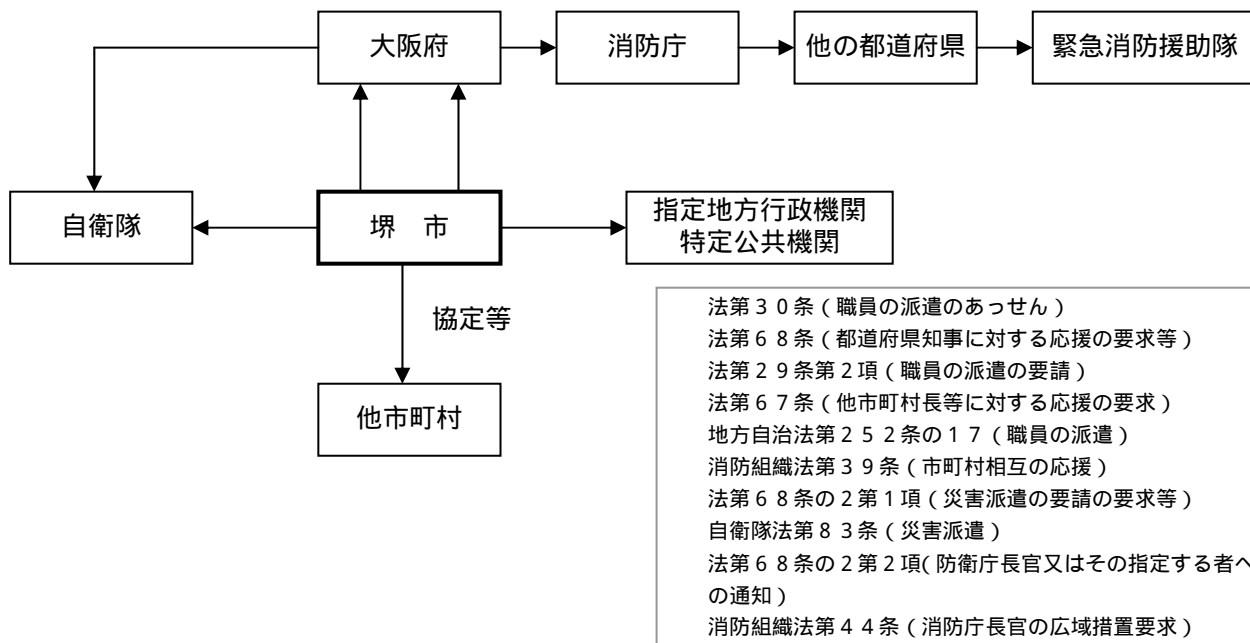
## 第3節 広域応援等の要請・受入れ

【第3節の施策体系】



市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

【応援体系図】



## 第1 大阪府知事等に対する要請等

【危機管理室、防災計画室】

### 1 大阪府知事に対する要請

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(88-) 220-8921 FAX (88-) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654

(88-) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

### 2 （大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

### 3 協定等に基づく要請

災害時における自治体間の相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

- (1) 大都市災害時相互応援に関する協定
- (2) 災害時相互応援協定（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）
- (3) 災害時相互応援協定（南河内地域6市2町1村）
- (4) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
- (5) 消防相互応援協定

《資料 2-2 消防相互応援協定》

《資料 2-3 20大都市災害時相互応援に関する協定》

《資料 2-4 20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目》

《資料 2-5 災害時相互応援協定》

### 4 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

## 5 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その必要事項

## 第2 広域応援等の受入れ

【危機管理室、防災計画室】

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資器材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

### 4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

《資料 5-25 災害時用臨時ヘリポート》

## 第4節 自衛隊の災害派遣

【第4節の施策体系】

### 第4節 自衛隊の災害派遣

#### 第1 派遣要請

P. 311

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 自衛隊の自発的出動基準

P. 311

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 派遣部隊の受入れ

P. 312

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 派遣部隊の活動

P. 312

主担当：自衛隊

#### 第5 撤収要請

P. 314

主担当：危機管理室、防災計画室

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

## 第1 派遣要請

### 【危機管理室、防災計画室】

1 市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

《資料 4-4 自衛隊派遣要請書様式等》

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合はその旨を速やかに知事に通知する。

区分		通信手段の別	電話等
陸上	第3師団 第37普通科連隊 (信太山駐屯地)	N T T	0725-41-0090 内線:236~239、内線 FAX : 421
		大阪府防災行政無線	825-0、FAX : 825-5 (内線からは 88-825)
		堺市防災行政無線	ぼうさいせんぼく 20
	第3師団 (千僧駐屯地)	N T T	072-781-0021 内線 3734~5、内線 FAX : 3724
		大阪府防災行政無線	823-0
海上	阪神基地隊	N T T	078-441-1001
	呉地方総監部	N T T	0823-22-5511

## 第2 自衛隊の自発的出動基準

### 【危機管理室、防災計画室】

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行



- う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事から要請を待ついとまがないと認められる場合

### 第3 派遣部隊の受入れ

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

#### 2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置  
市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名  
市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資器材等の整備  
自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資器材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) その他  
市は、ヘリポートを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

### 第4 派遣部隊の活動

【自衛隊】

#### 1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

#### 2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### 3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

#### 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

#### 5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### 6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### 7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### 9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

#### 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

#### 11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

#### 12 給水活動

上下水道局と連携し、配水池からの給水活動を実施する。

#### 13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第5 撤収要請

---

【危機管理室、防災計画室】

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

《資料 4-4 自衛隊派遣要請書様式等》

## 第5節 消火・救助・救急活動

【第5節の施策体系】

### 第5節 消火・救助・救急活動

#### 第1 市

P. 316

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 消防局

P. 316

主担当：消防局

#### 第3 府

P. 318

主担当：大阪府

#### 第4 府警察

P. 318

主担当：大阪府警察

#### 第5 堺海上保安署

P. 318

主担当：堺海上保安署

#### 第6 各機関による連絡会議の設置

P. 319

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第7 自主防災組織

P. 319

主担当：市民・事業所

市、消防局、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

## 第1 市

### 【危機管理室、防災計画室】

区災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、防災関係機関と連携を取り、救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求める。

### 1 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

### 2 救助・救急活動

関係機関との密接な連携のもと、人命救護活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

### 3 相互応援

- (1) 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合等は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 必要に応じ相互応援協定に基づく応援要請を行う。このとき市は、応援市等に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

## 第2 消防局

### 【消防局】

風水害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものについては、本項に定めるところによるものとする。

### 1 警防体制

#### (1) 風水害警防活動体制

- ア 管内全域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため消防局に風水害警防本部を、消防署に風水害大隊本部を設置する。
- イ 堺市内に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警戒本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。
- ウ 気象情報による警報等の発令により危機管理センターが設置された場合、指揮隊長、警防部警防課長は、所属の職員を招集し、災害情報の収集、伝達ならびに関係機関等の連絡調整等必要な措置をとることができる。

(2) 指揮体制

管内全域にわたり被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警防本部長による特別指揮体制とする。

(3) 職員の招集

ア 風水害が発生する恐れがある場合又は泉州地域における大雨、洪水、高潮警報が発表された場合は、必要に応じ職員の招集を行い警防体制の強化を図る。

イ 風水害時における初動警防体制は、風水害大隊本部の当務員によって消防部隊を編成し警戒等を行なう。当務員によって編成されている消防部隊の1/3以上の隊が必要な場合は、職員の招集を行い、特別隊の編成、特別警戒を実施し、警防体制の強化を図る。

ウ 泉州水防事務組合水防計画による水防団の出動準備指令が発令された場合、所属の長は招集を行い警戒体制を強化する。

(4) 消防部隊運用

風水害時における消防部隊運用は、時間経過により概ね次のとおりとする。

ア 災害初期にあつては、大隊本部長により、自署管内における風水害等に、所属する人員及び車両のみによって対応する(署別部隊運用)。

イ 災害の発生状況に応じて、全管内的に勘案し、管内を方面分割したうえで、2署から3署を統合して対応する(方面部隊運用)。

ウ 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応する(広域部隊運用)。

(5) 初動措置

ア 警防本部長及び大隊本部長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 泉州水防事務組合水防計画に基づく出動準備指令(以下「水防出動準備指令」という。)が発令された場合は、当水防計画に基づき活動する。

ウ 警防本部長は、危機管理センターとの連携を図り被害状況の把握等に努める。

## 2 風水害消防活動

(1) 活動方針

風水害時、救助・救急等の人命救助を優先に活動するものとする。

(2) 消防戦術の決定

風水害の発生時には、消防部隊による警戒等を実施し情報収集を行なうとともに、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者の発生状況、土砂災害の発生危険等予測される災害対応活動を優先するなど、災害態様に応じた消防戦術を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく必要な措置をとるものとする。

(3) 情報収集伝達

風水害消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集するとともに被災状況を市災害対策本部へ伝達する。

(4) 通信運用の基本

ア 危機管理センター及び災害対策本部と風水害警防本部との通信は、ホットライン及び防災行政用無線電話によることを原則とする。

イ 風水害警防本部と風水害大隊本部との通信は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。

(5) 救助、救急活動の原則

ア 風水害現場における人命救助活動を最優先する。

イ 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請するとともに、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。

ウ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

(6) 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

(7) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動等については、消防団、事業所の自衛消防隊、消防局OBによる協力隊等と連携を保ちながら実施する。

### 第3 府

#### 【大阪府】

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域の市町村が対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

### 第4 府警察

#### 【大阪府警察】

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資器材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

### 第5 堺海上保安署

#### 【堺海上保安署】

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市、府警察、その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施するものとする。  
(海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。)

## 第6 各機関による連絡会議の設置

---

### 【危機管理室、防災計画室】

市、消防局、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

## 第7 自主防災組織

---

### 【市民・事業所】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、市、消防局、警察署など防災関係機関との連携に努める。



## 第6節 医療救護活動

【第6節の施策体系】

### 第6節 医療救護活動

#### 第1 医療情報の収集・提供活動

P. 322

主担当：健康福祉局

#### 第2 現地医療対策

P. 322

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第3 後方医療対策

P. 323

主担当：健康福祉局、市立堺病院

#### 第4 医薬品等の確保・供給活動

P. 324

主担当：健康福祉局

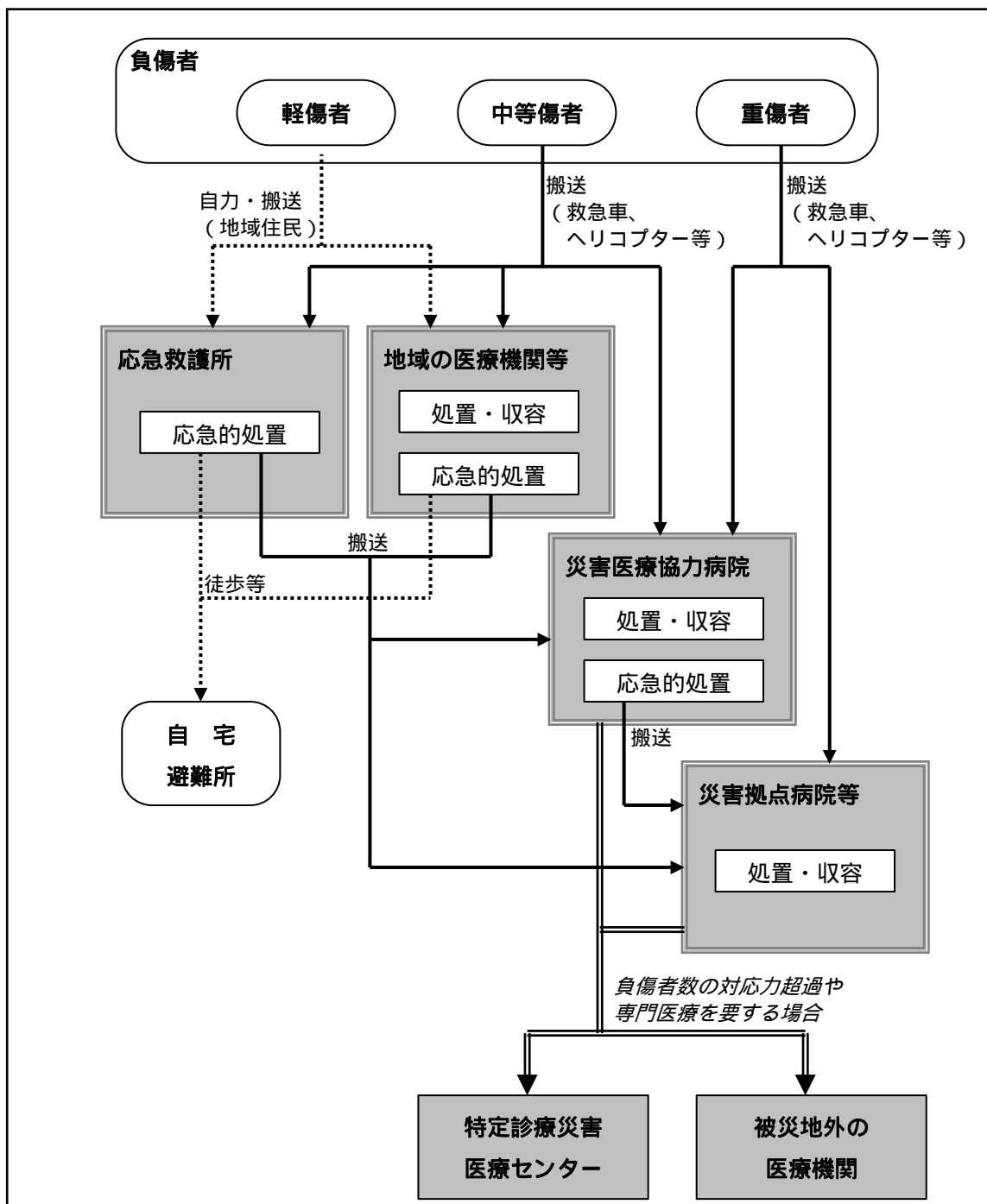
#### 第5 個別疾病対策

P. 324

主担当：健康福祉局

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

【負傷者対応の概括的な流れ】



## 第1 医療情報の収集・提供活動

【健康福祉局】

### 1 市

堺市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

### 2 府

市からの報告、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

## 第2 現地医療対策

【健康福祉局、市立堺病院】

### 1 現地医療の確保

#### (1) 医療救護班の編成・派遣

##### ア 市

災害拠点病院である市立堺病院を中心に、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、堺市医師会、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

##### イ 堺市医師会

堺市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

#### (2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか状況に応じて、次の救護所を設置する。

##### ア 拠点応急救護所（急病診療センター）

##### イ 臨時応急救護所（各中学校）

#### (3) 医療救護班の受け入れ・調整

市は医療救護班の受け入れ窓口を設置し、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所への配置調整を行う。

### 2 現地医療活動

#### (1) 救護所における現地医療活動

##### ア 応急救護所及び消防局が開設する現場救護所における救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所及び消防局が開設する現場救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

##### イ 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者

者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

## (2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

## 第3 後方医療対策

【健康福祉局、市立堺病院】

### 1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受け入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

#### (1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市町村災害医療センターと連携し、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

#### (2) 患者搬送手段の確保

##### ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

##### イ ヘリコプター搬送

市は状況により府に対しヘリコプター搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、大阪府ドクターヘリ又はヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

##### ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

### 3 災害医療機関の役割

#### (1) 災害拠点病院

##### ア 地域災害医療センター（市立堺病院）

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- ② 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

#### (2) 市町村災害医療センター（大阪労災病院）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

##### ア 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

##### イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

#### (3) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れるとともに、医療救護班の派遣についても協力する。

## 第4 医薬品等の確保・供給活動

### 【健康福祉局】

市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

堺市薬剤師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、市・医師会・歯科医師会と連携のうえ、拠点応急救護所・臨時応急救護所及び指定避難所に医薬品供給班を派遣し、調剤・服薬指導及び医薬品供給活動を実施する。

日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の調達、供給活動を実施する。

## 第5 個別疾病対策

### 【健康福祉局】

市及び堺市医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

## 第7節 交通規制・緊急輸送活動

【第7節の施策体系】

### 第7節 交通規制・緊急輸送活動

#### 第1 陸上輸送

P. 325

主担当：建設局、大阪府警察

#### 第2 水上輸送

P. 327

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 航空輸送

P. 327

主担当：危機管理室、防災計画室

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

### 第1 陸上輸送

【建設局、大阪府警察】

#### 1 緊急交通路の確保

##### (1) 緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」のうち、国道26号、大阪和泉泉南線、大阪中央環状線について、道路の被害状況を確認するとともに、緊急通行車両以外の車両通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

##### (2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア 道路管理者

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、府及び府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

イ 府警察

① 道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

③ 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて社団法人大阪府警備協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

## 2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交

通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

### 3 緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

《資料4-2 緊急通行車輛事前届出書及び事前届出済証》

《資料4-3 標章（緊急通行車輛）》

### 4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

### 5 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

## 第2 水上輸送

【危機管理室、防災計画室】

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

## 第3 航空輸送

【危機管理室、防災計画室】

### 1 輸送基地の確保

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

《資料5-25 災害時用臨時ヘリポート》

### 2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。



## 第8節 公共土木施設・建築物等応急対策

【第8節の施策体系】

### 第8節 公共土木施設・建築物等応急対策

#### 第1 公共土木施設等

P. 328

主担当：建設局、各施設管理者

#### 第2 公共建築物等

P. 329

主担当：建築都市局

#### 第3 応急工事

P. 329

主担当：建設局、建築都市局、各施設管理者

市及び関係機関は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

### 第1 公共土木施設等

【建設局、各施設管理者】

#### 1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（府）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

#### 2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

- (4) 風倒木により土砂災害が拡大する恐れがある場合には、市は、関係機関の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

### 3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に調査を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

### 5 橋りょうなど道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

## 第2 公共建築物等

### 【建築都市局】

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、協定団体の協力を得て応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、大雨などにより宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合には、市は、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて府に被災宅地危険度判定士の出動を要請する。なお、他府県への派遣が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等とその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

## 第3 応急工事

### 【建設局、建築都市局、各施設管理者】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、協定団体の協力を得て施設の応急の機能確保を図る。

## 第9節 ライフライン・放送の確保

【第9節の施策体系】

### 第9節 ライフライン・放送の確保

#### 第1 被害状況の報告

P. 330

主担当：上下水道局

#### 第2 各事業者における対応

P. 330

主担当：上下水道局、各関係事業者

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

### 第1 被害状況の報告

【上下水道局】

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

### 第2 各事業者における対応

【上下水道局、各関係事業者】

#### 1 上水道

##### (1) 応急措置

被害の拡大の恐れがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民に通報する。

##### (2) 応急給水及び復旧

ア 応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、給水タンク等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、18大都市水道災害相互応援覚書の幹事都市、大阪広域水道企業団及び日本水道協会大阪支部を通じて他の公共団体に協力を要請する。

(3) 広報

総務班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア 復旧班は、被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ 被害状況等においては、災害時支援大都市連絡会議設置要綱や下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 受付・広報班は、生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 総務班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 3 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び消防局、府、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、

過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店））

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)を提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 6 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。

- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

## 第10節 交通の安全確保

【第10節の施策体系】

### 第10節 交通の安全確保

#### 第1 被害状況の報告

P. 334

主担当：建設局、各施設管理者

#### 第2 各施設管理者における対応

P. 334

主担当：建設局、各施設管理者

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

### 第1 被害状況の報告

【建設局、各施設管理者】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

### 第2 各施設管理者における対応

【建設局、各施設管理者】

#### 1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、阪堺電気軌道株式会社、大阪市交通局）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

#### 2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、府道路公社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、警察等と連携し通行の禁止又は制限を実施する。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

### 3 港湾施設、漁港施設（府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防局、府警察、堺海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。



## 第11節 農水産関係応急対策

【第11節の施策体系】



災害時においては、市は、関係機関等と協力し、農水産業に関する被害を早急に調査し、迅速に  
応急対策を講ずるものとする。

### 第1 農業用施設

【産業振興局】

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必  
要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、  
施設の応急対策を実施する。

### 第2 農作物

【産業振興局】

#### 1 災害対策技術の指導

市は、関係機関と協力し、被害を最小限に食い止めるため、施肥、排水、泥土の除去、倒伏  
果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

## 2 水稻等種子の確保

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

## 3 病害虫の防除

- (1) 市は、関係機関と協力し、病害虫発生予察事業を活用する等、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。
- (2) 農薬等が不足する場合は、府に斡旋を依頼する。

## 第3 畜産

---

### 【産業振興局】

災害時において、家畜の伝染病発生には、特に警戒を行い、伝染病の予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 治療を要する一般疾病の発生については、市の獣医師会に治療を要請する。
- (2) 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定により実施する。
- (4) 伝染病発生に伴う必要消毒薬品又は、一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。
- (5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める等その確保に努める。

## 第4 漁業

---

### 【産業振興局】

漁港の各種施設が被害を受けたときは、その被害状況を的確かつ速やかに把握し、漁港を管理する府に対して、漁港機能を維持するための応急措置及び復旧措置を要請する。

## 第12節 災害救助法の適用

【第12節の施策体系】

### 第12節 災害救助法の適用

#### 第1 法の適用

P. 338

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 救助の内容

P. 339

主担当：危機管理室、防災計画室

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

### 第1 法の適用

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 府下で滅失住家の世帯数が、2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 府下の滅失住家の世帯数が、12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した者である等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

(災害救助適用基準)

区分	滅失世帯		区分	滅失世帯	
	A	B		A	B
大阪府		2,500 世帯	西区	100 世帯	50 世帯
堺市	150 世帯	75 世帯	南区	100 世帯	50 世帯
堺区	100 世帯	50 世帯	北区	100 世帯	50 世帯
中区	100 世帯	50 世帯	美原区	60 世帯	30 世帯
東区	80 世帯	40 世帯			

注) 住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

## 2 適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 3 被害認定の基準

本部長及び区本部長は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(判定の事例と損傷程度の例示)」を参考とする。

《資料3-4 国の災害被害認定統一基準》

## 第2 救助の内容

【危機管理室、防災計画室】

### 1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理

- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

《資料 3-1 平成 22 年度災害救助基準》

## 2 職権の一部委任

災害救助法による救助は、府知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、府知事がその職権の一部を市長に行わせることとした業務については、市長がこれを実施する。

## 第13節 指定避難所の開設・運営

【第13節の施策体系】

### 第13節 指定避難所の開設・運営

#### 第1 指定避難所の開設

P. 342

主担当：危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会

#### 第2 指定避難所の管理、運営

P. 343

主担当：健康福祉局、区役所、教育委員会

#### 第3 指定避難所外避難者の対応

P. 344

主担当：健康福祉局、区役所

#### 第4 広域的避難収容

P. 344

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 指定避難所の早期解消のための取組み

P. 345

主担当：建築都市局

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

## 第1 指定避難所の開設

### 【危機管理室、防災計画室、区役所、教育委員会】

避難収容が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに指定避難所を管理するための災害地区班員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、災害地区班員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外指定避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

### 1 指定避難所の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 災害対策本部又は区対策本部が開設を決定したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

### 2 指定避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

### 3 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合には、速やかに地域の自治会又は自主防災組織に開設の連絡を行う。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全確認をしてから行う。
- (3) 学校園の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者、自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

### 4 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告もしくは指示をしたとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

## 5 指定避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき。
- (2) その他、市長が決定したとき。

＊ ただし、被災者のうちで住居が全壊、全焼等により住居が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

## 第2 指定避難所の管理、運営

【健康福祉局、区役所、教育委員会】

市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

施設の本来の機能の早期回復のため、市と府は協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

### 1 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
  - イ 現に災害による被害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
  - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
  - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

### 2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 災害時要援護者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 間仕切りの設置
- (8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置に配慮する。）
- (9) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室、育児室を確保
- (11) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供



- (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、洋式を配置
- (13) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- (14) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮

### 3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

### 4 避難者及び避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所ですぐ生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
- (2) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行う。
- (3) 避難の長期化等に応じて必要な措置を講ずるため、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握を行う。

## 第3 指定避難所外避難者の対応

【健康福祉局、区役所】

市は、指定避難所外被災者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

## 第4 広域的避難収容

【危機管理室、防災計画室】

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合

には、必要に応じて府に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

## 第5 指定避難所の早期解消のための取組み

### 【建築都市局】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づく公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん又は提供を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

## 第14節 緊急物資の供給

【第14節の施策体系】

### 第14節 緊急物資の供給

#### 第1 給水活動

P. 346

主担当：上下水道局

#### 第2 食糧・生活必需品の給付

P. 347

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

### 第1 給水活動

【上下水道局】

市は、災害発生後の非常用飲料水として1人1日3リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、18大都市水道災害相互応援覚書の幹事都市、大阪広域水道企業団及び日本水道協会大阪支部を通じて他の公共団体に協力を要請する。

#### 1 市における給水活動

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 配水池等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・給水タンク等による給水の実施
- (3) 応急仮配管の敷設による応急給水栓の設置
- (4) 給水用資器材の調達
- (5) 局ホームページ及び広報車による住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) 袋詰飲料水・災害用備蓄水の配布

## 第2 食糧・生活必需品の給付

【危機管理室、防災計画室、財政局】

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

供給に当たっては、食料では、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮するとともに、生活必需品では、性差や障害等に応じて必要となる物資の供給にも配慮する。

### 1 市における食料、生活必需品の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、市がその不足量を把握・集計して、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

### 2 府等に対する応援要請

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市の必要量、ニーズの情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- (7) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

### 3 その他の防災関係機関

防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 近畿農政局（大阪地域センター）  
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け農林水産省総合食料局長通知）」の定めるところにより、備蓄物資の供給
- (2) 日本赤十字社大阪府支部  
毛布、緊急セット等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局  
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

## 第15節 保健衛生活動

【第15節の施策体系】

### 第15節 保健衛生活動

#### 第1 感染症予防活動

P. 349

主担当：健康福祉局

#### 第2 食品衛生監視活動

P. 349

主担当：健康福祉局

#### 第3 環境衛生活動

P. 350

主担当：健康福祉局

#### 第4 被災者の健康維持活動

P. 350

主担当：健康福祉局

#### 第5 応援要請

P. 350

主担当：健康福祉局

#### 第6 動物保護等の実施

P. 351

主担当：健康福祉局

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第1 感染症予防活動

### 【健康福祉局】

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、感染症予防活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び指定感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。  
※ 一類感染症【ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘そう】、二類感染症【重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）】、三類感染症【コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症】
- 2 一類感染症、二類感染症及び指定感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- 3 次の感染症予防活動を実施する。
  - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - (3) 指定避難所における保健衛生の防疫指導
  - (4) 衛生教育及び広報活動
- 4 感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。
- 5 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- 6 自らの感染症予防対策が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- 7 その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

## 第2 食品衛生監視活動

### 【健康福祉局】

市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 流通食品の安全性の確保と食品関係営業施設の衛生監視指導
- 2 指定避難所、臨時給食施設等の衛生監視指導
- 3 調理水、飲用水等の安全性の確保の指導
- 4 その他食品に起因する危害発生の防止

### 第3 環境衛生活動

【健康福祉局】

被災住民の住環境等を維持するための環境衛生活動を実施する。

- 1 応急仮設トイレの適正指導
- 2 破壊槽（浄化槽）の消毒等による汚染対策の実施
- 3 水質検査等の実施による飲料水の安全確保
- 4 指定避難所の環境衛生指導の実施

### 第4 被災者の健康維持活動

【健康福祉局】

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

#### 1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

#### 2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

### 第5 応援要請

【健康福祉局】

感染症予防活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

## 第6 動物保護等の実施

【健康福祉局】

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

### 2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。



## 第16節 災害時要援護者支援

【第16節の施策体系】

### 第16節 災害時要援護者支援

#### 第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

P. 352

主担当：健康福祉局、危機管理室、防災計画室、区役所

#### 第2 被災した災害時要援護者への支援活動

P. 353

主担当：健康福祉局、区役所

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### 第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

【健康福祉局、危機管理室、防災計画室、区役所】

#### 1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して、市、民生委員児童委員、警察をはじめ、地域住民や自主防災組織が総力を挙げて行う在宅要援護高齢者、障害者その他災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

## 第2 被災した災害時要援護者への支援活動

【健康福祉局、区役所】

### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

### 2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

### 3 広域支援体制の確立

市は、災害時要援護者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

## 第17節 社会秩序の維持

【第17節の施策体系】

### 第17節 社会秩序の維持

#### 第1 住民への呼びかけ

P. 354

主担当：市民人権局

#### 第2 警戒活動

P. 354

主担当：市民人権局

#### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

P. 354

主担当：市民人権局

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

#### 第1 住民への呼びかけ

【市民人権局】

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

#### 第2 警戒活動

【市民人権局】

市及び府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との連携協力のもと、犯罪防止対策を重点として警戒活動を実施する。

#### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

【市民人権局】

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の

復興の促進を図る。

### 1 物価の監視

市（消費生活センター）は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

### 2 消費者情報の提供

市（消費生活センター）は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益確保に努める。

### 3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の需給の状況、流通の実態を可能な限り把握し、不足した場合は、府、国、事業者、事業者団体と協議し、事業者又は事業者団体に対し、安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

### 4 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

## 第18節 住宅の応急確保

【第18節の施策体系】

### 第18節 住宅の応急確保

#### 第1 被災住宅の応急修理

P. 357

主担当：建築都市局

#### 第2 住居障害物の除去

P. 357

主担当：建築都市局

#### 第3 応急仮設住宅の建設

P. 357

主担当：建築都市局

#### 第4 応急仮設住宅の運営管理

P. 357

主担当：建築都市局、健康福祉局

#### 第5 公共住宅への一時入居

P. 357

主担当：建築都市局

#### 第6 住宅に関する相談窓口の設置等

P. 358

主担当：建築都市局

#### 第7 建設用資機材等の調達

P. 358

主担当：建築都市局

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

## 第1 被災住宅の応急修理

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

## 第2 住居障害物の除去

【建築都市局】

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

また、必要に応じ、府への要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

## 第3 応急仮設住宅の建設

【建築都市局】

市は大阪府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- 1 応急仮設住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
- 2 市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

## 第4 応急仮設住宅の運営管理

【建築都市局、健康福祉局】

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## 第5 公共住宅への一時入居

【建築都市局】

府の委任による応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

## 第6 住宅に関する相談窓口の設置等

---

【建築都市局】

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家情報の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

## 第7 建設用資機材等の調達

---

【建築都市局】

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

## 第19節 応急教育等

【第19節の施策体系】

### 第19節 応急養育等

#### 第1 教育施設の応急整備

P. 360

主担当：教育委員会

#### 第2 応急教育体制の確立

P. 360

主担当：教育委員会

#### 第3 学校給食の応急措置

P. 361

主担当：教育委員会

#### 第4 教職員の確保

P. 361

主担当：教育委員会

#### 第5 就学援助等

P. 361

主担当：教育委員会

#### 第6 文化財の応急対策

P. 362

主担当：市長公室



市（教育委員会）は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

また、府は、私立学校が公立学校に準じた措置を取るよう指導・助言する。

## 第1 教育施設の応急整備

### 【教育委員会】

市（教育委員会）は、被害を受けた学校園の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替園校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の幼児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

## 第2 応急教育体制の確立

### 【教育委員会】

災害発生後すみやかに、幼児・児童・生徒に対して適切な措置を講ずるとともに、教育体制の必要最少限度の応急復旧を行う。

### 1 報告・応急措置

校園長は、次の事項について状況を把握し、教育委員会に報告するとともに必要な措置を講ずる。

#### (1) 報告

- ア 教育施設、設備の被害状況
- イ 幼児・児童・生徒のり災状況
- ウ 教職員のり災状況
- エ 応急措置を必要とする事項

#### (2) 応急措置

- ア 事態の発生とともに、その状況に応じ幼児・児童・生徒を適切に緊急避難させる。
- イ 事態の状況に応じ、教育委員会と連絡し休校又は応急教育等の臨時措置をとる。
- ウ 応急教育体制については、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

### 2 応急教育の実施

被害の状況に応じ、応急教育を実施する。

#### (1) 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、教育施設の応急復旧の状況、教職員、幼児、児童、生徒

及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

(2) 教育推進のための措置

ア 授業時数の確保

災害による休校・休園、二部授業・保育その他のために授業・保育時数の不足が考えられるので、できるだけすみやかに平常授業・保育を始める等により授業・保育時数の確保を図るよう努める。

イ 幼児・児童・生徒の健康保持

被災地区の幼児・児童・生徒に対しては、その被災状況により健康診断等を行い、健康の保持並びに感染症の予防措置を講ずる。

ウ 長期にわたる授業実施不能の場合

校園長は保育・授業不能が長期にわたる場合を考えて、学校園と幼児・児童・生徒との連絡方法、組織等についてあらかじめ計画立案するものとする。

### 第3 学校給食の応急措置

【教育委員会】

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

- 1 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに再開できるように努める。
- 2 避難場所として使用されている学校においては、炊き出しを実施している場合が多いと思われるので、学校給食再開時には、り災者の炊き出しとの区別に留意する。
- 3 教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

### 第4 教職員の確保

【教育委員会】

応急教育をすみやかに確立するため、まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は教育委員会が調整に努める。

### 第5 就学援助等

【教育委員会】

#### 1 学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品・保育品を失い又はき損し就学就園上支障のある幼児・児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

## 2 就学援助等の措置

教育委員会は、被災により財産を失い、就学させることが困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒の保護者に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

## 3 幼児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校舎長は、被災幼児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども相談所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第6 文化財の応急対策

### 【文化観光局】

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（文化財課）を経由して府教育委員会に報告する。

市（文化財課）は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

## 第20節 廃棄物の処理

【第20節の施策体系】

### 第20節 廃棄物の処理

#### 第1 し尿処理

P. 363

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局

#### 第2 ごみ処理

P. 364

主担当：環境局

#### 第3 がれき等災害廃棄物処理

P. 365

主担当：環境局

#### 第4 倒壊家屋等の解体撤去

P. 365

主担当：環境局、区役所

市は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### 第1 し尿処理

【危機管理室、防災計画室、環境局、上下水道局】

#### 1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。

## 2 収集体制

- (1) 委託業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。
- (2) し尿収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。
- (3) トイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。応急仮設トイレの設置優先順位は、以下を基本とする。
  - 第1位：指定避難所
  - 第2位：病院、福祉施設
  - 第3位：被害の大きい住宅地付近の公園・空き地

## 3 処理活動

- (1) 被災時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びに仮設トイレの設置状況等について市民に周知する。
- (2) 道路の復旧状況や仮設トイレの追加等に伴う設置状況の情報を把握し、収集運搬計画の更新変更を随時行う。
- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

## 第2 ごみ処理

【環境局】

### 1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量の推計・把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (4) 道路の被害状況等を踏まえながら、臨時のごみステーション等を検討する。
- (5) ごみの発生が急増し、焼却が困難となる恐れがあるため、災害対策本部において、一時集積場（仮置場）を検討する。

### 2 収集体制

- (1) 収集運搬委託業者に協力を要請し、ごみ収集体制の確立を図る。
- (2) ごみ収集については、委託業者の被災状況、通行可能な道路、市民の避難状況等を踏まえ、収集運搬計画を策定する。

### 3 処理活動

- (1) 区役所、環境事業部において、臨時のごみステーションの設置場所等を市民に周知する。
- (2) 道路の復旧情報の収集に努め、これを基に収集運搬計画の更新を行う。
- (3) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所（仮置場）を指定し、

被災地からのごみの搬出を行う。

- (4) ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。
  - ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、委託業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。
  - イ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
  - ウ 清掃工場及び一時集積場所に集積されたごみについては、資源の再利用が可能なものは資源化を図り、それ以外のものについては、焼却、又は破碎処分の後、最終処分地へ搬出する。
- (5) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

### 第3 がれき等災害廃棄物処理

【環境局】

#### 1 初期対応

- (1) がれきの発生量を推計・把握する。
- (2) 道路の被害状況等を把握するとともに、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。
- (3) 災害廃棄物を長期に保管することが可能な一時集積所(仮置場)を、被災状況等を鑑みて関係部局と協議し確保する。

#### 2 処理活動

- (1) 大阪府(循環型社会推進室)、社団法人大阪府産業廃棄物協会及び近隣市に協力を要請する。
- (2) がれき撤去の依頼を受け、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先して、撤去・収集及び一時集積所への運搬等を産廃業者等に依頼する。
- (3) がれきの資源化、減量化に努め、仮置場及び解体段階での分別を指示する。
- (4) 一時集積所に保管しているがれきの量を把握し、処分・処理方法を検討する。市域内処理を原則として、がれきの処分・処理を産廃業者等に依頼する。
- (5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

### 第4 倒壊家屋等の解体撤去

【環境局、区役所】

- (1) 倒壊家屋等の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の一時集積所(仮置場)等に関する情報を提供する。
- (2) 市は、災害の規模や状況により、被災者の負担軽減等のために必要と認められる場合、倒壊家屋等の解体撤去に関する公費負担制度について国及び府と協議する。
- (3) 公費解体制度が設けられた場合、市は広報紙等により制度の広報を実施する。

- (4) 公費解体制度が設けられた場合の申請受付は、区対策本部において行う。
- (5) 市は、関係部局間で発注方法等を協議・検討した上で、解体撤去を事業者等に依頼する。
- (6) 市は、倒壊家屋等の処理において可能な限りリサイクルが推進されるよう努める。

## 第2.1節 遺体の処理、火葬

【第2.1節の施策体系】

### 第2.1節 遺体の処理、火葬

#### 第1 初期活動

P. 368

主担当：健康福祉局

#### 第2 遺体の検視等

P. 368

主担当：健康福祉局

#### 第3 遺体の収容・安置

P. 368

主担当：健康福祉局

#### 第4 遺体の身元確認

P. 368

主担当：健康福祉局

#### 第5 遺体の火葬

P. 368

主担当：健康福祉局

#### 第6 応援要請

P. 369

主担当：健康福祉局



市及び府警察、堺海上保安署は、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

## 第1 初期活動

【健康福祉局】

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

## 第2 遺体の検視等

【健康福祉局】

遺体の検視（見分）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（見分）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

- 1 遺体の検案は、堺市医師会等の協力を得て実施する。
- 2 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

## 第3 遺体の収容・安置

【健康福祉局】

検案を終えた遺体については、警察署等の協力を得て身元確認及び身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 市内の公共施設等死体収容に遺体収容所（安置所）を選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
- 2 遺体処理台帳を作成する。
- 3 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- 4 遺体の収容にあたっては、遺体収容袋及び遺体保存剤等必要な資器材を確保する。

## 第4 遺体の身元確認

【健康福祉局】

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

## 第5 遺体の火葬

【健康福祉局】

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

## 第6 応援要請

---

### 【健康福祉局】

市は自ら遺体の処理、又は火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第2.2節 自発的支援の受入れ

【第2.2節の施策体系】

### 第2.2節 自発的支援の受入れ

#### 第1 災害発生時におけるボランティアの活動

P. 371

主担当：健康福祉局、市民人権局、区役所

#### 第2 義援金品の受付・配分

P. 373

主担当：会計室、郵便事業株式会社、郵便局株式会社

#### 第3 海外からの支援の受入れ

P. 373

主担当：市長公室

#### 第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

P. 374

主担当：郵便事業株式会社、郵便局株式会社

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

## 第1 災害発生時におけるボランティアの活動

### 【健康福祉局、市民人権局、区役所】

市、堺市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて円滑に活動できるよう対応する。

### 1 ボランティアの受入れ

#### (1) 受入れ窓口の開設

堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

#### (2) 活動拠点・情報の提供

ボランティア関係団体に対して活動の拠点となる場所及び情報の提供に努める。

#### (3) 情報交換

被害の情報・応急措置等の情報を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携を図るとともに、ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

#### (4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

### 2 ボランティアの派遣調整

#### (1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

#### (2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、機関等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

#### (3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

### 3 派遣先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

### 4 派遣先・活動の種別

#### (1) 派遣先

ア 指定避難所

- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 災害対策本部
- オ 被災地域・被災者宅等（危険区域を除く）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 避難場所の確保  
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 援助物資等の輸送  
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布  
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応  
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 被災地域・被災者宅等での支援  
被災地域・被災者宅での清掃、ごみ出し、その他必要な生活支援等を行う。
- ク 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

## 5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
  - ① 大人数（男女別）・世帯数
  - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生等）
  - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
  - ④ 障害者数・種別
  - ⑤ 病人数（特に病状別要加療者数）
  - ⑥ 外国人数（国別）
- イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数
- オ ボランティアによる支援が必要な被災地域・被災者宅・被災者等の状況

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

## 第2 義援金品の受付・配分

【会計室、郵便事業株式会社、郵便局株式会社】

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

### 1 義援金

#### (1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 日本赤十字社堺市地区本部・各区地区は、事務局において受け付ける。

#### (2) 配分

- ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなど、出来る限り迅速な配分を行うものとする。
- イ 市は、府又は日本赤十字社大阪府支部等から配分を委託された義援金を配分する。

### 2 義援物資

- ア 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。
- ウ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。
- エ ボランティア等の活動計画を立てる。

### 3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する際等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行う。

市（区役所、市長公室）は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

## 第3 海外からの支援の受入れ

【市長公室】

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

### 1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

## 2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

### 【郵便事業株式会社、郵便局株式会社】

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

### 1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

### 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得てお年玉付郵便はがき等寄附金を配分する。

災 害 応 急 対 策  
事 故 等 編



## 第1節 海上災害応急対策

【第1節の施策体系】

### 第1節 海上災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 376

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 377

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 通報連絡体制

P. 378

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 事故発生時における応急措置

P. 378

主担当：危機管理室、防災計画室、堺海上保安署

#### 第5 事故対策連絡調整本部の設置

P. 380

主担当：危機管理室、防災計画室、堺海上保安署

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の際の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の際の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監）の順で代理は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること

- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

【危機管理室、防災計画室】

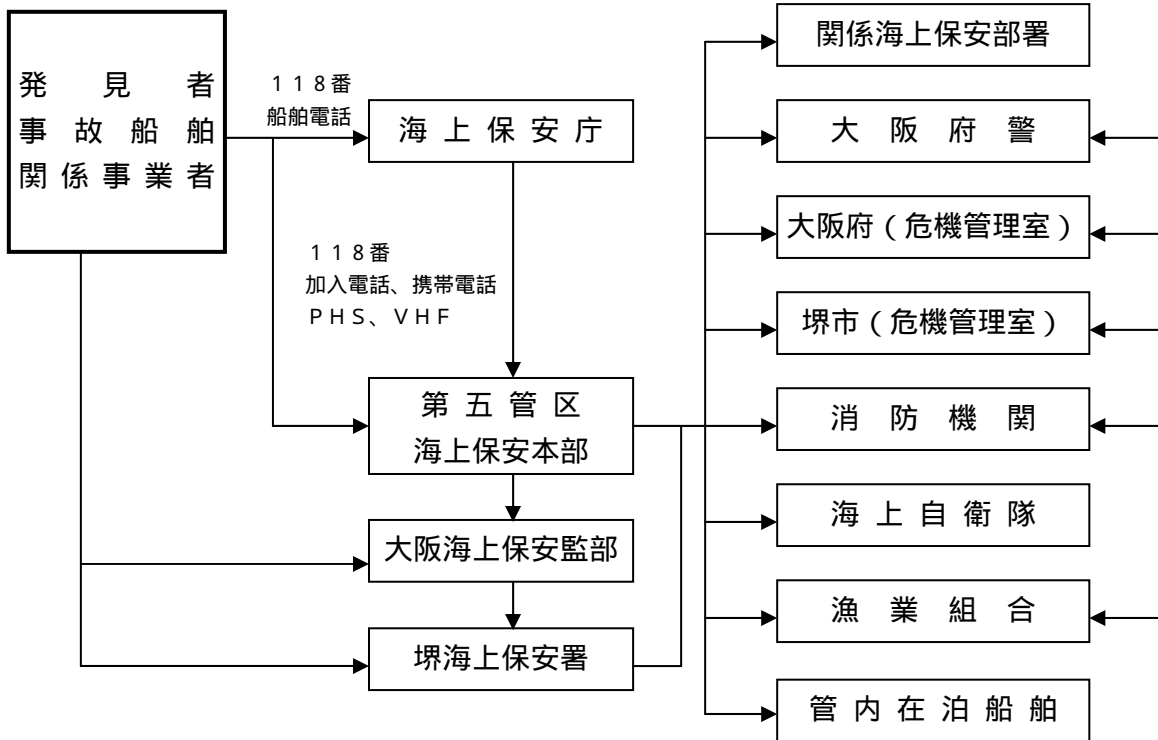
庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 通報連絡体制

【危機管理室、防災計画室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次による。

#### 1 通報系統



#### 2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類、品名、数量又は施設名並びに危険物等の種類、品名、数量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

### 第4 事故発生時における応急措置

【危機管理室、防災計画室、堺海上保安署】

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

## 1 災害広報

### (1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

### (2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

## 2 流出油等の防除措置

### (1) 市、府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、大阪海上保安監部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着する恐れがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

### (2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会による流出油等の防除活動が行われる場合は、必要に応じて活動の調整を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律41条の2）に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

### 3 積油の抜取り

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行わせる。

### 4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署、消防局は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### 5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

堺海上保安署は、危険物等により、火災が発生し、又は発生の恐れがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

## 第5 事故対策連絡調整本部の設置

### 【危機管理室、防災計画室、堺海上保安署】

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

## 1 構成及び設置場所

### (1) 構成

堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

### (2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

## 2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

## 第2節 航空災害応急対策

【第2節の施策体系】

### 第2節 航空災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 383

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 384

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

P. 385

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 その他の地域

P. 385

主担当：危機管理室、防災計画室



市及び防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な航空事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

### 【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

---

【危機管理室、防災計画室】

市は、航空災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 その他の地域

---

【危機管理室、防災計画室】

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

## 第3節 鉄道災害応急対策

【第3節の施策体系】

### 第3節 鉄道災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 387

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 388

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

P. 389

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 情報収集伝達体制

P. 389

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 鉄軌道事業者の災害応急対策

P. 390

主担当：危機管理室、防災計画室、鉄軌道事業者

鉄軌道事業者及び市、府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第1 市の組織動員

【危機管理室、防災計画室】

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄道事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

### 【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室、防災計画室】

市は、鉄道災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

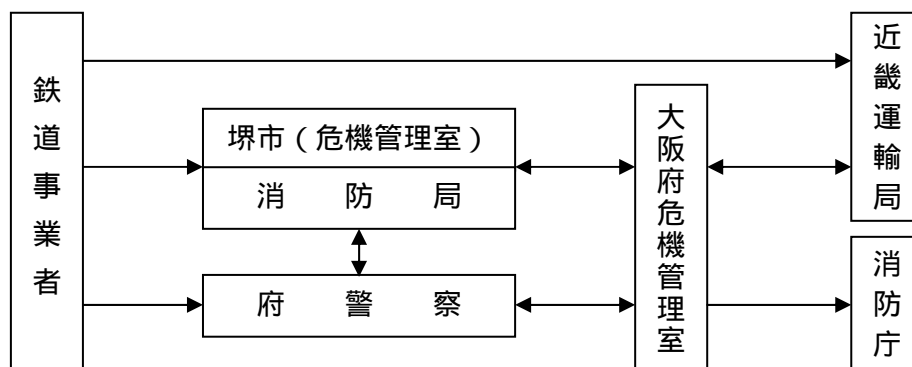
### 第4 情報収集伝達体制

【危機管理室、防災計画室】

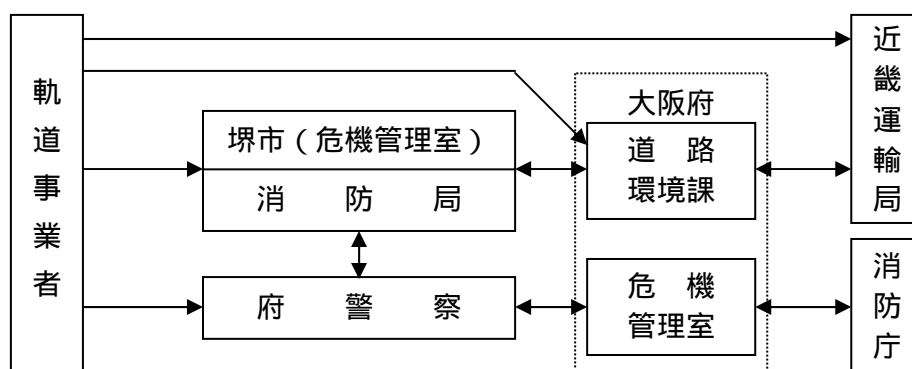
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

#### 1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



#### 2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

## 第5 鉄軌道事業者の災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、鉄軌道事業者】

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

### 1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### 2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

### 3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

### 4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。



## 第4節 道路災害応急対策

【第4節の施策体系】

### 第4節 道路災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 392

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 393

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

P. 394

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 情報収集伝達体制

P. 394

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第5 道路管理者の災害応急対策

P. 394

主担当：危機管理室、防災計画室、建設局

道路管理者及び市、府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な道路事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な道路事故等発生 の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な道路事故等発生 の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること

- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

### 【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室、防災計画室】

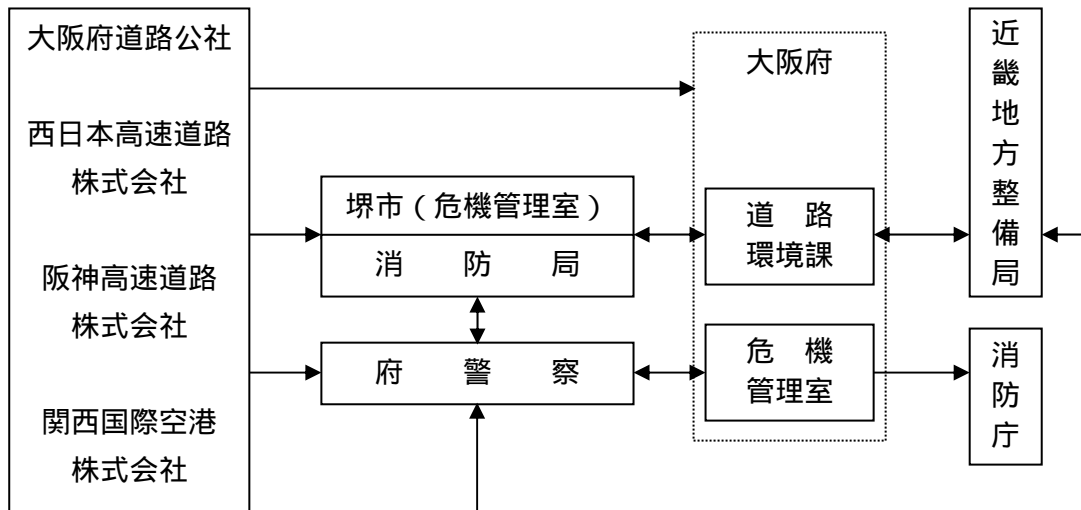
市は、道路災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 情報収集伝達体制

【危機管理室、防災計画室】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

#### 1 情報収集伝達経路



#### 2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

### 第5 道路管理者の災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、建設局】

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

#### 1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

## 2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

## 3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

## 4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

## 5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

## 第5節 危険物等災害応急対策

【第5節の施策体系】

### 第5節 危険物等災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 397

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 398

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

P. 399

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 危険物災害応急対策

P. 399

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、消防局

#### 第5 高圧ガス災害応急対策

P. 400

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、消防局

#### 第6 火薬類災害応急対策

P. 402

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

#### 第7 毒物劇物災害応急対策

P. 403

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、健康福祉局、消防局

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによるものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な危険物等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること

- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対



策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室、防災計画室】

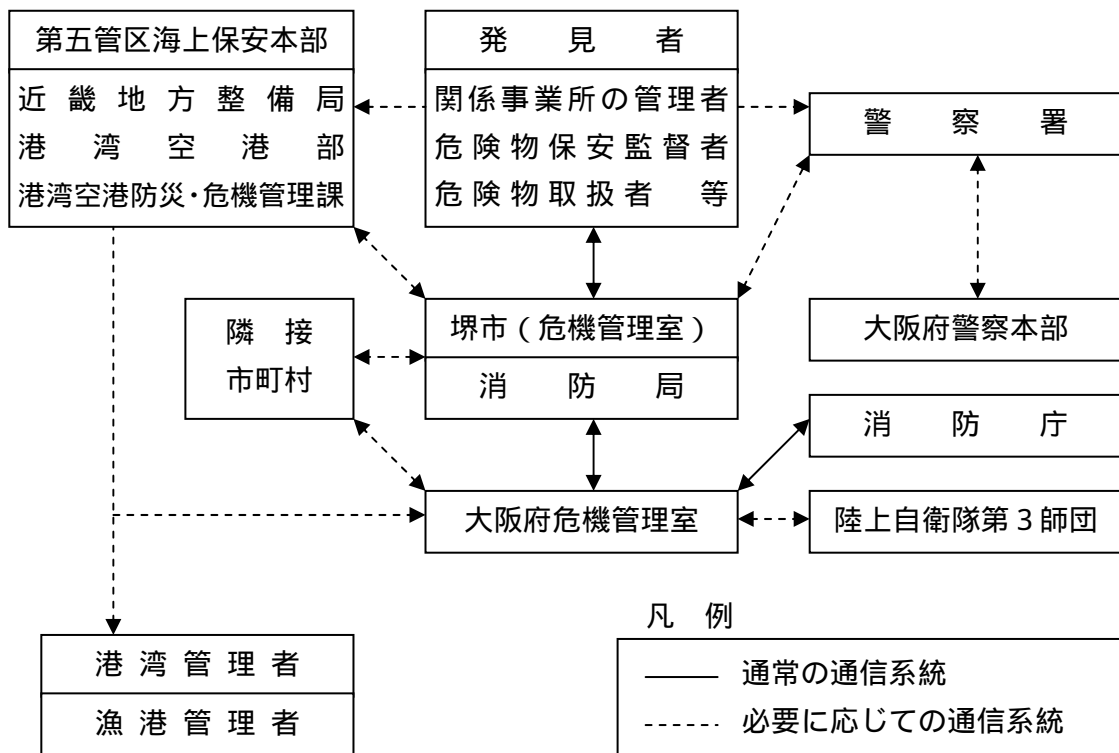
市は、危険物災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 危険物災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、環境局、消防局】

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



#### 2 市（危機管理室・環境局・消防局）

- (1) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市（危機管理室・環境局・消防局）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

### 4 事業者

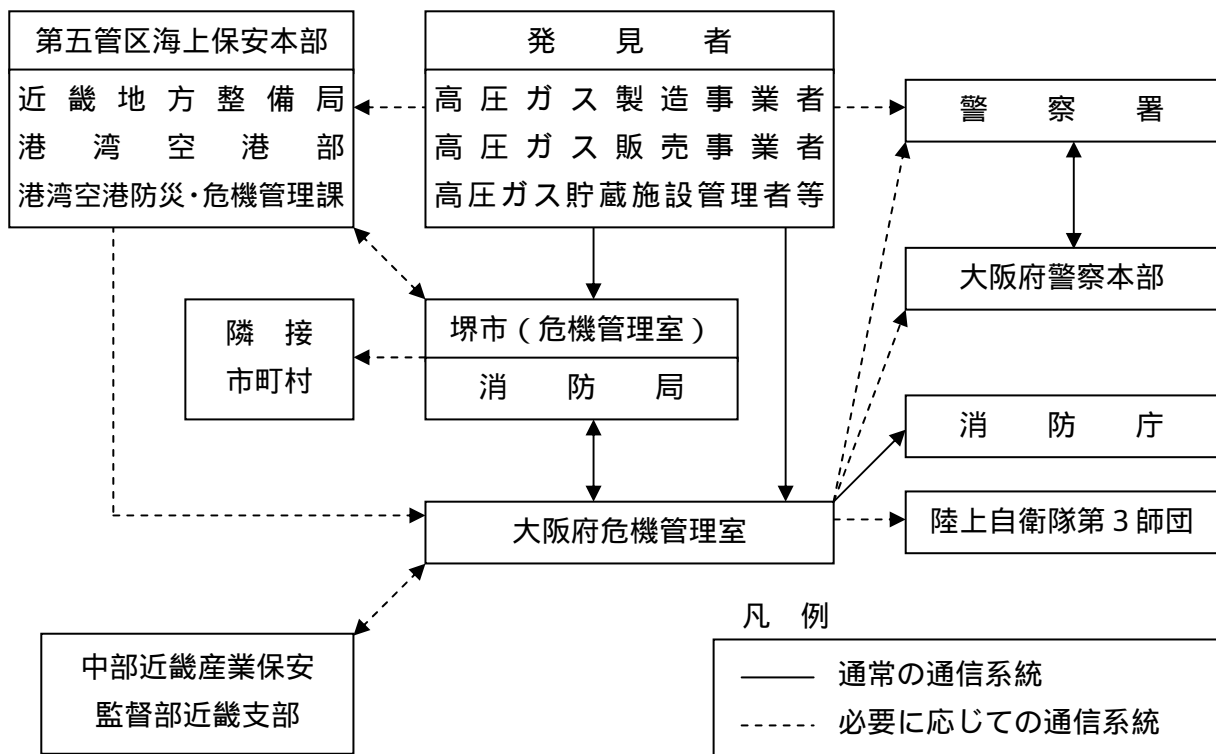
- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市（危機管理室・環境局・消防局）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第5 高圧ガス災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、環境局、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市（危機管理室・環境局・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 府、近畿経済産業局

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

### 4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

### 5 事業者

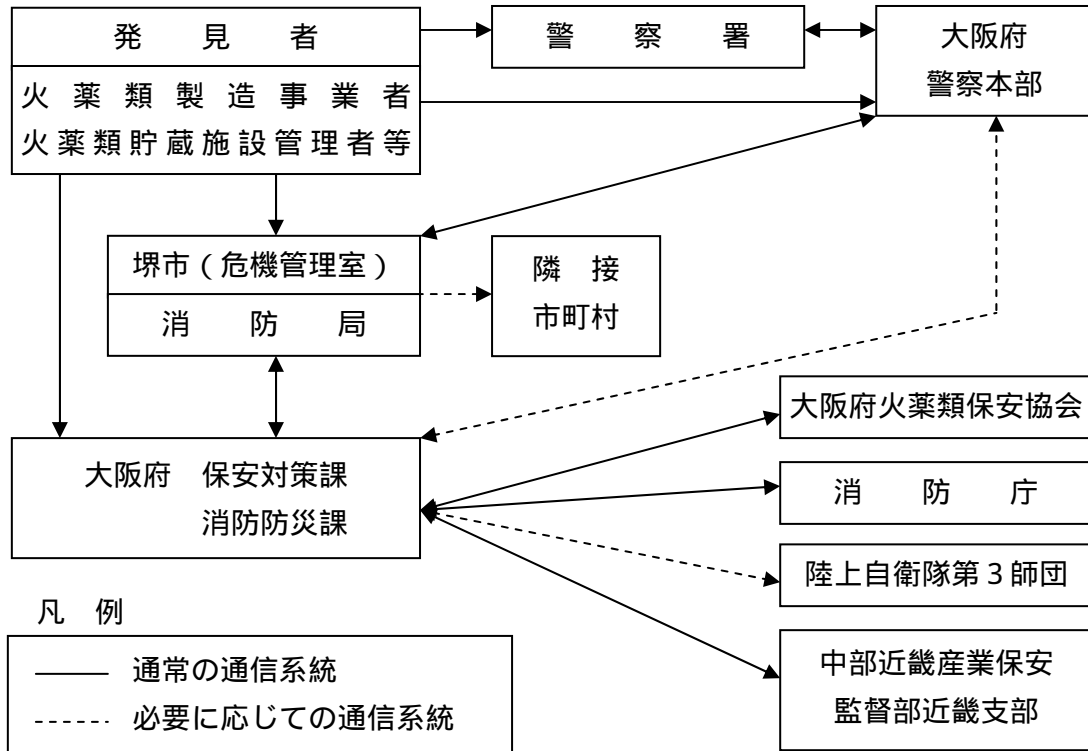
- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第6 火薬類災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市（危機管理室・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

### 4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。
- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

### 5 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

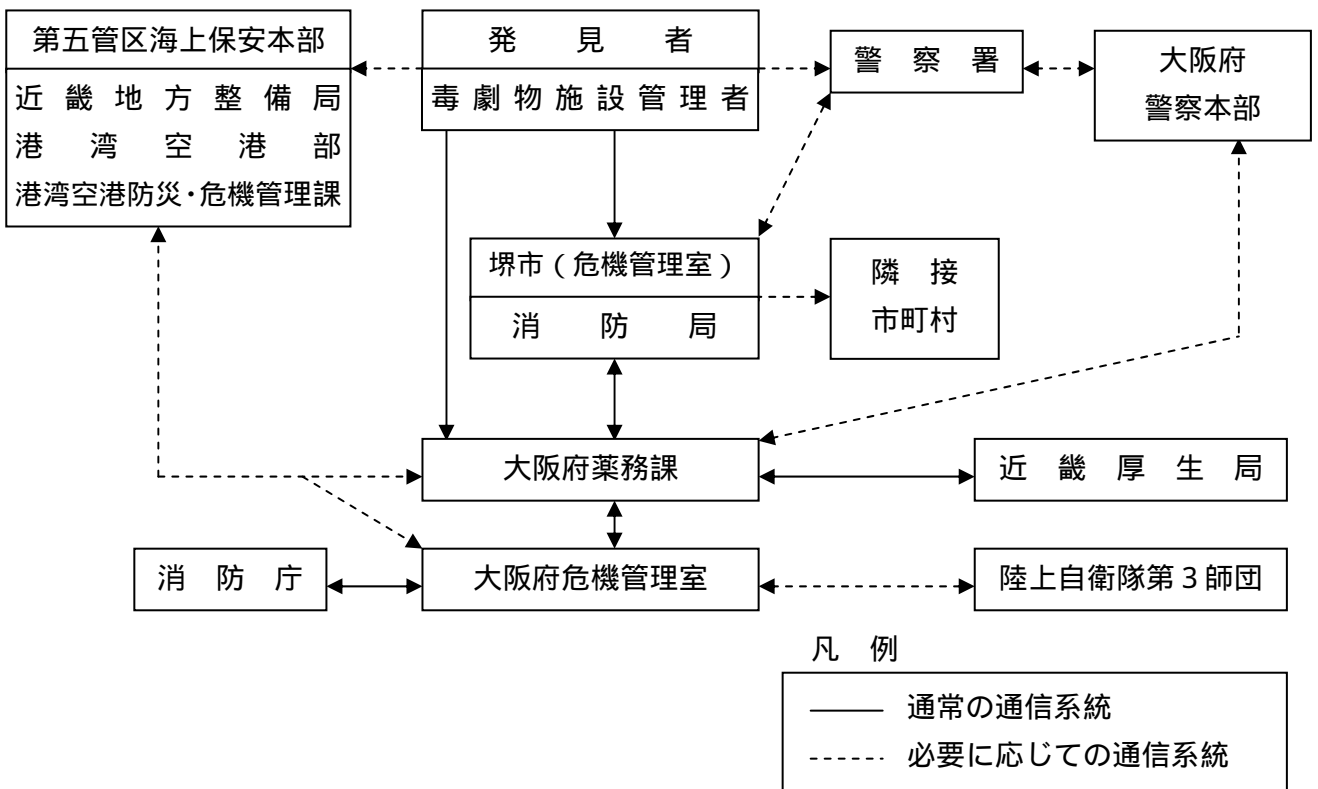
(2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

## 第7 毒物劇物災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、環境局、健康福祉局、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市（危機管理室・環境局・健康福祉局・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 府

(1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、その恐れがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して府警察、市等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

(2) 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置を講ずる。

#### 4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

#### 5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

【第6節の施策体系】

### 第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

- 第1 市の組織動員** P. 406  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第2 府現地災害対策本部との連絡** P. 407  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置** P. 408  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第4 通報連絡体制** P. 408  
主担当：危機管理室、防災計画室
- 第5 火災の警戒** P. 408  
主担当：危機管理室、防災計画室、消防局
- 第6 市** P. 409  
主担当：危機管理室、防災計画室、消防局
- 第7 府警察** P. 410  
主担当：大阪府警察本部
- 第8 大阪ガス株式会社** P. 410  
主担当：大阪ガス株式会社
- 第9 高層建築物、地下街の管理者等** P. 411  
主担当：施設管理者

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施するものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な高層建築物、市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること



- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

### 【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室、防災計画室】

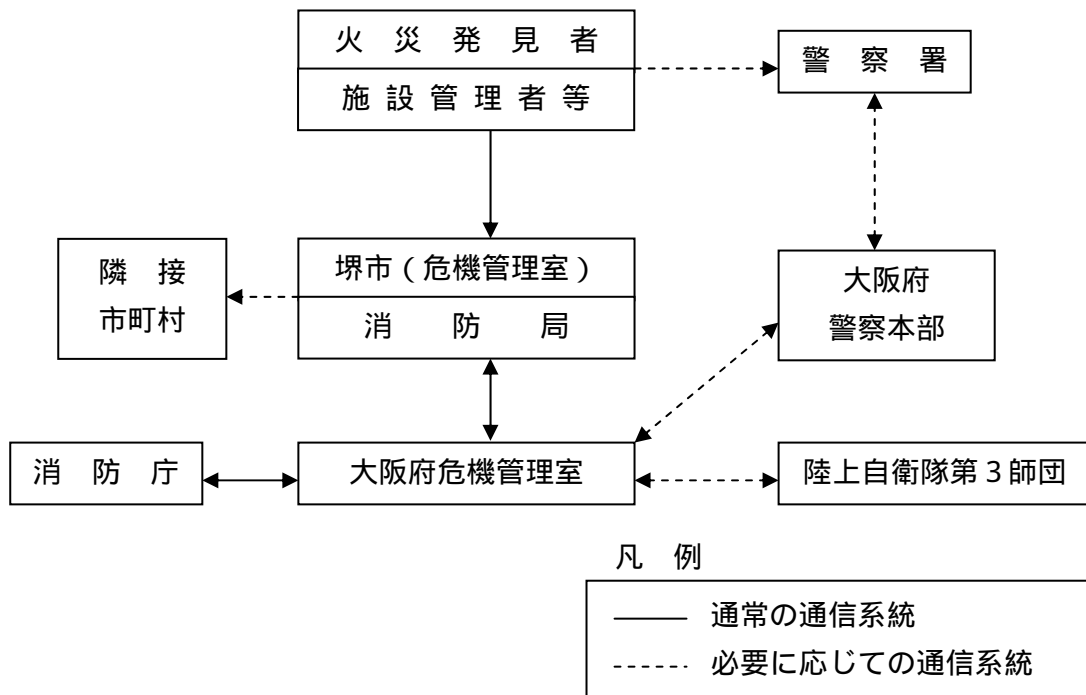
市は、高層建築物、市街地災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 通報連絡体制

【危機管理室、防災計画室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

#### 1 通報系統



### 第5 火災の警戒

【危機管理室、防災計画室、消防局】

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

#### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

### 4 住民への周知

市は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

## 第6 市

### 【危機管理室、防災計画室、消防局】

市（危機管理室・消防局）は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

### 2 火災等

市（消防局）は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物の消防用設備等の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

### 3 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

## 第7 府警察

### 【大阪府警察本部】

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

### 1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

### 2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

### 3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資器材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

### 4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

### 5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

### 6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。  
また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等所要の措置をとる。

## 第8 大阪ガス株式会社

### 【大阪ガス株式会社】

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の施設に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、市（消防局）の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

## 第9 高層建築物、地下街の管理者等

### 【施設管理者】

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、市（消防局）等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のため、必要な措置を行う。

## 第7節 放射線災害応急対策

【第7節の施策体系】

### 第7節 放射線災害応急対策

#### 第1 市の組織動員

P. 413

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 府現地災害対策本部との連絡

P. 414

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

P. 415

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第4 放射性物質に係る災害応急対策

P. 415

主担当：危機管理室、防災計画室、環境局、消防局

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講ずるものとする。

## 第1 市の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室】

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

##### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 府現地災害対策本部との連絡

### 【危機管理室、防災計画室】

庁舎内又は市域内に府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。



### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室、防災計画室】

市は、放射線災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 放射性物質に係る災害応急対策

【危機管理室、防災計画室、環境局、消防局】

放射性物質に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

#### 1 災害発生時の措置

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 産廃埋立地におけるチタン廃棄物の監視
- (4) 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- (5) 住民等の避難
- (6) 危険区域の設定と立入制限
- (7) 交通規制
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

#### 2 災害時のチタン廃棄物対応

震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握するとともに、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。

チタン廃棄物の露頭等に起因する空間放射線量率が経年測定値の平均を上回る異常を確認した場合は、覆土による応急対応と立入制限などの被曝防止措置を講じたうえで、土地の所有者又は管理者に対して対応を求め、速やかに文部科学省に報告し指示を受ける。

## 第8節 林野火災応急対策

【第8節の施策体系】

### 第8節 林野火災応急対策

#### 第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員 P. 417

主担当：危機管理室、防災計画室、産業振興局

#### 第2 市（消防局）の組織動員 P. 419

主担当：消防局

#### 第3 火災通報等 P. 419

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

#### 第4 火災の警戒 P. 420

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

市（消防局）は、林野火災が発生するおそれがある場合には火災警戒活動を実施する。

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災が発生した場合には必要な組織動員体制をとるものとし、大阪府地域防災計画の定めるところにより設置される大阪府林野火災対策本部との連絡調整を図り、対策にあたる。また、市（消防局）は、堺市消防局林野火災警防計画の定めるところにより消火活動等を実施するものとする。

府・市及び関係機関は相互に連携を図りつつ迅速かつ組織的に対処し、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

## 第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員

### 【危機管理室、防災計画室、産業振興局】

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火災事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火災事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき
- ウ 本部の所掌事務
  - ① 情報の収集・伝達に関すること
  - ② 職員の配備に関すること
  - ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
  - ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること
- (3) 現地調整所の設置

市（危機管理室・産業振興局）は、林野火災による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、災害対策本部等と消防局現地指揮本部ほか関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

## 2 組織および運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

《資料 1-5 堺市災害対策本部条例》

《資料 1-8 堺市災害対策本部要綱》

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参加する。

危機管理センター	警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報

道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

## 第2 市（消防局）の組織動員

【消防局】

### 1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 警防本部・消防署に大隊本部の設置

### 2 活動内容

消防局長は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 火災の規模等が通報基準に達したときは、本節「第3 火災通報等」により府に即報を行う。
- (3) 隣接市町等への応援要請等
  - ア 火災が拡大して市単独では十分に対処できない場合の、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備を要請及びその旨の危機管理センター長等への連絡
  - イ 警戒区域・交通規制区域の指定
  - ウ 消防庁長官又は大阪府知事に対する応援隊・飛火警戒隊・補給隊等の編成及び広域航空消防の応援要請並びに応援部隊の受入れ準備
  - エ 自衛隊の災害派遣が必要な場合の危機管理センター長等への依頼要請

## 第3 火災通報等

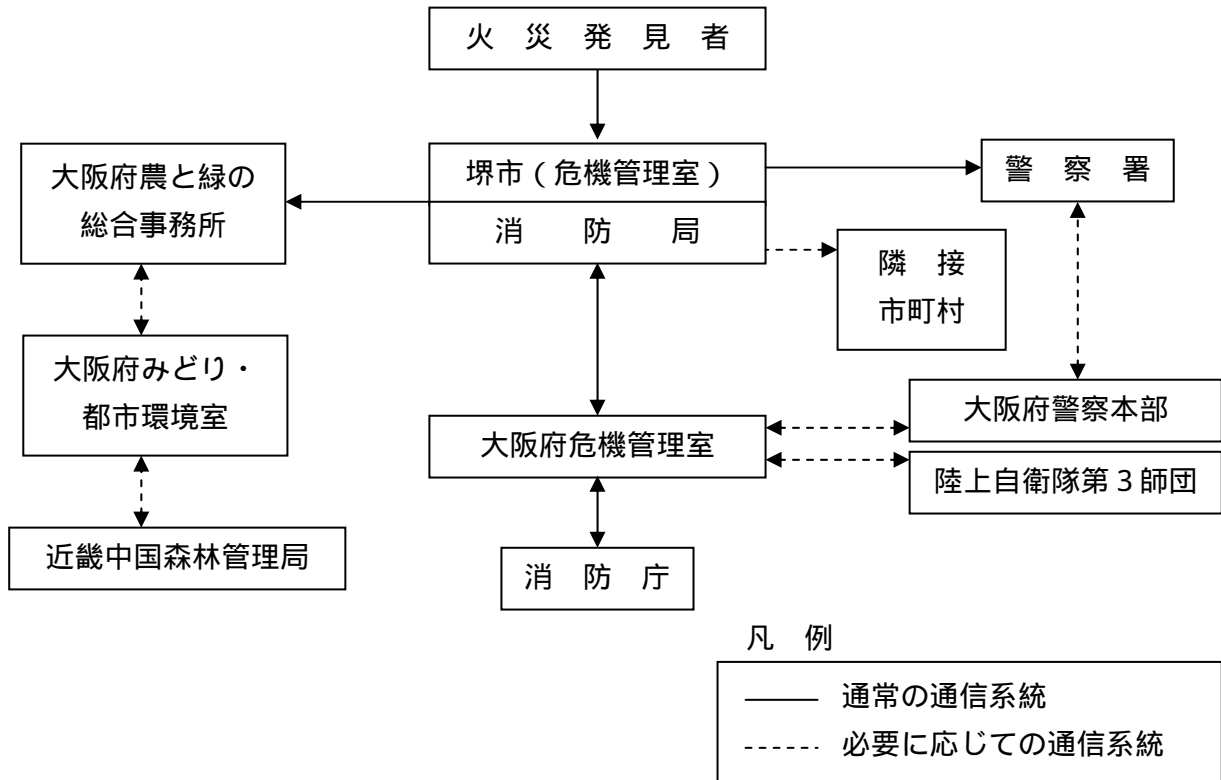
【危機管理室、防災計画室、消防局】

### 1 通報基準

- (1) 市（消防局）は、林野における火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。
  - ア 焼損面積5ha以上と推定される場合
  - イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
  - ウ 空中消火を要請する場合
  - エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合
- (2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。
  - ア 焼損面積10ha以上と推定される場合
  - イ 空中消火を要請した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）
  - ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

## 2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第4 火災の警戒

【危機管理室、防災計画室、消防局】

### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき）は、知事に通報し、知事は、市長に伝達する。（ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。）

### 2 火災警報

市長（消防局長）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

### 4 住民への周知

市（危機管理室）は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、

災害時要援護者に配慮する。

# 災害復旧・復興対策



## 第1章 生活の安定

【第1章の構成】

第1章 生活の安定		
第1節	復旧事業の推進	P.423
第2節	被災者の生活確保	P.426
第3節	中小企業の復興支援	P.431
第4節	農林漁業関係者の復興支援	P.432

## 第1節 復旧事業の推進

【第1節の施策体系】

### 第1節 復旧事業の推進

#### 第1 被害の調査

P.424

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

#### 第2 公共施設等の復旧

P.424

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

#### 第3 激甚災害の指定

P.424

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

#### 第4 激甚災害指定による財政援助

P.425

主担当：危機管理室、防災計画室、財政局

市及び防災関係機関は、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

## 第1 被害の調査

【危機管理室、防災計画室、財政局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに府に報告する。

## 第2 公共施設等の復旧

【危機管理室、防災計画室、財政局】

### 1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 2 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

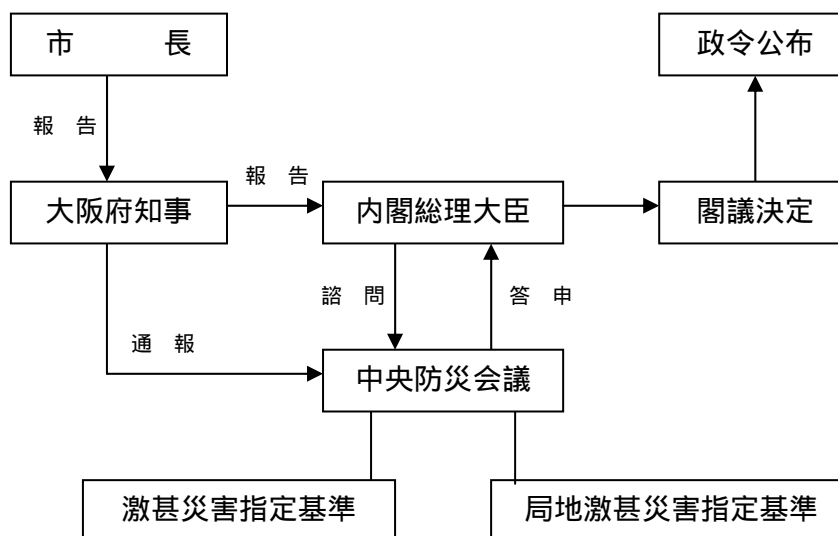
## 第3 激甚災害の指定

【危機管理室、防災計画室、財政局】

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚災害法という。)及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

《資料3-2 激甚災害指定基準》

【激甚災害指定の手続きの流れ】



#### 第4 激甚災害指定による財政援助

【危機管理室、防災計画室、財政局】

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

《資料3-3 災害復旧に伴う国の財政援助等》

## 第2節 被災者の生活確保

【第2節の施策体系】

### 第2節 被災者の生活確保

#### 第1 被災証明書の発行・交付

P.427

主担当：市民人権局、財政局

#### 第2 災害弔慰金等の支給

P.427

主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局

#### 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

P.427

主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局

#### 第4 租税等の減免及び徴収猶予等

P.428

主担当：財政局

#### 第5 住宅の確保

P.428

主担当：建築都市局

#### 第6 被災者生活再建支援金

P.429

主担当：危機管理室、防災計画室、健康福祉局

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

## 第1 災証明書の発行・交付

【市民人権局、財政局】

市は、災害により被災した市民がある場合には、被災者の把握に努める。

また、発災後速やかに災害による住宅等の被害の程度の認定を行うとともに、災証明書の発行・交付体制を確立し、被災者から申請があった場合に、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、速やかに災証明書を発行・交付する。

## 第2 災害弔慰金等の支給

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局】

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

### 2 災害見舞金

市は、「堺市災害応急救助要綱」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

《資料1-11 堺市災害応急救助要綱》

## 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局】

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

### 1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

## 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍)を対象とする。

## 第4 租税等の減免及び徴収猶予等

【財政局】

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
  - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
  - (2) 府税の還付又は減免
  - (3) 徴収猶予
  - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 市は、地方税法及び堺市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

## 第5 住宅の確保

【建築都市局】

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

### 1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

### 2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

### 3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用  
既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給  
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅の空き家活用  
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の空き家へのあっ旋を行う。

#### 4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

#### 5 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害される恐れのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

### 第6 被災者生活再建支援金

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局】

#### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

#### 2 被災者生活再建支援制度の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

##### (2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次の程度が対象となる。

ア 1の市町村域で、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合

イ 1の市町村域で、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

ウ 府県域で、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

エ 府域でア又はイの被害が発生し、かつ、1の市町村域（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

オ ア～ウの発生区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合



(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額 従来の所得・年齢等の要件、用途制限は撤廃されました。

(複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合）

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

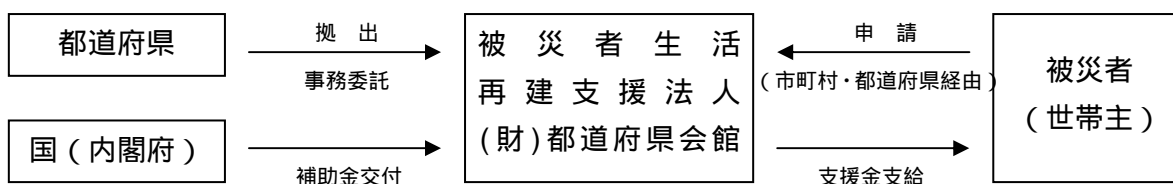
(単身世帯（世帯の構成員が単数）の場合）

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



## 第3節 中小企業の復興支援

【第3節の施策体系】

### 第3節 中小企業の復興支援

#### 第1 市の措置

P.431

主担当：産業振興局

#### 第2 融資の種類

P.431

主担当：産業振興局

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第1 市の措置

【産業振興局】

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、府の講じる措置に協力するとともに、堺商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。

#### 第2 融資の種類

【産業振興局】

##### 1 日本政策金融公庫 中小企業事業

災害の程度に応じて、融資条件を定めて、災害復旧貸付を行う。

##### 2 日本政策金融公庫 国民生活事業

据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

##### 3 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸付を行う。

##### 4 大阪府経営安定対策資金の貸付

## 第4節 農林漁業関係者の復興支援

【第4節の施策体系】

### 第4節 農林漁業関係者の復興支援

#### 第1 市の措置

P.432

主担当：産業振興局

#### 第2 資金の融資

P.432

主担当：産業振興局

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復及び経営の安定を図るため、資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

#### 第1 市の措置

【産業振興局】

農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

#### 第2 資金の融資

【産業振興局】

##### 1 融資の種類

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者への資金融資
- (2) 日本政策金融公庫による復旧資金融資
- (3) 日本政策金融公庫によるセーフティーネット資金融資

##### 2 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合の災害補償業務の迅速化及び適正化を促進し、早期の共済金の支払を図る。

## 第2章 復興の基本方針

### 【第2章の構成】

第2章 復興の基本方針		
第1節	復興の基本方針	P.434

## 第1節 復興の基本方針

【第1節の施策体系】

### 第1節 復興の基本方針

#### 第1 基本方針の決定

P.434

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 原状復旧

P.434

主担当：各局共通

#### 第3 復興計画の作成

P.434

主担当：各局共通

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

### 第1 基本方針の決定

【危機管理室、防災計画室】

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、基本方針を決定する。

### 第2 原状復旧

【各局共通】

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

### 第3 復興計画の作成

【各局共通】

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、復興計画を策定し、諸事業と調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

- 2 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や府・国との連携などにより、必要な体制を整備する。
  
- 3 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

## 附 属

# 東海地震の警戒宣言に伴う対応

## 第1節 総則

【第1節の施策体系】

### 第1節 総則

#### 第1 目的

P.436

主担当：危機管理室、防災計画室

#### 第2 基本方針

P.436

主担当：危機管理室、防災計画室

### 第1 目的

【危機管理室、防災計画室】

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

### 第2 基本方針

【危機管理室、防災計画室】

- 1 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。



## 第2節 東海地震注意情報の措置

【第2節の施策体系】

### 第2節 東海地震注意情報の措置

#### 第1 東海地震注意情報の伝達 P.437

主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

#### 第2 警戒態勢の準備 P.437

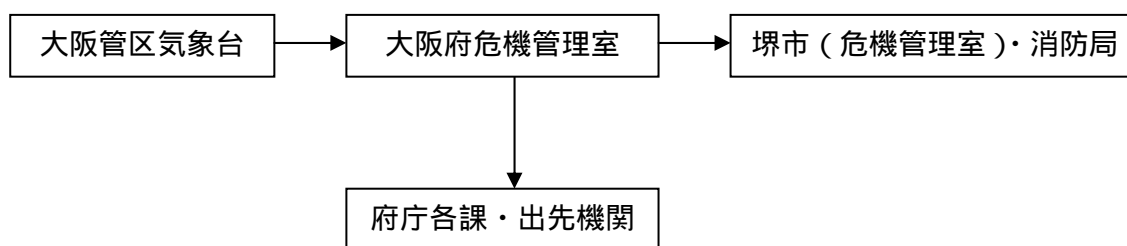
主担当：危機管理室、防災計画室、消防局

市をはじめ防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 第1 東海地震注意情報の伝達

【危機管理室、防災計画室、消防局】

#### 1 伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

### 第2 警戒態勢の準備

【危機管理室、防災計画室、消防局】

市をはじめ防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

## 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

【第3節の施策体系】

### 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

- 第1 東海地震予知情報等の伝達** P.438  
主担当：危機管理室、防災計画室、消防局
- 第2 警戒体制の確立** P.439  
主担当：各局共通
- 第3 住民、事業所に対する広報** P.440  
主担当：市長公室、危機管理室、防災計画室、区役所

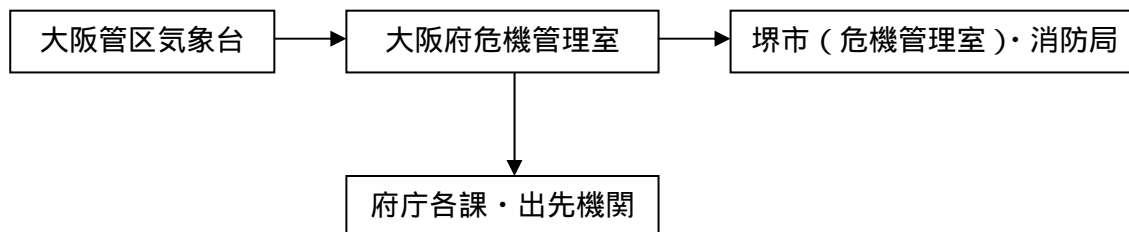
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

#### 第1 東海地震予知情報等の伝達

【危機管理室、防災計画室、消防局】

市は、警戒宣言が発せられるか、東海地震予知情報が発表された場合は、迅速に住民・事業所に伝達する。

##### 1 伝達経路



##### 2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
  - ア 東海地震予知情報
  - イ その他必要と認める事項
- (2) 警戒宣言

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

## 第2 警戒体制の確立

【各局共通】

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

### 1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資器材等の準備、点検を行う。

### 2 市（消防局）・泉州水防事務組合

市、府及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資器材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

### 3 交通の確保・混乱防止

府警察、堺海上保安署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

### 4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

### 5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合

に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

## 6 危険箇所対策

- (1) 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

## 7 社会秩序の維持

### (1) 警備活動

府警察及び堺海上保安署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

### (2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

## 8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

## 第3 住民、事業所に対する広報

【市長公室、危機管理室、防災計画室、区役所】

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

### 1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

### 2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。